

# 「いしかわ男女共同参画プラン2026」(仮称) (素案)

<副題について要検討>

－ 3つのC ( Chance, **Creation, Collaboration**) の実現－

石 川 県

# 目 次

## 第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	2
3 計画の期間	2

## 第2章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化	3
2 世界、国、石川県の動き	9
3 これまでの取組の評価	13

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	33
2 石川がめざす男女共同参画社会	33

## 第4章 基本的視座と推進方策

1 基本的視座と課題	34
2 計画の体系	35
3 施策の方向と概要	38

### 基本的視座Ⅰ 社会のあらゆる領域における女性の活躍推進

課題1 社会や組織の方針立案・決定過程への女性参画	38
課題2 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	44
課題3 多様な生き方やライフステージに応じた柔軟な働き方の 広がり	46
課題4 地域社会における男女共同参画	52

### 基本的視座Ⅱ 安全・安心な生活環境の確保、生きづらさの解消

課題5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	54
課題6 誰もが生活上の困難に陥らない、抜け出せる環境づくり	63
課題7 身体的性差の理解と、生涯を通じた健康支援	68
課題8 災害の教訓を生かした女性特有の負担の是正	71

### 基本的視座Ⅲ 男女の正確な相互理解と国際的調和

課題9 根底にある無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス） の解消	74
課題10 「国際社会の中の日本」「日本の中の石川」という比較の 視点等	80

## 第5章 計画の総合的な推進

1	県における推進体制	8 2
2	市町との連携	8 3
3	国との連携	8 3
4	関係機関、民間団体、企業等との連携	8 3
5	職員研修の充実等	8 3
6	県民への期待	8 3
7	計画の進行管理	8 3
8	数値目標	8 3

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

本県は、これまで「石川県男女共同参画推進条例」や国の「男女共同参画基本法」に規定する県の男女共同参画計画「いしかわ男女共同参画プラン 2021」に基づき、すべての人が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を積極的に推進してきました。

今般、現行プランの策定から5年を迎え、本県の現状を見ると、女性の就業率は全国トップクラスであるものの、女性管理職率は全国38位となっており、方針の立案決定や政策決定過程への女性の参画が十分とはいえない状況です。子育てや介護をはじめとしたライフイベントに際し、女性に負担が偏る傾向による仕事と家庭の両立のしづらさや、長時間労働や転勤等を当然視する労働慣行から、女性のキャリア形成が困難となる状況も伺えます。

誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現には、個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠ですが、性犯罪、性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力が、それを妨げる大きな要因となっています。暴力は、個人の尊厳を踏みにじるとともに、加害者からの関係性から誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいという側面もあり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。近年は、デジタル化の進展やSNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化しています。

経済社会においては、男女が置かれた状況の違いから、女性は経済的困難や教育・就労の機会の不均衡、地域社会での孤立など、さまざまな困難に陥りやすいことが懸念されるほか、令和6年能登半島地震と奥能登豪雨では、避難所等においては、女性のニーズに配慮した対応が十分ではなく、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分浸透しているとは言い難い状況が浮き彫りとなりました。

こうした背景には、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）（\*●）が存在し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組において、大きな障壁となっています。無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、往々にして幼少のころから長年にわたり形成されがちであり、親や学校の先生を含めた身近な人間関係やSNS、メディアなど周囲からの影響を数多く受けることで形成されることから、幼少期から成人に至るまで、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせず、解消するための取組を継続して行っていく必要があります。

これらの現状や、国が策定する「第6次男女共同参画基本計画」も踏まえ、性別にとらわれることなく活躍の機会が開かれ、互いが理解し合い協力することで共に価値を生み出し、多様な生き方・働き方が実現され、すべての人が生きやすい社会を目指し、新たな計画を策定するものです。

本計画に基づき、働く女性の活躍推進やジェンダーに基づく暴力の根絶、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消など、一層の施策の推進に取り組むこととしています。

---

\*● 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」を指す。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

## 2 計画の性格と役割

本計画は、男女共同参画社会基本法及び女性活躍推進法に基づき策定するもので、本県の男女共同参画推進に関する基本的取組の方向と具体的施策を示しております。

本計画に基づき、県の各行政分野において男女共同参画の視点が生かされるよう、積極的に取組を進めます。

また、国に対しては、県の取組に対する積極的な支援、協力を求めるとともに、市町に対して、本計画を勘案した市町男女共同参画計画の策定と、県との連携による一体的な取組を推進するよう働きかけていきます。

さらに、県民や事業者に対しては、本計画の趣旨に沿った活動や事業の取組を期待するものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

ただし、社会情勢の変化等により新たに盛り込むべき事由が生じた場合や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

# 第2章 計画策定の背景

## 1 社会情勢の変化

### (1) 少子高齢化の進行と労働力人口の減少

石川県の総人口は国（国立社会保障・人口問題研究所）の推計によれば、令和32年には89万7千人となる見込みで、今後も人口減少は進行すると予測されています。（図表1）

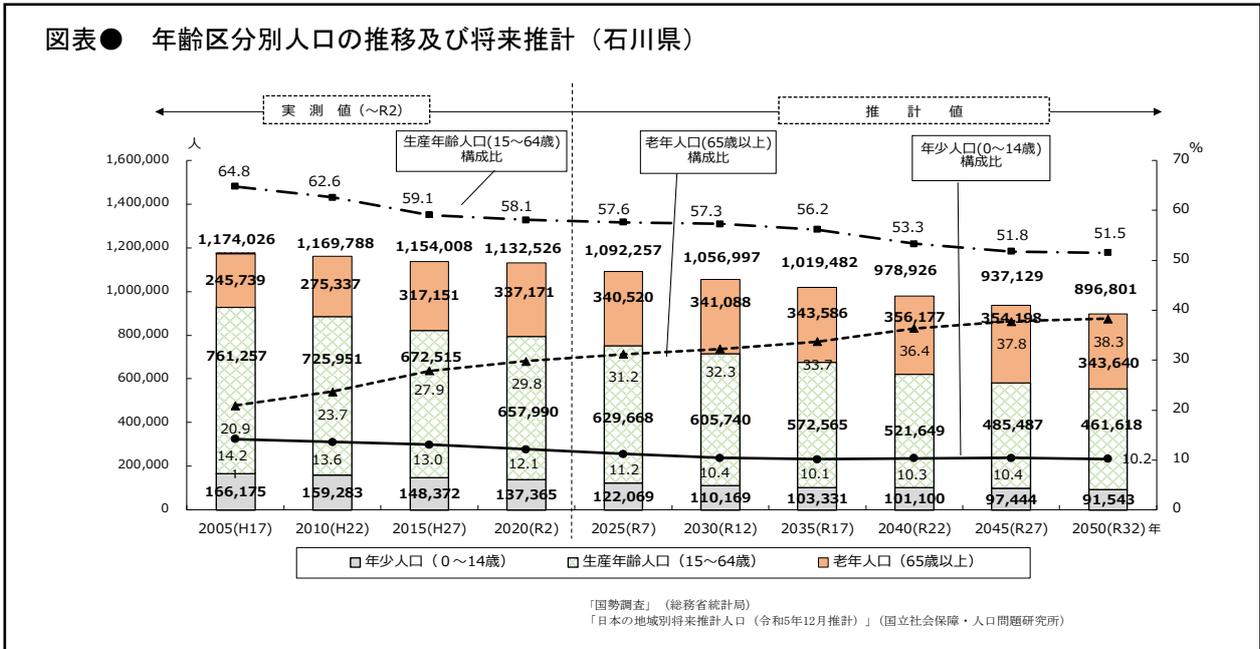
人口全体に占める年齢区分別の構成比をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し、令和2年の約3割から、令和32年には約4割に上昇すると推計されています。また、「働く年齢」の中核である生産年齢人口（15～64歳）の構成比は、今後も減少傾向が続くことが予測されています。

このまま人口減少が続くと、産業を支える働き手の不足や、国内市場の縮小による産業の衰退、地域の活力低下など、県民生活にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されることから、県では、令和5年9月に「石川県成長戦略」を策定し、人口減少や少子高齢化などの課題克服に向けた対策を進めることとしています。

特に、能登は人口減少と高齢化が進んでいる地域であり、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨によりその動きは一層加速しています。県では、令和6年6月に策定した「石川県創造的復興プラン」を策定し、人口減少社会に適応しながら持続可能な地域を目指すための様々な取組を盛り込んでおります。

少子高齢化の進行と労働力人口の減少の中、持続的な成長を実現し、地域の活力を維持していくためには、若者、高齢者など多様な年齢層の社会参画が必要です。また、労働市場における人口構造変化の影響を緩和するためには、女性の就業・活躍を進め、その能力を十分に発揮できる環境をこれまで以上に整備する必要があります。

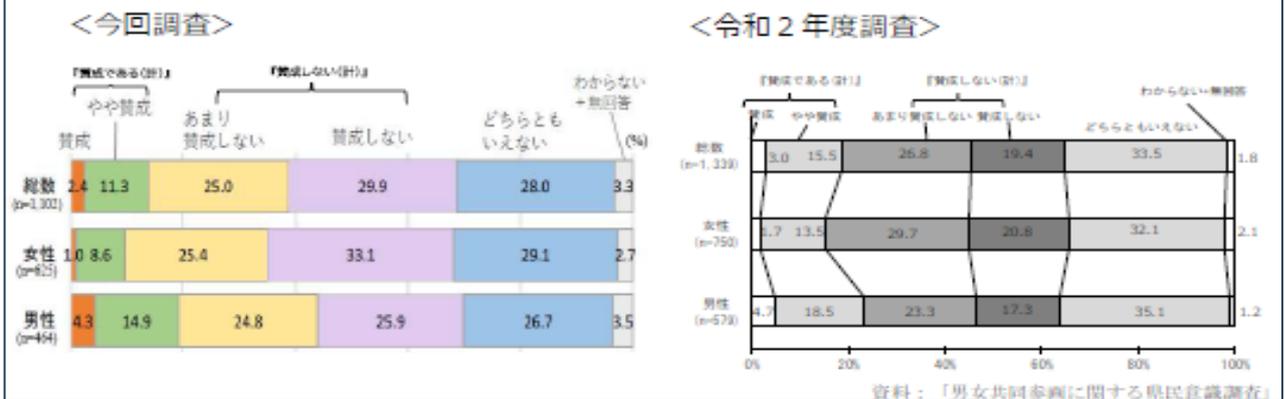
図表● 年齢区分別人口の推移及び将来推計（石川県）



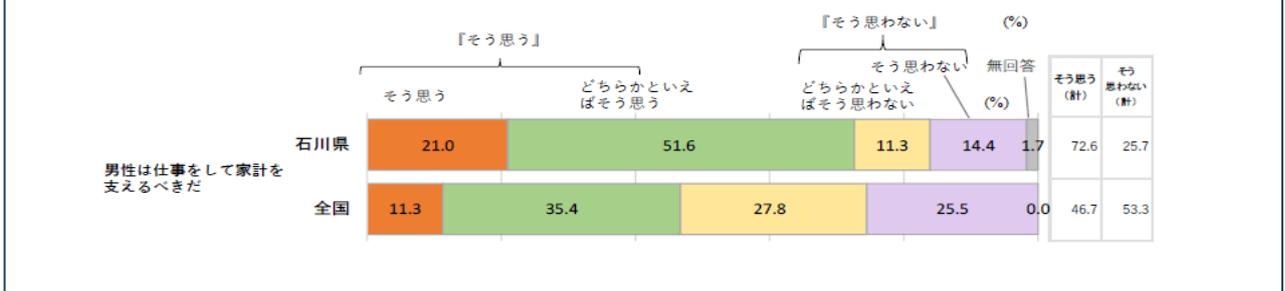
## (2) 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在

令和6年度に実施した県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「賛成」「やや賛成」と回答する人は減少傾向にある一方で、「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」という考えに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答する人は、内閣府が実施した令和4年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査の数値を上回っています。

図表● 「男は仕事、女は家庭」という考え方（石川県）



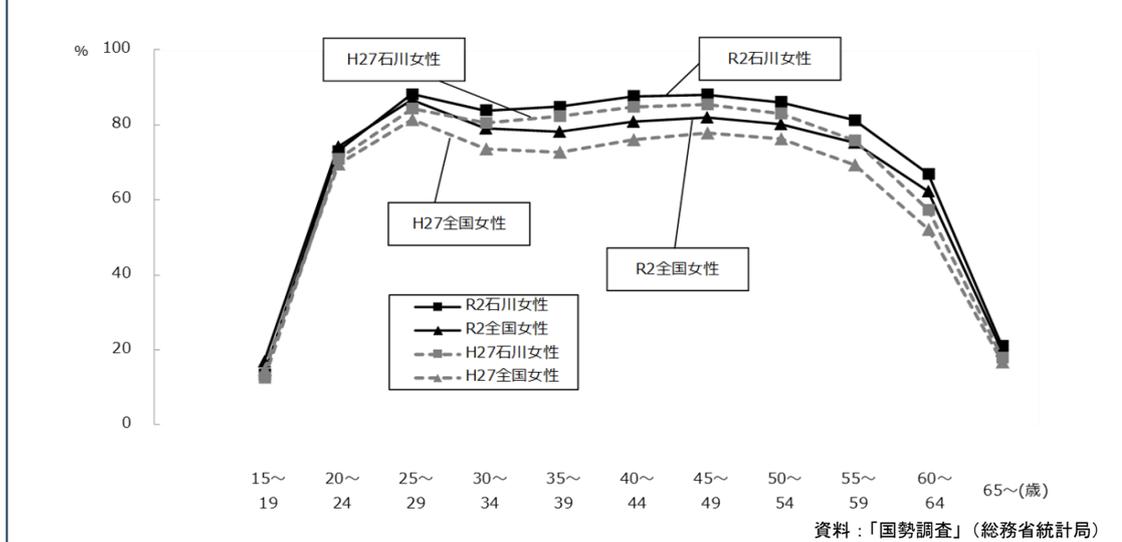
図表● 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）（石川県・全国）



## (3) 家事・育児・介護等への家庭内の理解・協力と職場環境の整備の不足

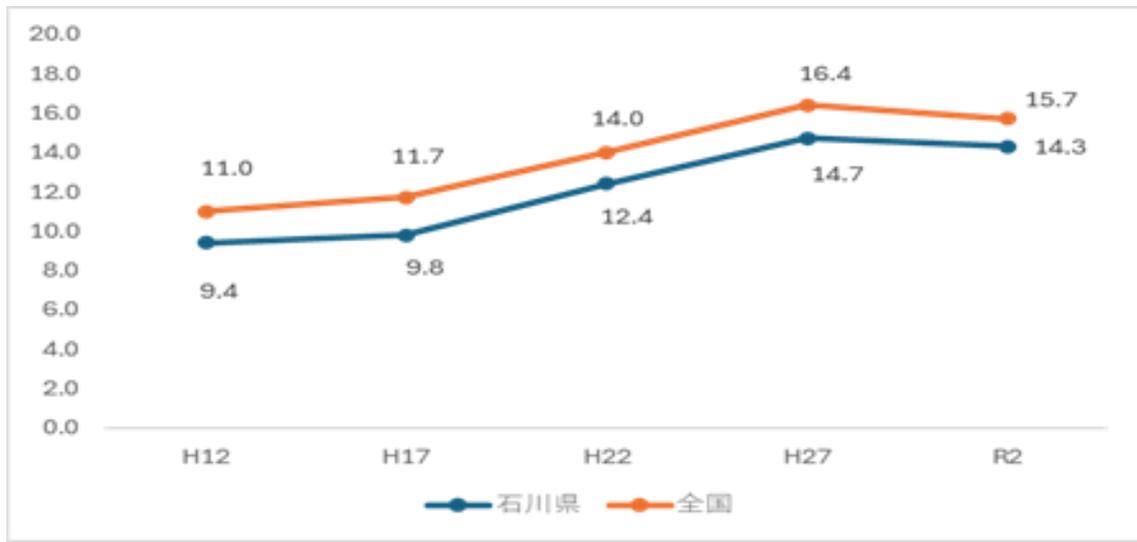
本県では、保育サービスの充実等子育て支援や再就職を希望する女性への就業支援を進めており、女性の就業率は令和2年国勢調査で全国3位となっています。

図表● 女性の年齢階級別就業率（石川県・全国）



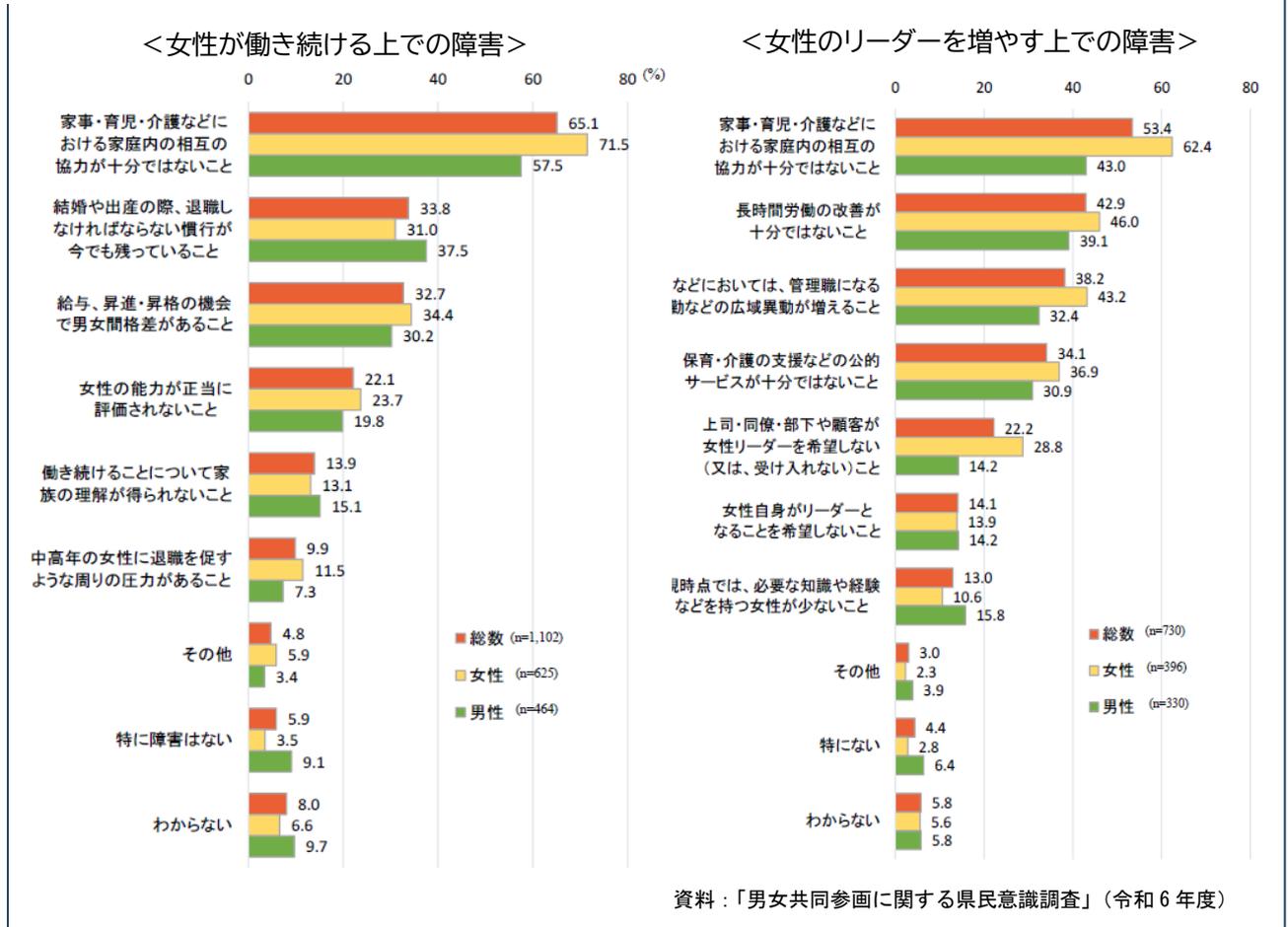
一方で、本県の管理職（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合は14.3%と、全国平均よりも低くなっています。

図表● 管理職に占める女性の割合（石川県・全国）



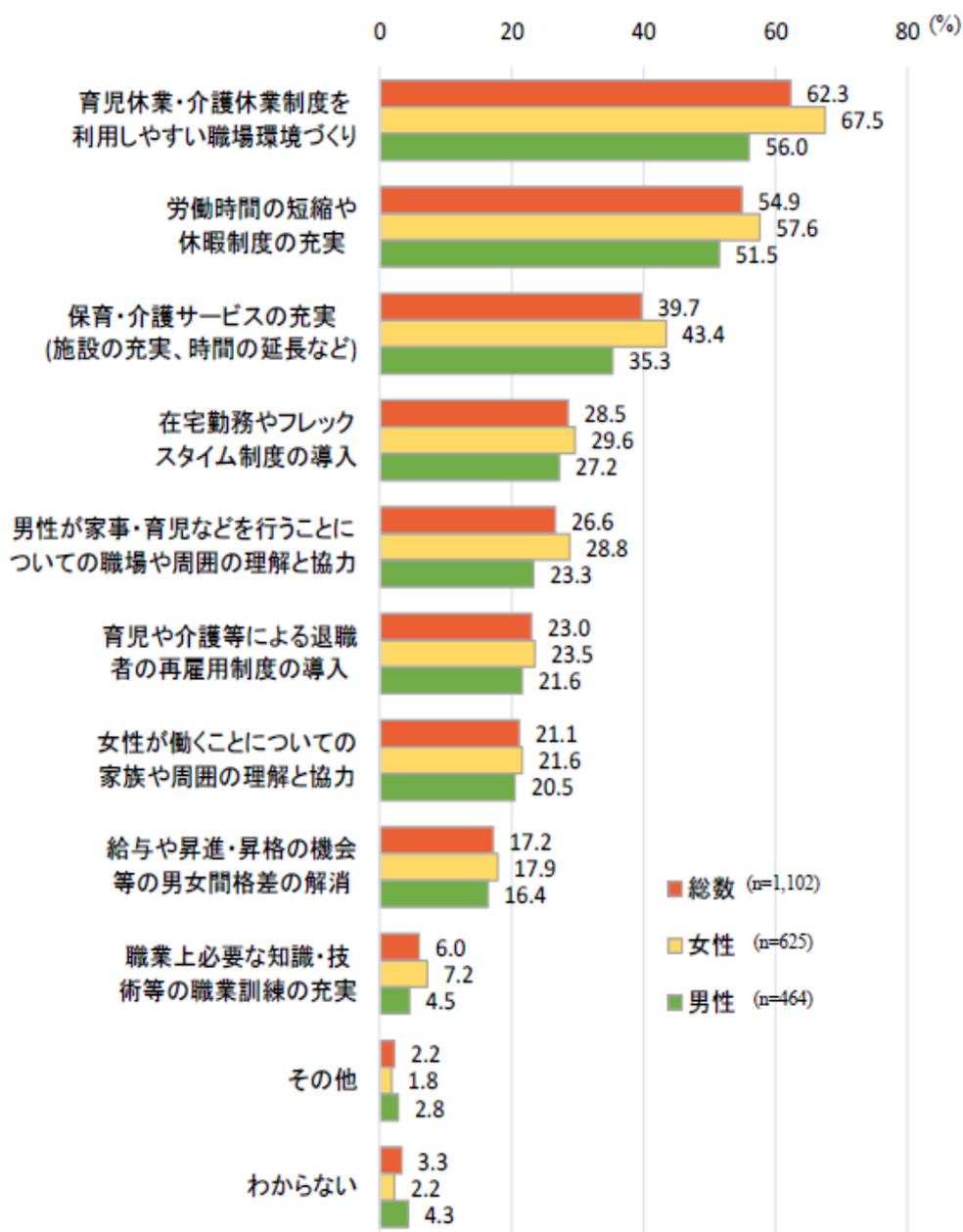
県民意識調査によると、「女性が働きつづける上での障害」及び「女性のリーダーを増やす上での障害」として、「家事・育児・介護などにおける家庭内の協力が十分ではないこと」を挙げる女性は約6割以上います。

図表● 女性が働き続ける上での障害・女性のリーダーを増やす上での障害として考えられるもの



また、「男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと」として、「育児休業・介護休業を利用しやすい職場環境づくり」、「労働時間の短縮や休暇制度の充実」が最も多く挙げられています。

図表● 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと

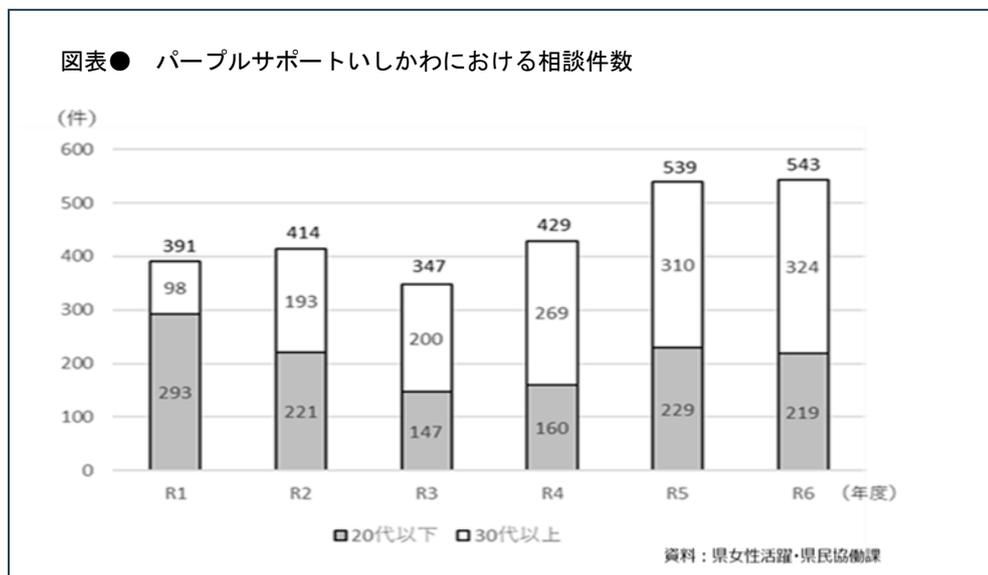
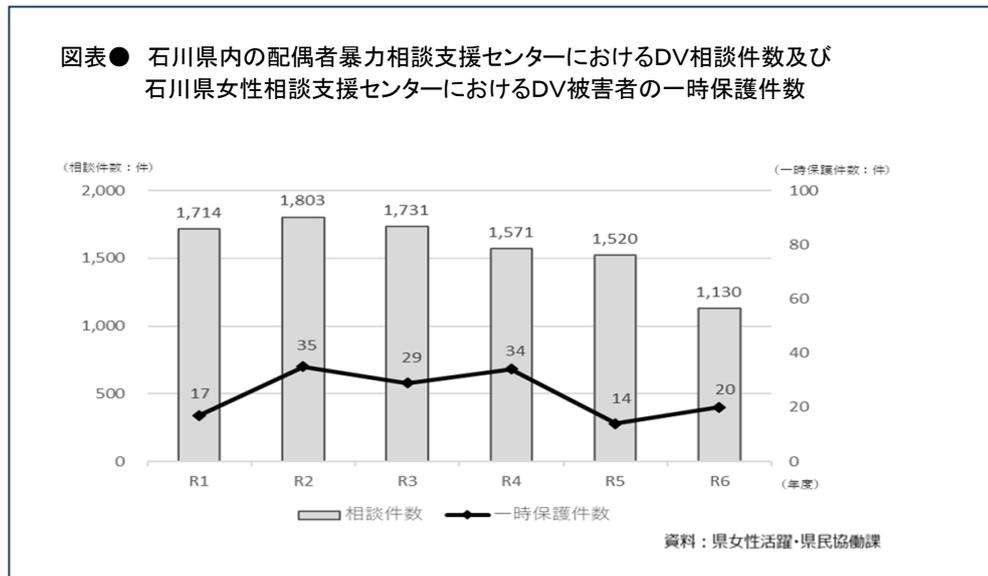


資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）

(4) 配偶者等に対する暴力根絶の取組や困難な問題を抱える女性への支援の必要性の高まり

配偶者暴力相談支援センター（石川県女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室）に寄せられたDVに関する相談件数は、令和6年度は1,130件、石川県女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は、20件でした。

また、性犯罪・性暴力対策の取組では、平成29年10月に「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」を開設し、性暴力被害者の支援をワンストップで行っています。今後も、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないための教育・啓発の強化が求められます。

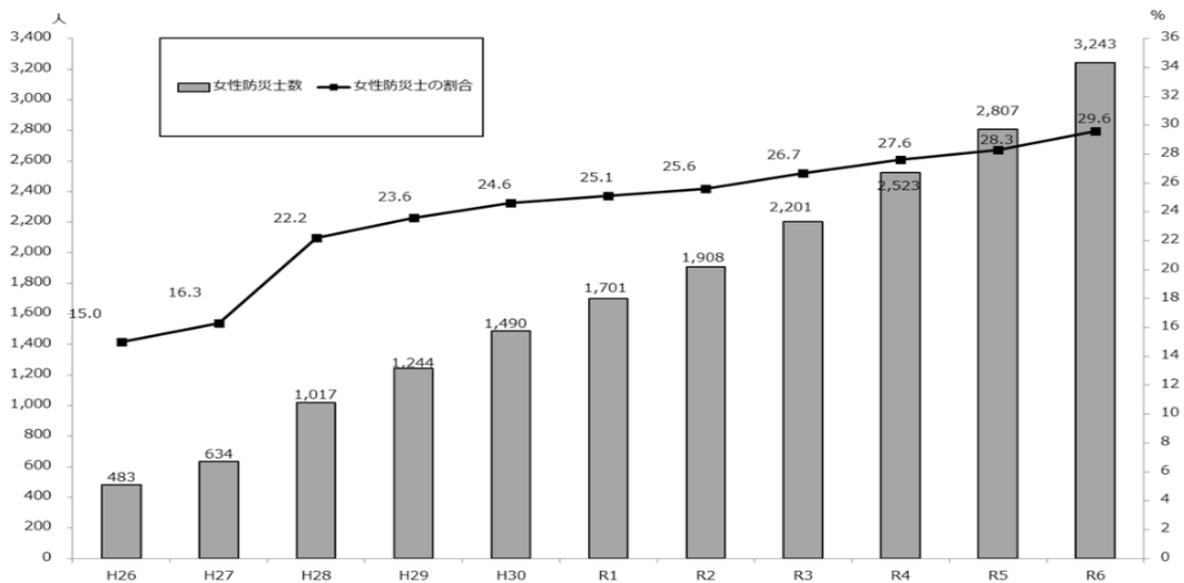


### (5) 令和6年能登半島地震の検証結果に基づく課題への対応

令和6年1月に最大震度7を観測する令和6年能登半島地震が発生し、また令和6年9月に被災地を記録的な豪雨が襲い、未曾有の複合災害となりました。

令和6年能登半島地震については、内閣府男女共同参画局による調査や本県の検証の結果、男女共同参画視点での課題として、意識決定や災害の現場への女性の参画促進、平常時からの国や自治体のトップを含む関係者の意識の醸成、災害対応を担う職員等へのサポート体制の強化、女性防災リーダーへの支援・ネットワーク強化などが課題として挙げられました。

図表● 女性防災士数の推移（石川県）



資料：県危機対策課

## 2 世界、国、石川県の動き

### (1) 世界の動き

#### ○平成 17 年 (2005 年) 国連「北京+10」閣僚級会合

第 49 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める内容の宣言を採択

#### ○平成 22 年 (2010 年) 国連「北京+15」記念会合

第 54 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+15」が、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマにニューヨークで開催

#### ○平成 23 年 (2011 年) UN Women 正式発足

ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足

#### ○平成 27 年 (2015 年) 国連「北京+20」記念会合

第 59 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」が、1995 年に開催された第 4 回世界女性会議(北京会議)から 20 年目に当たることを記念し、ニューヨークで開催

#### ○平成 27 年 (2015 年) 国連「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

国連持続開発可能なサミットがニューヨークで開催され、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、「ジェンダー平等の実現」など 17 の「持続可能な開発目標(SDGs)」を含むアジェンダを採択

#### ○令和 2 年 (2020 年) 国連「北京+25」記念会合

第 64 回国連女性の地位委員会、通称「北京+25」がニューヨークで開催され、「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」等を採択

#### ○令和 7 年 (2025 年) 国連「北京+30」記念会合

第 59 回国連女性の地位委員会、通称「北京+30」が、1995 年に開催された第 4 回世界女性会議(北京会議)から 30 年目に当たることを記念し、ニューヨークで開催。

### (2) 国の動き

#### ○平成 11 年 (1999 年) 「男女共同参画社会基本法」の制定

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため制定

#### ○平成 12 年 (2000 年) 「男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「男女共同参画基本計画」を策定

#### ○平成 13 年 (2001 年) 「男女共同参画会議」の設置

新たに設置された内閣府に、男女共同参画に関する基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う「男女共同参画会議」を設置。また、内部部局として「男女共同参画局」を設置

### ○平成 13 年（2001 年） 「配偶者暴力防止法」の制定

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じ、人権の擁護と男女平等の実現を図るため制定。平成 16 年（2004 年）に一部改正、平成 19 年（2007 年）に市町村における基本計画の策定等を盛り込み改正。平成 25 年（2013 年）に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて適用対象とされる改正。令和元年（2019 年）には、児童相談所と相互に連携・協力する等を盛り込み改正。令和 3 年（2021 年）、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者保護の対策の強化等を盛り込み改正。令和 6 年（2024 年）には、保護命令制度の拡充を盛り込み改正

### ○平成 13 年（2001 年） 「育児・介護休業法」の改正

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年制定）。平成 13 年（2001 年）には勤務時間短縮等の対象となる子の年齢の引き上げ等を盛り込み改正。平成 16 年（2004 年）に一部改正。平成 21 年（2009 年）に男性の育児休業取得促進策の導入等を盛り込み改正。平成 28 年（2016 年）及び平成 29 年（2017 年）に育児休業の対象となる子の範囲の拡大等を盛り込み改正。さらに令和 2 年（2020 年）には、育児休業等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正。令和 7 年（2025 年）には、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化を盛り込み改正

### ○平成 15 年（2003 年） 「次世代育成支援対策推進法」の制定

一定規模以上の事業主に労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための行動計画策定を義務づける「次世代育成支援対策推進法」を制定。平成 20 年（2008 年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正

### ○平成 17 年（2005 年） 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」の策定

基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定

### ○平成 18 年（2006 年） 「男女雇用機会均等法」の改正

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年制定）。平成 18 年（2006 年）に間接差別の禁止等を盛り込み改正。平成 28 年（2016 年）に、妊娠・出産等に関するハラスメント防止の措置義務等を盛り込み改正。さらに、令和 2 年（2020 年）には、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正

### ○平成 22 年（2010 年） 「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」施行後 10 年間の反省を踏まえ「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定

### ○平成 27 年（2015 年） 「女性活躍推進法」の制定

一定規模以上の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける法律を制定。令和元年（2019 年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正

### ○平成 27 年（2015 年） 「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定

第 3 次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定

### ○平成 30 年（2018 年） 「政治分野における男女共同参画推進法」の制定

正式名称は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」。衆議院・参議院および地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則として法律を制定

### ○令和 2 年（2020 年） 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和 2 年度から令和 4 年度までを「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、取組を抜本

的に強化することとし、その取組方針を関係府省会議で決定

○令和2年(2020年) 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

第4次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第5次男女共同参画基本計画」を策定

○令和6年(2022年) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を図るため制定

○令和7年(2025年) 「第6次男女共同参画基本計画」の策定

第5次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第6次男女共同参画基本計画」を策定

(3) 石川県の動き

○平成13年(2001年) 「いしかわ男女共同参画プラン2001」の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、本県の男女共同参画社会形成促進に関する施策についての基本的な計画である「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定

○平成13年(2001年) 「石川県男女共同参画推進条例」の制定

男女共同参画社会の実現のために男女共同参画の基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定

○平成15年(2003年) 「男女共同参画課」の設置

「男女共同参画社会基本法」の施行により、それまでの取組をさらに強化するため平成12年(2000年)に設置した「男女共同参画推進室」を、平成15年(2003年)に「男女共同参画課」として改編

○平成17年(2005年) 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」策定

配偶者暴力防止対策を推進するため「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」を策定。平成28年(2016年)には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について配偶者暴力防止法の適用対象とされたことに伴い「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」として改定。令和3年(2021年)には、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者保護の対策の強化を図るために改正された「配偶者暴力防止法」の趣旨を踏まえ、「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」を改定

○平成19年(2007年) 「いしかわ男女共同参画プラン2001」の改定

国の「第2次男女共同参画基本計画」の策定や、「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い「いしかわ男女共同参画プラン」として改定

○平成19年(2007年) 「いしかわ子ども総合条例」の制定

次代を担う子どもの育成を県民挙げて社会全体で支援していくための拠り所となるものとして制定。この条例の中で、本県独自に一般事業主行動計画の策定対象企業を拡大

○平成23年(2011年) 「いしかわ男女共同参画プラン2011」の策定

「いしかわ男女共同参画プラン」の計画期間満了及びプラン改定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定

○平成28年(2016年) 「いしかわ男女共同参画プラン2011」の改定

「いしかわ男女共同参画プラン2011」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン2011」を改定

○令和3年(2021年) 「いしかわ男女共同参画プラン2021」の策定

「いしかわ男女共同参画プラン」の計画期間満了及びプラン改定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン2021」を策定

**○令和5年（2023年） 「女性活躍・県民協働課」の設置**

組織改正に伴い、女性をはじめとする県民の活躍を一体的に推進・強化するため、女性活躍・県民協働課を設置（男女共同参画課及び県民交流課を改組）

**○令和6年（2024年） 「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」策定**

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立に伴い、既存の「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」に困難女性支援基本計画と「配偶者暴力防止法」の主な改正内容である保護命令制度の拡充を盛り込み、一体型の計画として、「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」を策定

### 3 これまでの取組の評価

本県では、平成13年に「石川県男女共同参画推進条例」を制定し、「いしかわ男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成23年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定し、平成28年3月には、社会情勢等の変化を踏まえた改定を行いました。令和3年3月には新たに「いしかわ男女共同参画プラン2021」を策定し、3つの基本目標に基づいて総合的に施策を推進してきました。

#### 「いしかわ男女共同参画プラン2021」基本目標

- I あらゆる分野における女性の活躍推進
- II 安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

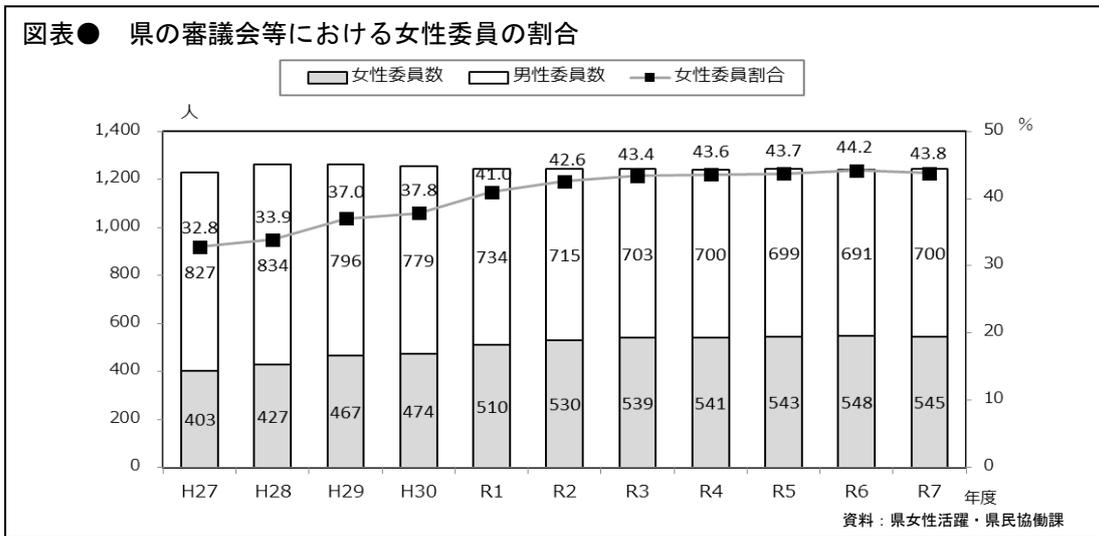
その結果、平成22年度に全国で初めて、すべての市町において地域における男女共同参画の枠組みとなる男女共同参画計画や条例が整備されたほか、これまでの国勢調査において女性就業率が全国トップクラス（平成22年：全国1位、27年：全国2位、令和2年：全国3位）となっています。また、県の審議会等における女性委員の登用促進をはじめとする、方針の立案・決定過程への女性の参画を拡大する取組や、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進、企業における男女共同参画の自主的な取組の推進など、男女共同参画に関するさまざまな取組を拡大・深化させてきました。

しかし、方針の立案・決定過程への女性の参画は十分とはいえないほか、長時間労働や転勤等を当然視する労働慣行から仕事と家庭・地域生活の両立が難しいこと、ジェンダーに基づく暴力根絶や困難な問題を抱える女性への支援の取組が必要であること、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在など、さまざまな課題が残っており、また、少子高齢化を背景に労働力人口が減少する中、女性がさらに社会に進出し、その能力を十分に発揮できる環境整備が引き続き必要となっています。

## (1) あらゆる分野における女性の活躍推進

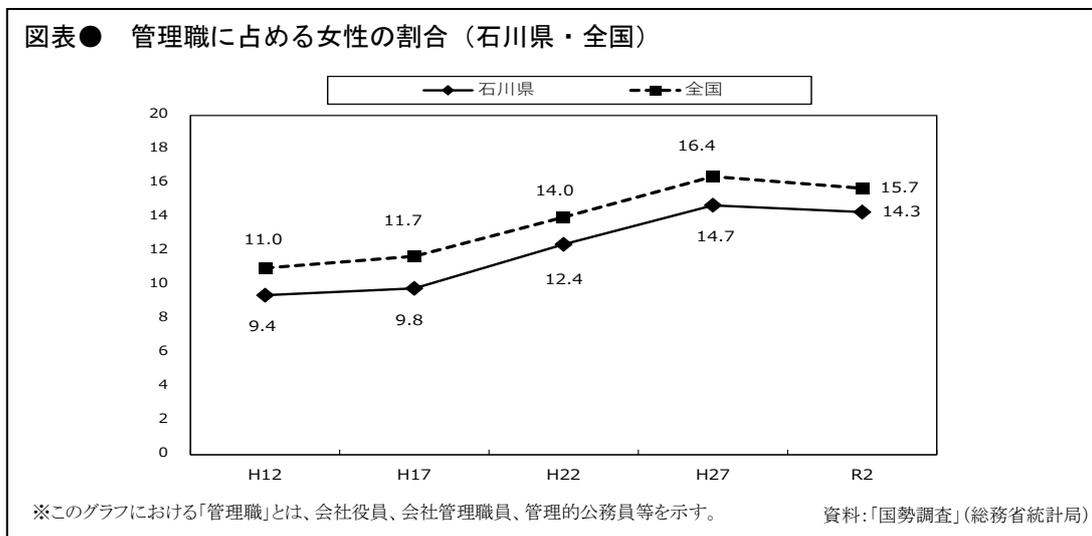
### ① 県の審議会等における女性委員の割合

本県の審議会等における女性委員の割合について、令和7年に初めて減少し、43.8% (545人) となっていますが、全ての審議会等において女性委員が登用されています。



### ② 管理職に占める女性の割合

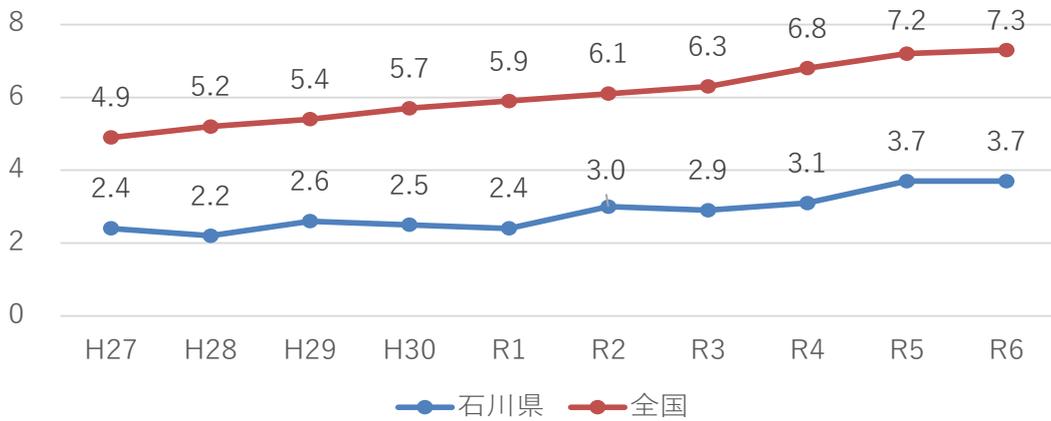
本県の管理職（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合について、全国より低くなっています。



### ③ 自治会長における女性の割合

本県の自治会長における女性の割合について、全国より低くなっています。

図表● 自治会長における女性の割合（石川県・全国）

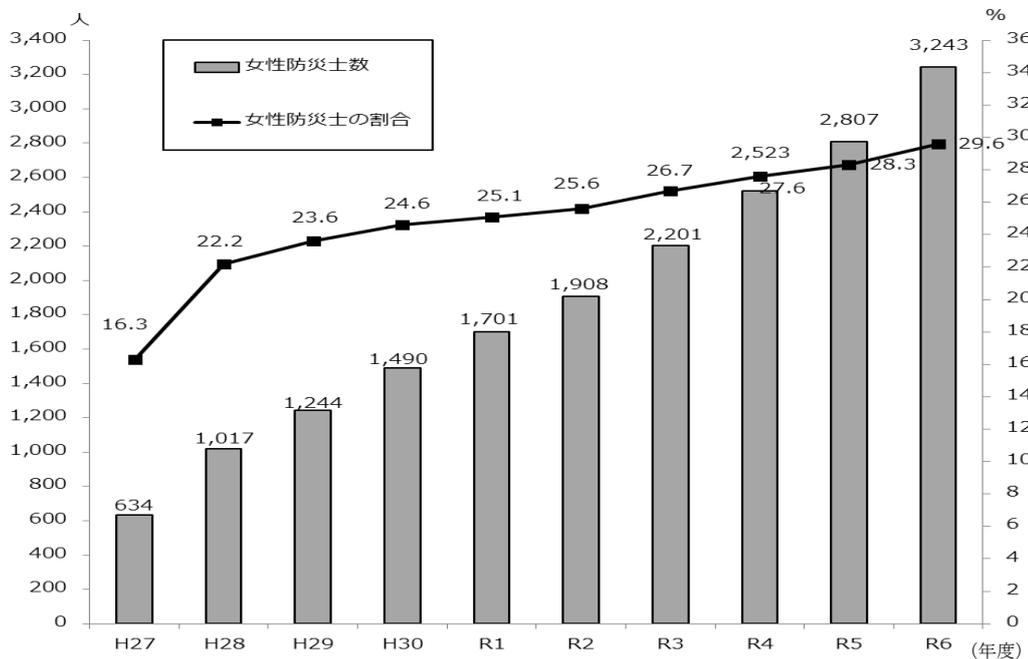


資料：県女性活躍・県民協働課、内閣府

### ④ 女性防災士の数

本県の女性防災士の数について、増加しており、令和6年度に目標（3,000人）達成し3,243人となっています。

図表● 女性防災士数（石川県）



資料：県危機対策課

### ⑤ 農林漁業分野における女性の参画状況

農林漁業分野における女性の参画状況について、家族経営協定締結数や農業委員に占める女性の割合は増加しています。

図表● 農林漁業分野における女性の参画状況（石川県）

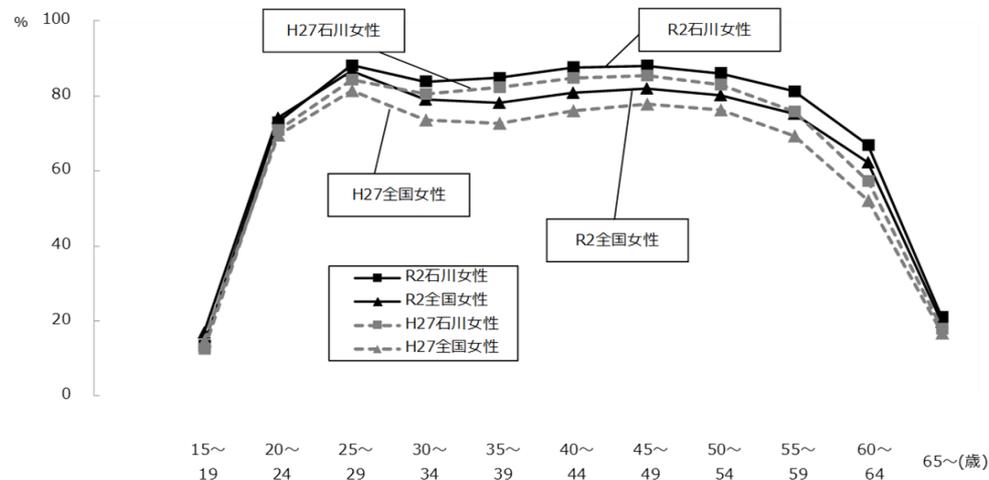
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家族経営協定締結数	257	262	267	273	274	280	285	298	307
起業者	120	116	130	134	134	132	145	143	111
認定農業者	82	87	83	87	88	86	81	82	87
漁業士	9	9	9	10	10	10	10	10	10
農業委員の割合	9.7	10.1	11.2	12.0	12.1	10.9	10.5	14.3	14.7

資料：県農業経営戦略課、県水産課 各年度3月31日現在

### ⑥ 女性の年齢階級別就業率

本県の女性の就業率について、全国同様M字カーブが見られるものの、すべての年齢階級で全国より高い状況にあり、30代前後の子育て期における就業率の落ち込みも小さくなっています。

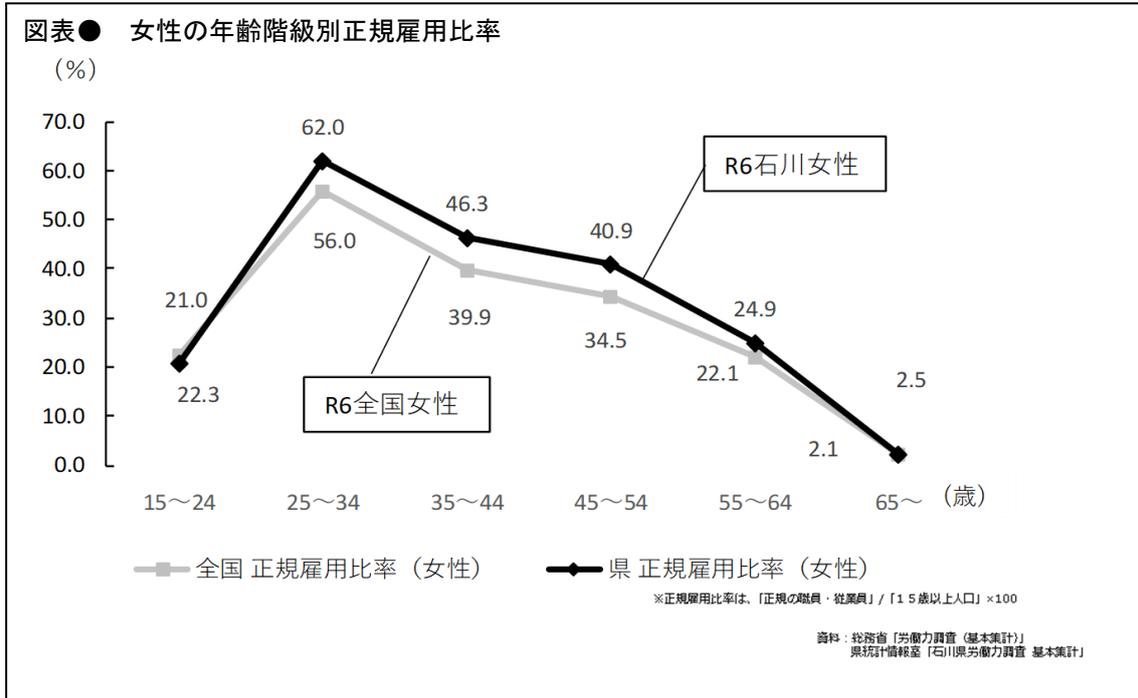
図表● 女性の年齢階級別就業率（石川県・全国）



資料：「国勢調査」（総務省統計局）

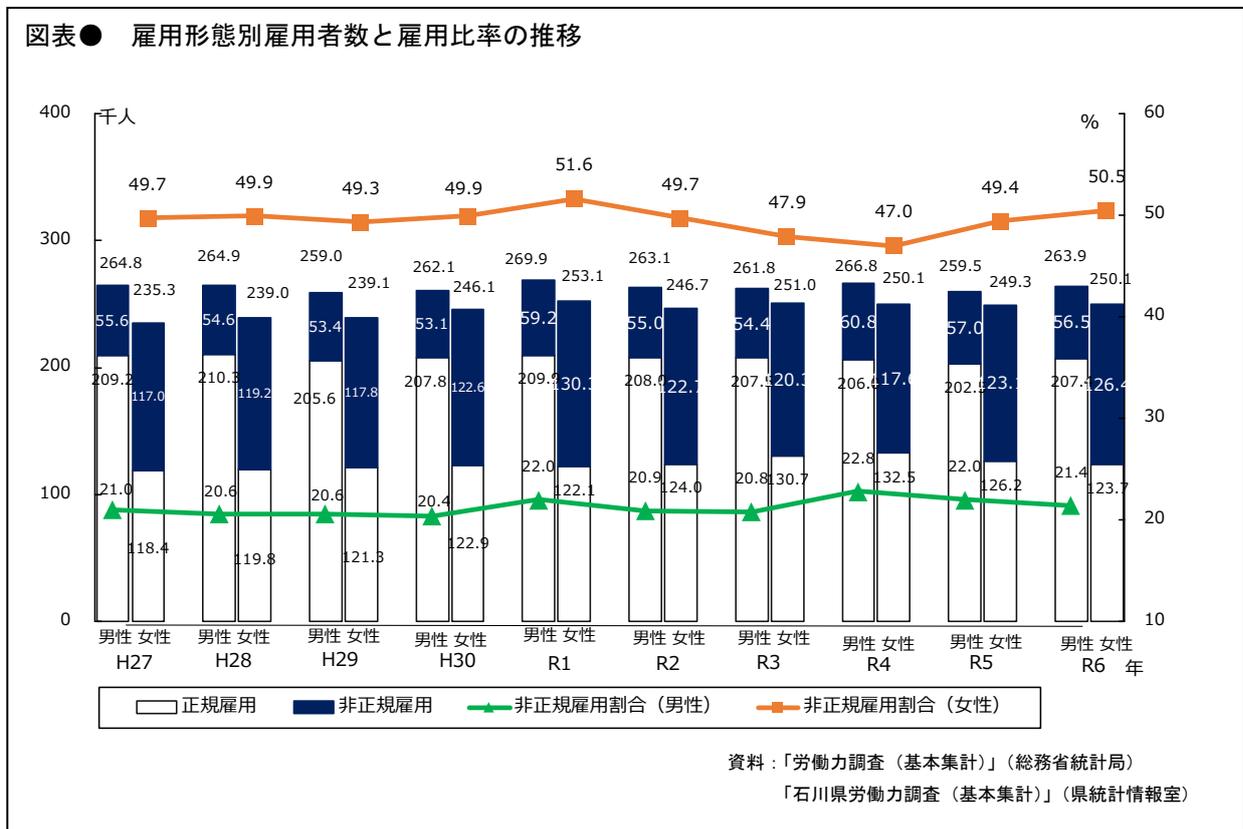
### ⑦女性の年齢階級別正規雇用比率

本県の女性の年齢階級別正規雇用比率について、30代前後の子育て期に、非正規雇用  
に働き方を変える、いわゆるL字カーブとなっています。



### ⑧雇用形態別雇用者数と雇用比率の推移

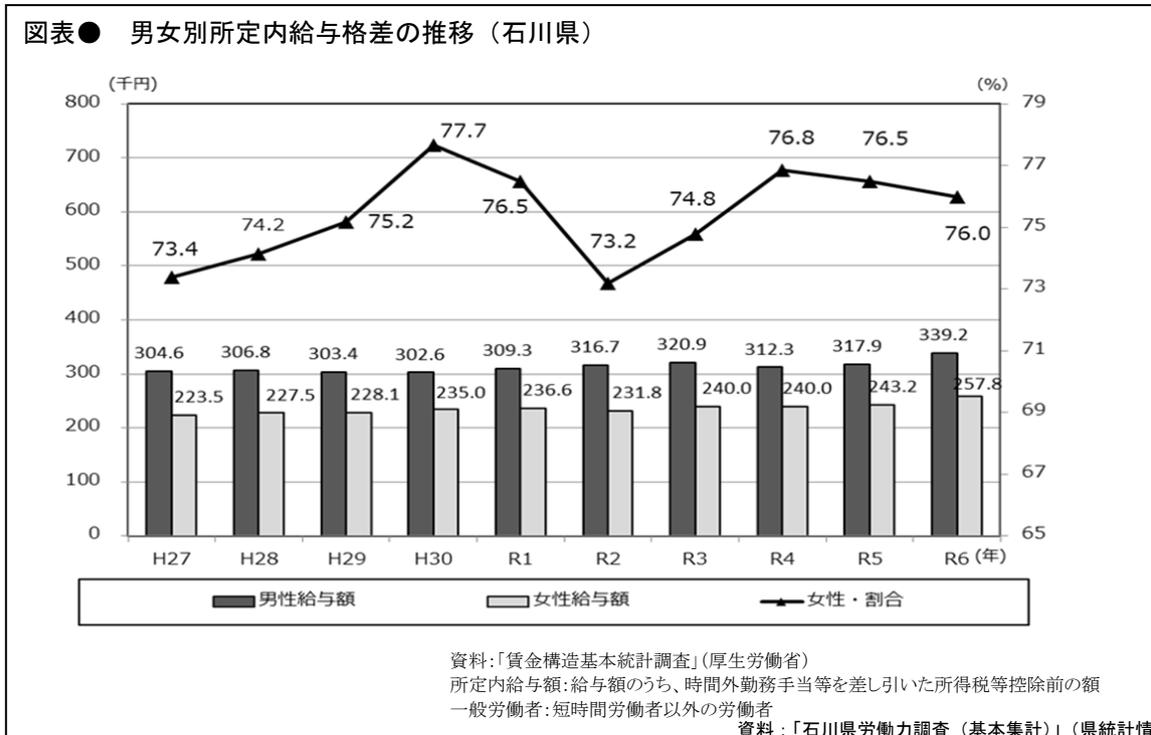
本県の雇用者数と雇用比率について、女性就労者の雇用比率は、平成27年度から令和6年度  
までを通して、約半分が非正規雇用となっています。



### ⑨男女別給与格差の推移

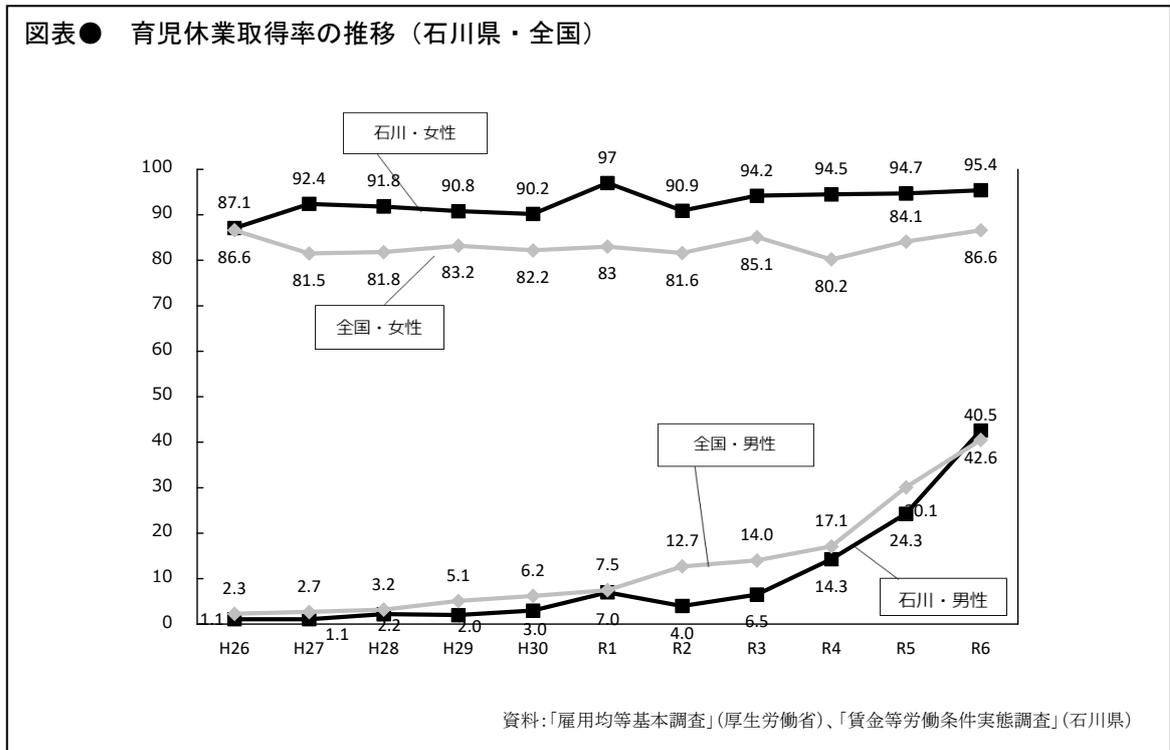
本県の男女別給与格差の推移について、令和6年の男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は76.0となっています。

(参考) 男性を100とした場合の女性給与：75.8(全国)



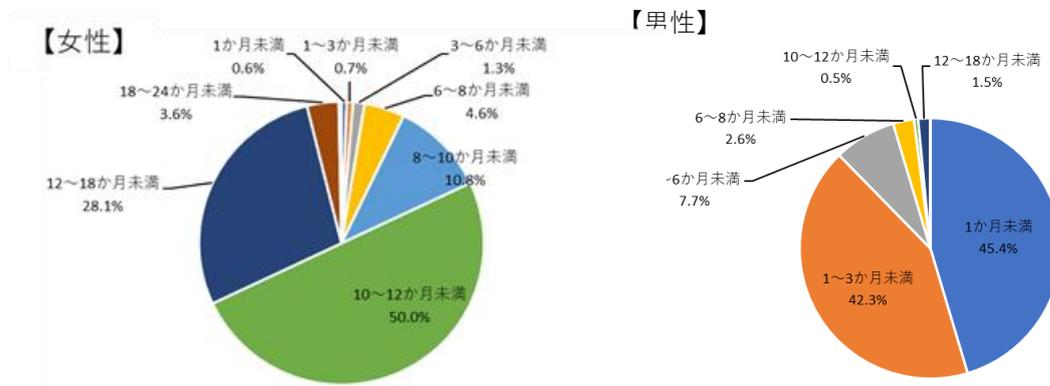
### ⑩育児休業取得率の推移

本県の育児休業取得率について、女性は全国を上回っています。男性は近年は上昇傾向にあり、令和6年度に全国を上回りました。



### ⑪育児休業取得期間別の割合

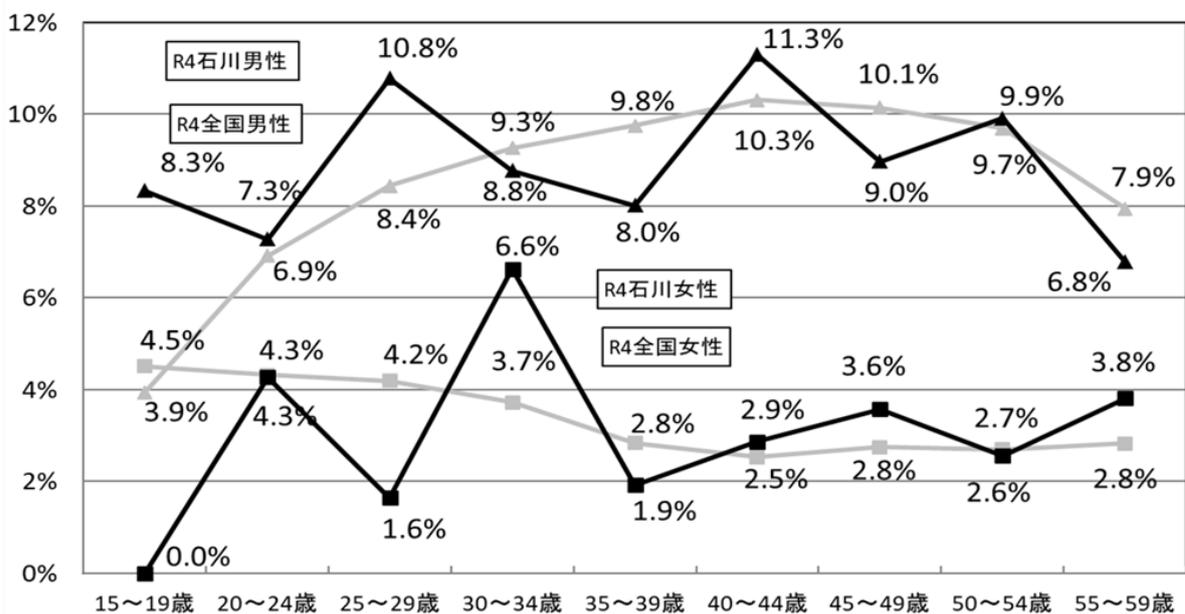
本県の育児休業取得期間について、女性では10か月以上12か月未満、男性では1か月未満の割合が最も高くなっています。



### ⑫就業時間が週60時間以上の労働者の割合

本県の実業時間が週60時間以上の労働者の割合について、すべての年代で女性よりも男性の方が多く、長時間労働者の割合は年代でばらつきが見られます。

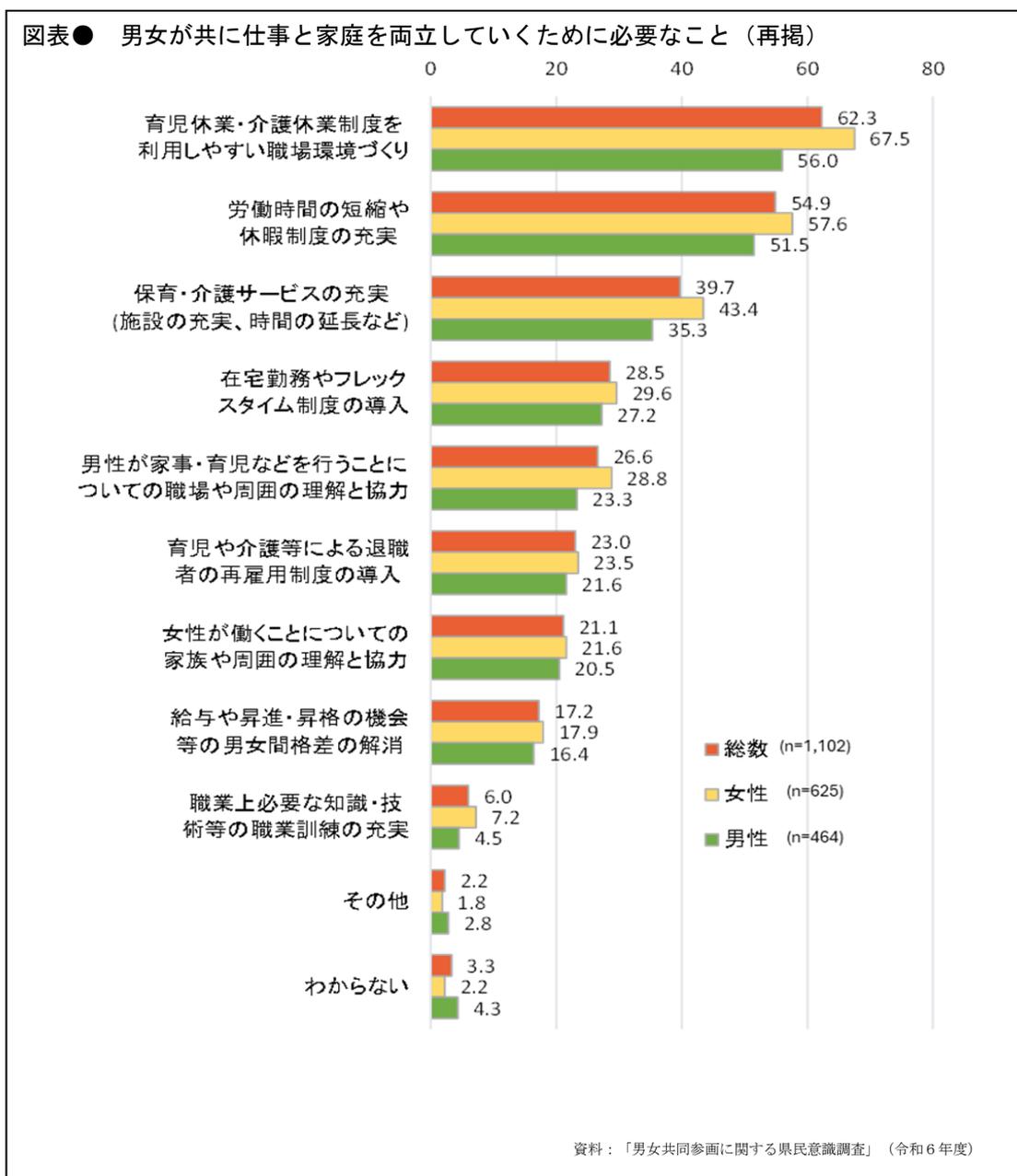
図表● 就業時間が週60時間以上の労働者の割合（石川県・全国）



資料：総務省「就業構造基本調査」

⑬男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと

男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なことについて、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」が最も多く、次いで「労働時間の短縮や休暇制度の充実」「保育・介護サービスの充実」の順になっています。

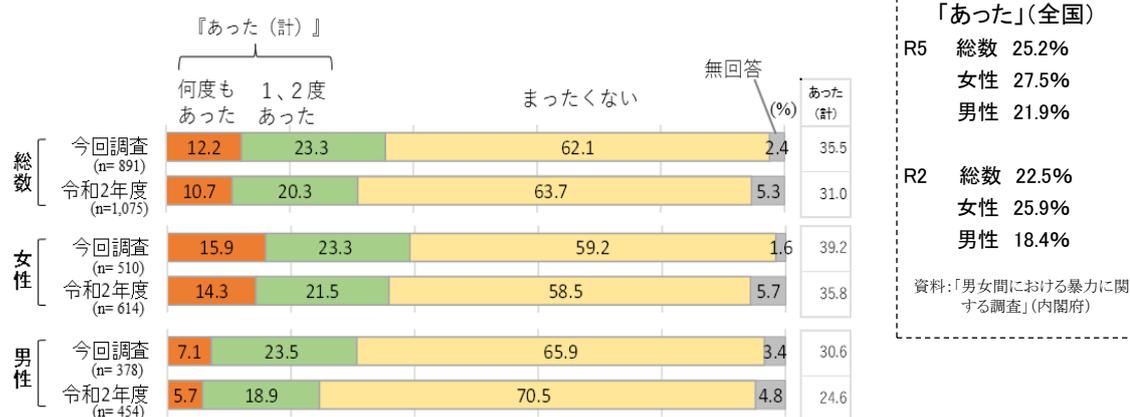


## (2) 安全・安心な暮らしの実現

### ① 配偶者からの暴力の被害経験

配偶者からの暴力について、被害経験が「あった」と答えた人は前回調査よりも増加しており、女性は39.2%（約5人に2人）、男性は30.6%（約3人に1人）となっています。

図表● 配偶者からの暴力の被害経験（「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあるかについて）



※『あった』は、調査票選択肢の「何度もあった」と「1、2度あった」を合計したものです。

資料:「男女間における暴力に関する調査」R2(内閣府)

資料:「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)

## ② 交際相手からの暴力の被害経験

交際相手からの暴力について、被害経験が「あった」と答えた人は前回調査よりも増加しており、女性は23.0%、男性は13.0%となっています。

図表● 交際相手からの暴力の被害経験（「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあるかについて）

<令和6年度調査>



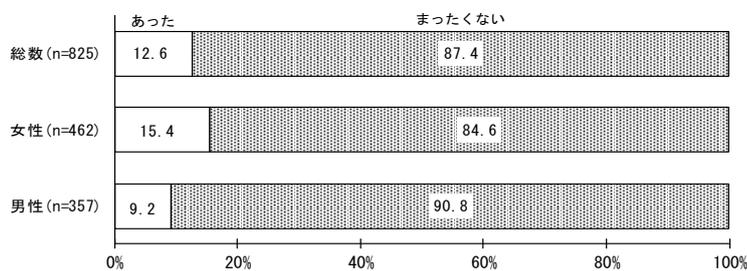
「あった」(全国)

R5 総数 18.0%  
女性 22.7%  
男性 12.0%

R2 総数 12.6%  
女性 26.3%  
男性 12.1%

資料：「男女間における暴力に関する調査」(内閣府)

<令和2年度調査>



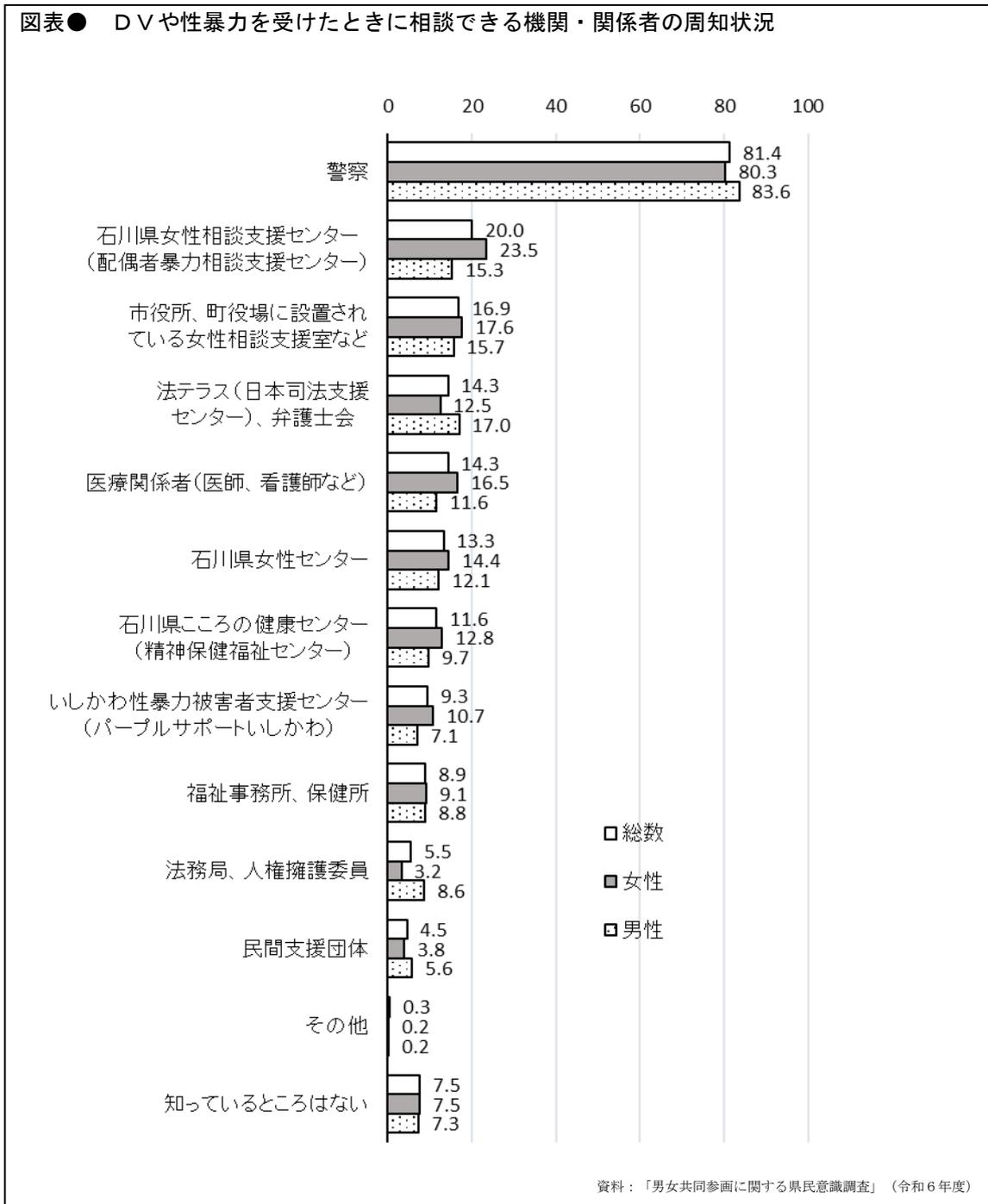
※本図表は、当該設問に回答があったもののみを集計して算出。

『あった』は、調査票選択肢の「10～20歳代にあった」と「30歳代以上にあった」及びその双方の選択を合計したもの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)

③ DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者の周知状況

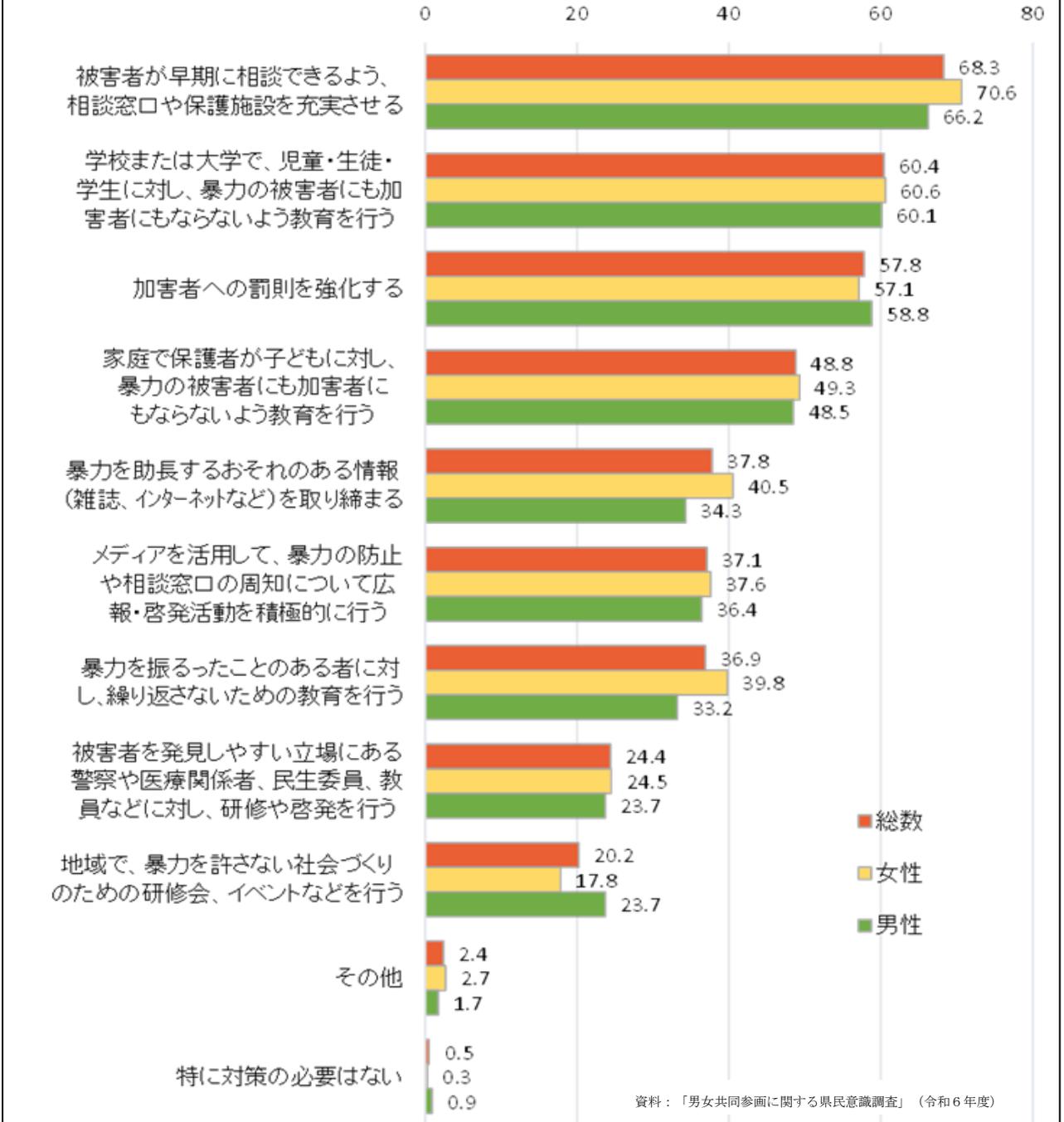
DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者について、「警察」が最も多く、次いで「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」、「市役所、町役場に設置されている女性相談支援室など」、「石川県女性センター」の順となっています。



④ DVや性暴力等の暴力を防止するために必要なこと

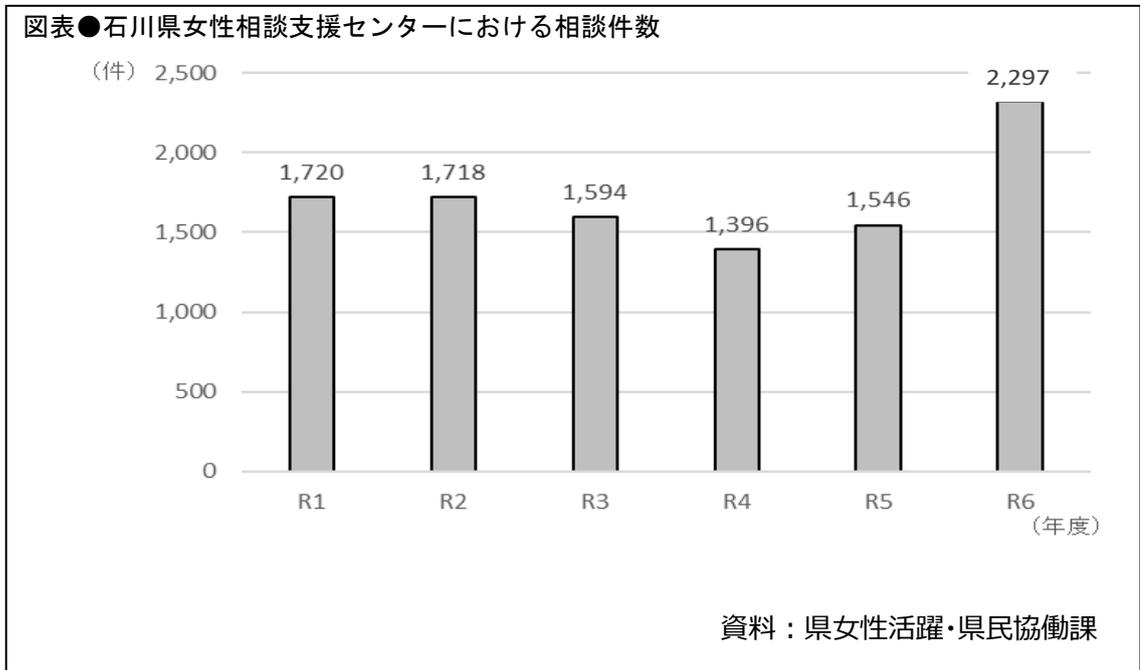
DVや性暴力等の暴力を防止するために必要なことについて、「被害者が早期に相談できるよう、相談窓口や保護施設を充実させる」が最も多く、次いで「学校または大学で、児童・生徒・学生に対し、暴力の被害者にも加害者にもならないよう教育を行う」、「加害者への罰則を強化する」の順となっています。

図表● DVや性暴力等の暴力を防止するために必要なこと



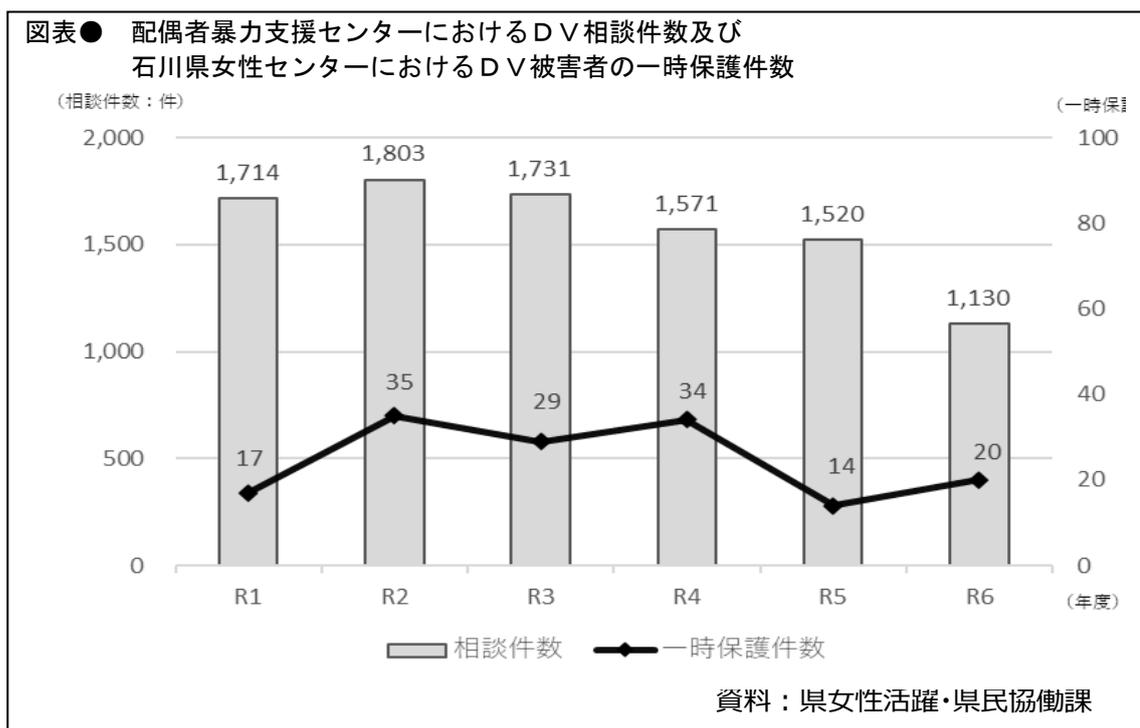
⑤ 石川県女性相談支援センターにおける相談件数

石川県女性相談支援センターでは、女性の様々な悩みに関する相談に応じるとともに、女性の抱える問題や状況に応じた支援を行っています。令和6年度の相談件数については、2,297件でした。



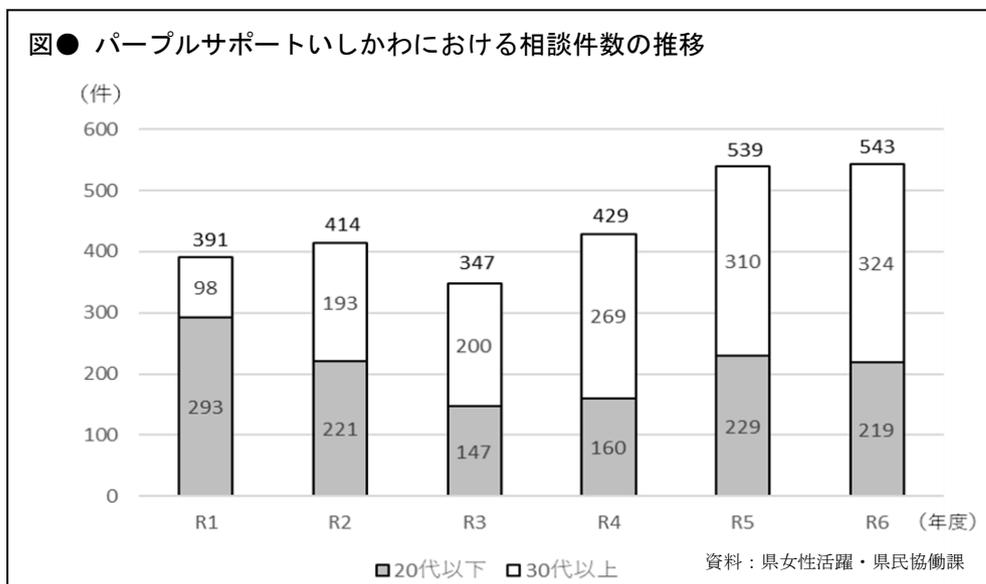
⑥ 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数及び石川県女性センターにおけるDV被害者の一時保護件数

令和6年度の配偶者暴力相談支援センター（石川県女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室）に寄せられたDVに関する相談件数については、1,130件であり、石川県女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は、20件でした。



⑦ パープルサポートいしかわにおける相談件数の推移

いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」では、電話、面接、メールによる相談受付、心に受けた傷のケアのためのカウンセリングの実施、医療機関や警察、弁護士など関係機関への付き添い等の支援を行っています。令和6年度の相談件数については、543件でした。



### (3) 男女の共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

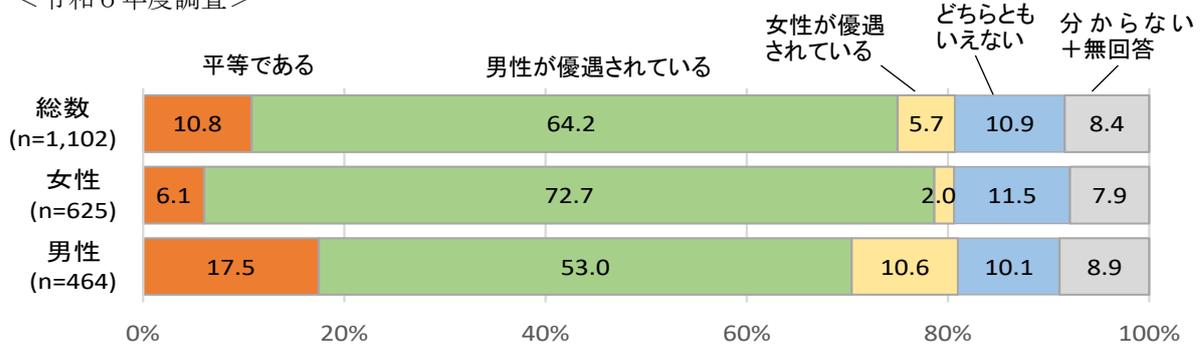
#### ① 男女の地位の平等

男女の地位の平等について、社会全体では「平等である」と感じている人の割合は、令和2年の前回調査と比べ減少しました。

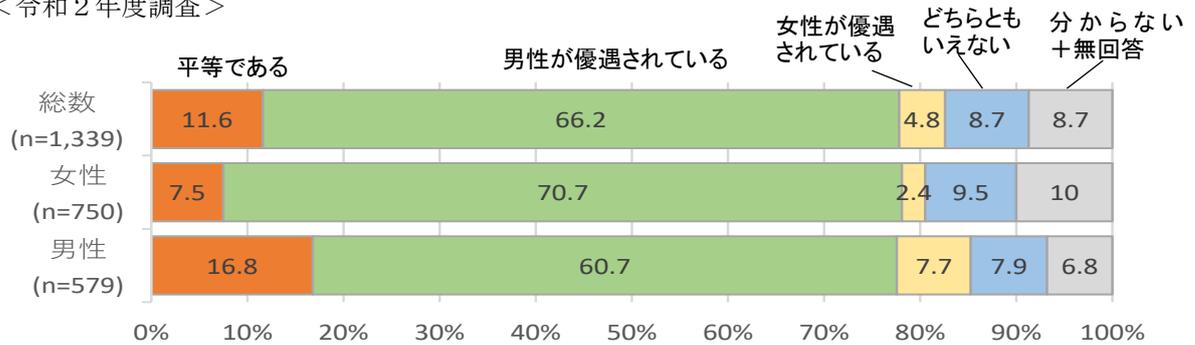
男女別にみると、女性よりも男性の方が「平等である」と感じている人の割合が多く、その差は前回調査より大きくなりました。

図表●-1 「男女の地位の平等について（社会全体では）」経年比較

<令和6年度調査>



<令和2年度調査>

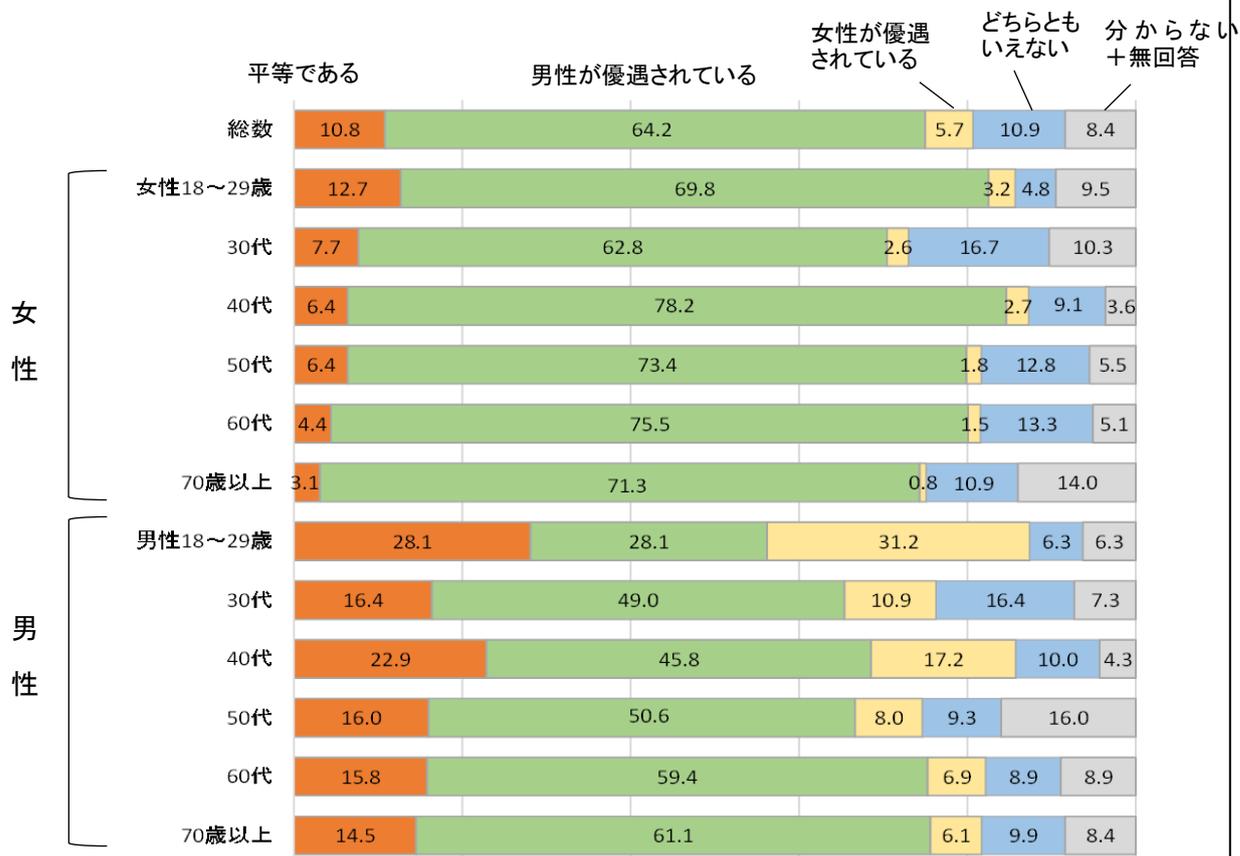


※『男性が優遇されている』は、調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したもの。以下の図表も同じ。  
 『女性が優遇されている』は、調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したもの。以下の図表も同じ。

資料：令和6年度「男女共同参画に関する県民意識調査」

性別の各年代で見ると、女性では、「平等である」が18～29歳（12.7%）で最も高く、年代が多くなるにつれて低くなる傾向がみられ、『男性が優遇されている』は40代（78.2%）で最も多くなっています。男性では、「平等である」が18～29歳で最も多く、『男性が優遇されている』は70歳以上（61.1%）で最も多くなっています。

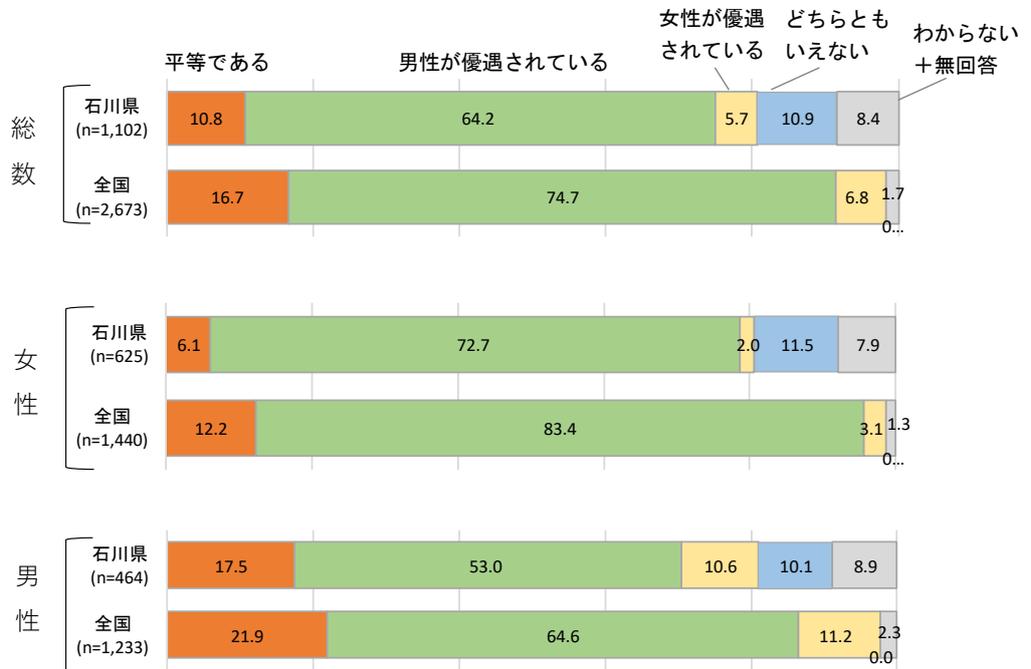
図表●-2 「男女の地位の平等について（社会全体では）」（性別×年代別比較）



資料：男女共同参画に関する県民意識調査（令和6年度）

全国との比較では、「平等である」、が総数、女性、男性ともに全国より低い傾向にあります。

図表●-3 「男女の地位の平等について（社会全体では）」（石川県・全国）



※内閣府調査と本県調査では選択肢の数・構成が異なることから、厳密な比較はできない。

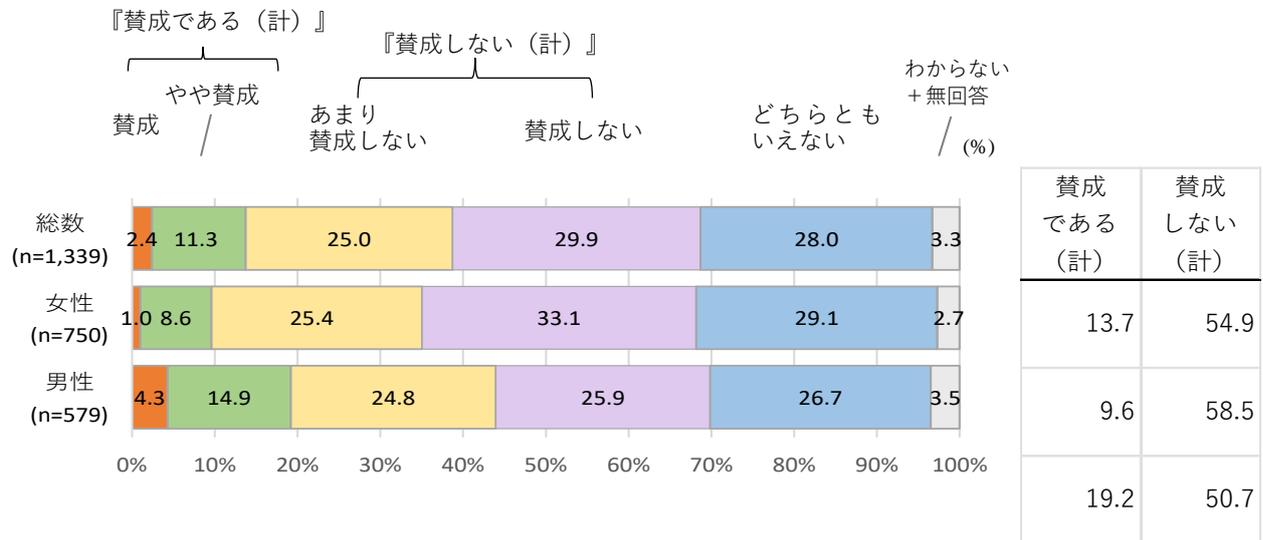
資料：男女共同参画に関する県民意識調査（令和6年度）

② 「男は仕事、女は家庭」についての考え方

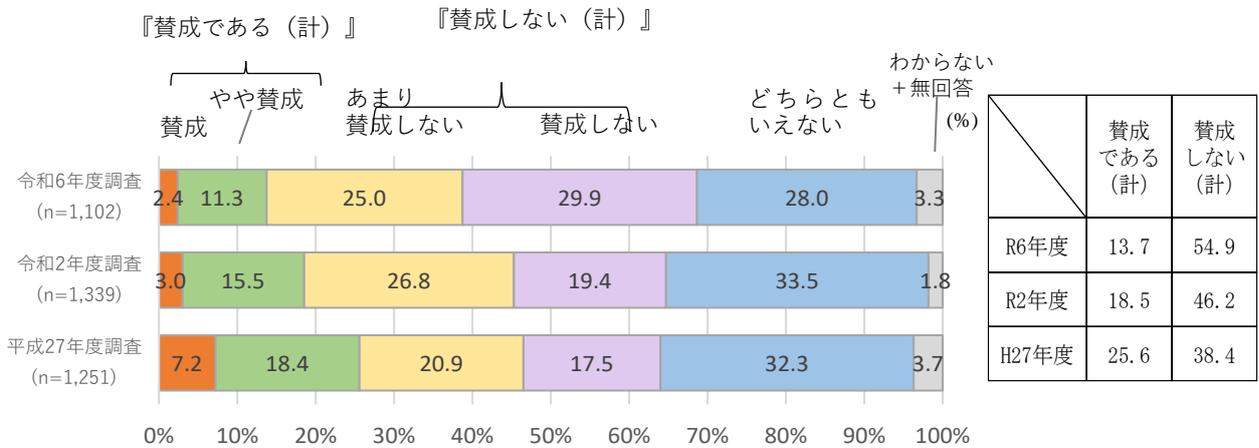
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、『賛成しない（計）』と答えた人の割合は増加傾向にあり、令和6年度は54.9%となっています。

図表● 「男は仕事、女は家庭」についての考え方

<令和6年度調査>



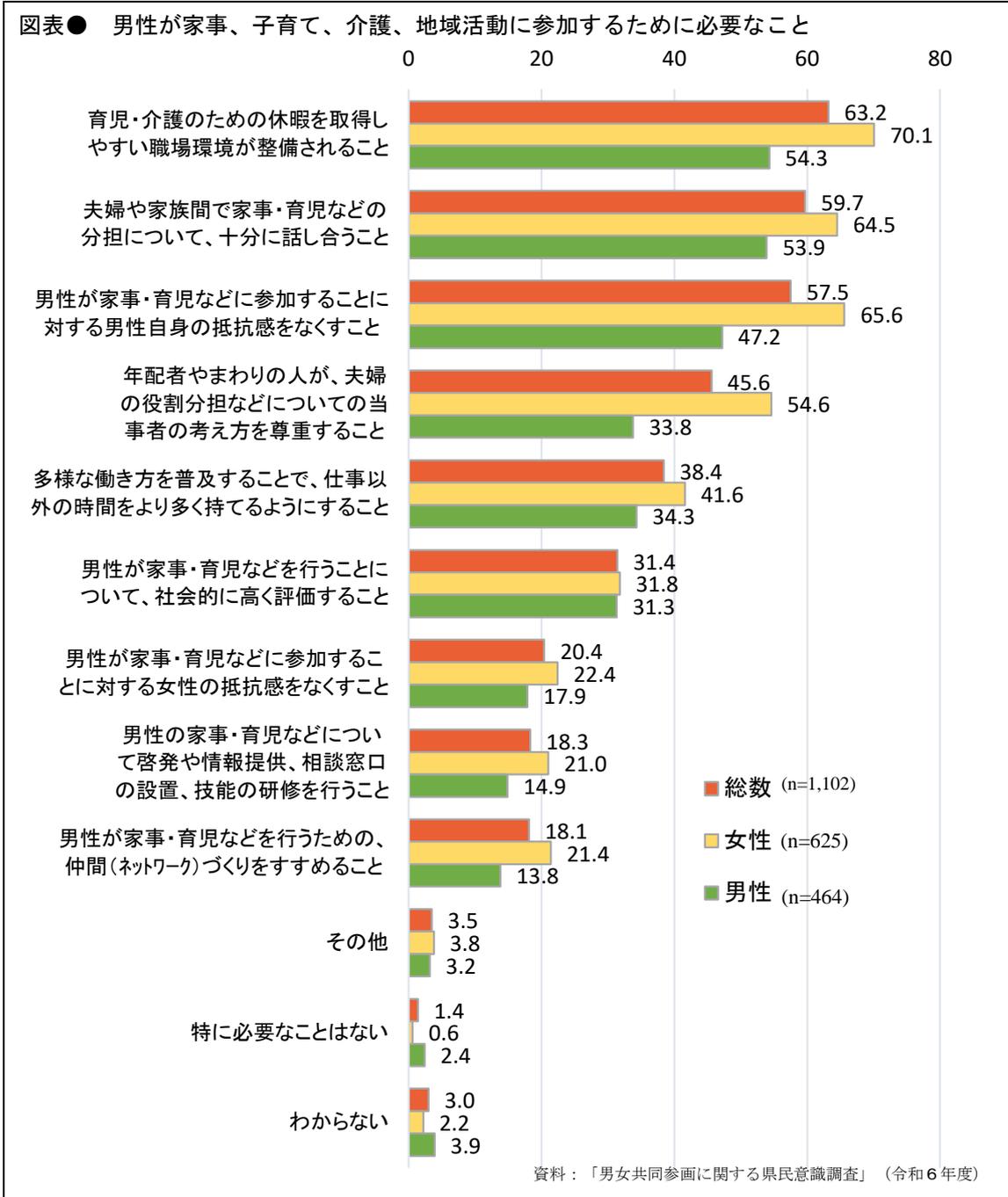
<経年比較>



資料：男女共同参画に関する県民意識調査（令和6年度）

### ③男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なことについて、「育児・介護のための休暇を取得しやすい職場環境が整備されること」が最も多く、次いで、「夫婦や家族間で家事・育児などの分担について、十分に話し合うこと」、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の順になっています。



#### ④「男女共同参画社会」の周知度

「男女共同参画社会」という言葉の周知度について、前回調査（令和2年度）と比べて、増加しています。

図表● 「男女共同参画社会」の周知度

	R6	R2	R6-R2
「男女共同参画社会」の周知率	75.8	70.4	5.4

(%)

全国の周知度: 64.3%  
 (「見たり聞いたりしたことがある」と回答)  
 (男女共同参画社会に関する世論調査 R1 内閣府)

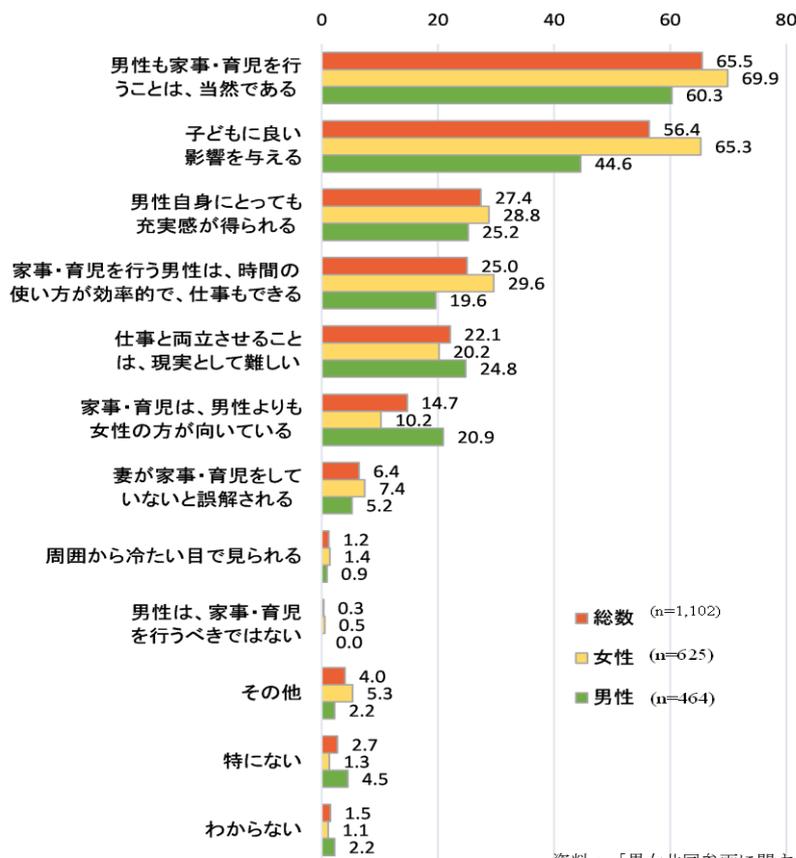
※調査票選択肢の「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことはあるが内容までは知らない」を合計したもの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）

#### ⑤男性が家事・育児を行うことのイメージ

男性が家事・育児を行うことのイメージについては、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」が最も多く、次いで「子どもにいい影響を与える」「男性自身にとっても充実感が得られる」の順になっています。

図表● 男性が家事・育児を行うことのイメージ



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

石川県男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念は、県をはじめ、県民、事業者のすべてが大切にしなければならない男女共同参画推進に当たっての基本的な考え方です。県はこの基本理念に則り、総合的かつ計画的に推進を図ることが必要です。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 妊娠、出産その他の生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の動向の勘案

### 2 石川がめざす男女共同参画社会

「<副題について要検討> - 3つのCの実現 -」

#### 3つのC

○Chance（チャンス）：機会均等

男女ともに、社会や組織のあらゆる分野において、個性・能力を発揮できる機会が開かれている社会

○Creation（クリエイション）：共に価値を生み出す

すべての人がそれぞれの生きやすい環境で、共に価値を生み出せる社会

○Collaboration（コラボレーション）：相互理解と協力

男女の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、正しい相互理解のもとで協力できる社会

## 第4章 基本的視座と推進方策

### 1 基本的視座と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、3つの「基本的視座」と10の「課題」を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開します。

#### 基本的視座と課題

##### 基本的視座Ⅰ 社会のあらゆる領域における女性の活躍推進

- 課題 1 社会や組織の方針立案・決定過程への女性参画
- 課題 2 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- 課題 3 多様な生き方やライフステージに応じた柔軟な働き方の広がり
- 課題 4 地域社会における男女共同参画

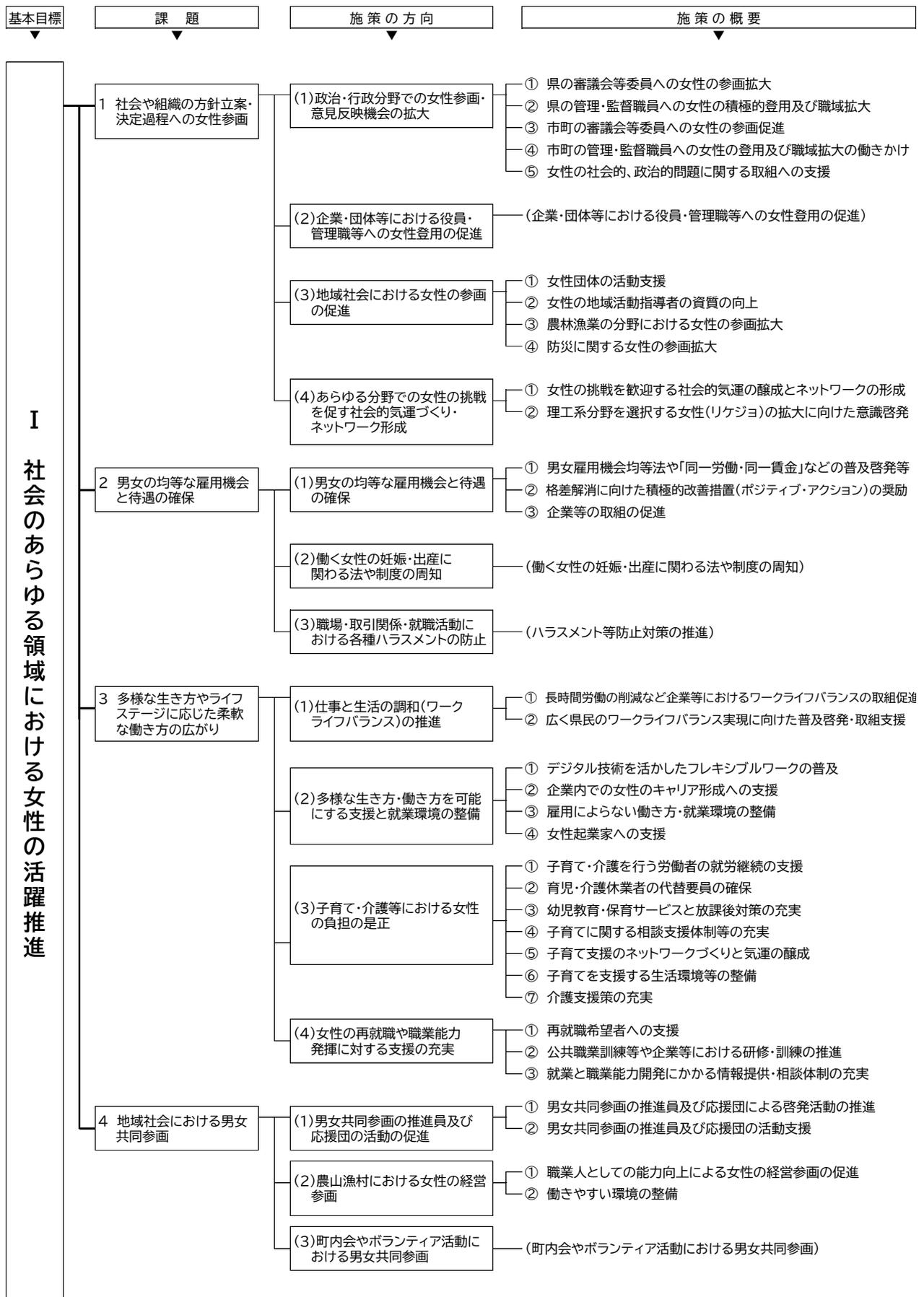
##### 基本的視座Ⅱ 安全・安心な生活環境の確保、生きづらさの解消

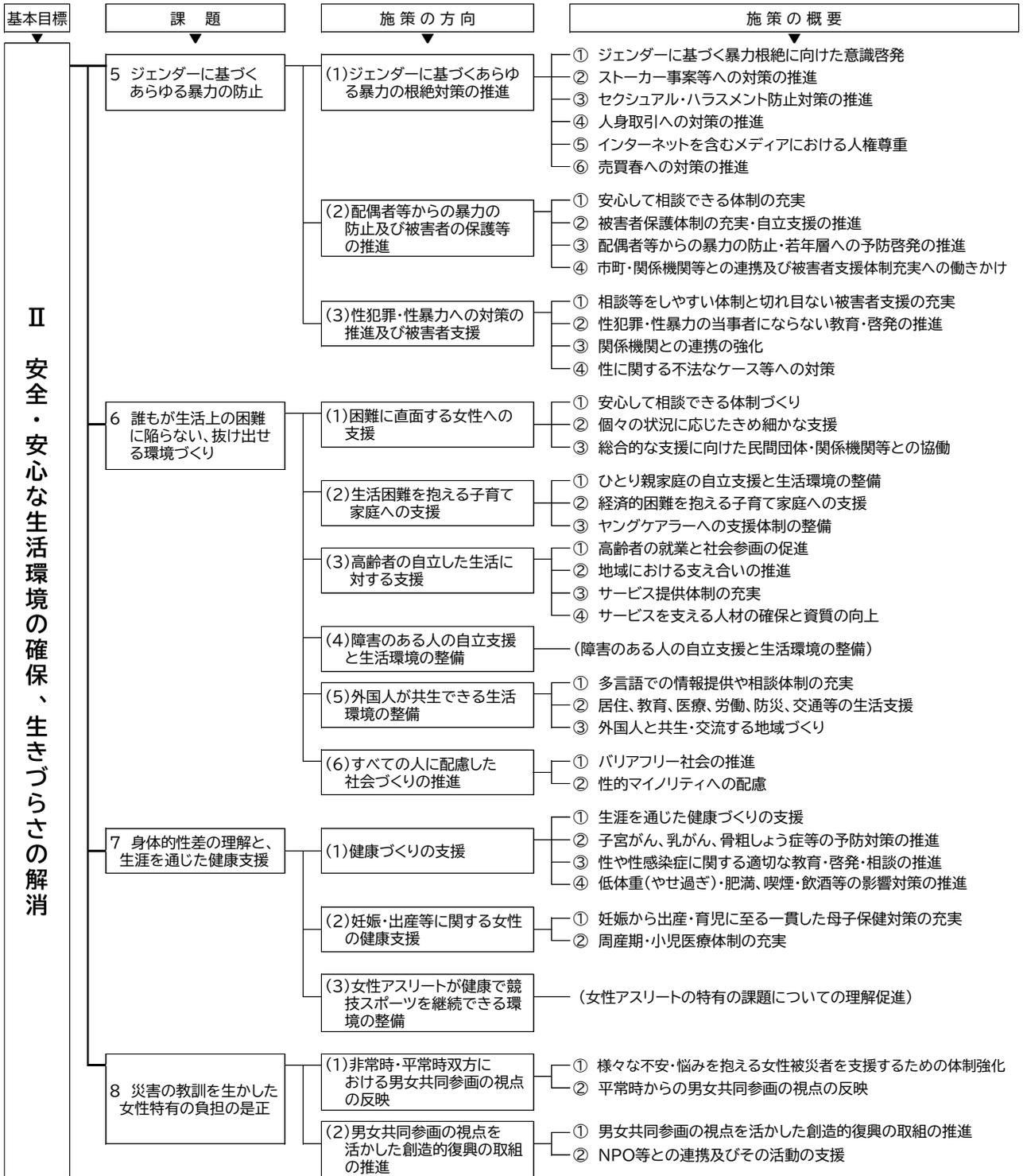
- 課題 5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
- 課題 6 誰もが生活上の困難に陥らない、抜け出せる環境づくり
- 課題 7 身体的性差の理解と、生涯を通じた健康支援
- 課題 8 災害の教訓を生かした女性特有の負担の是正

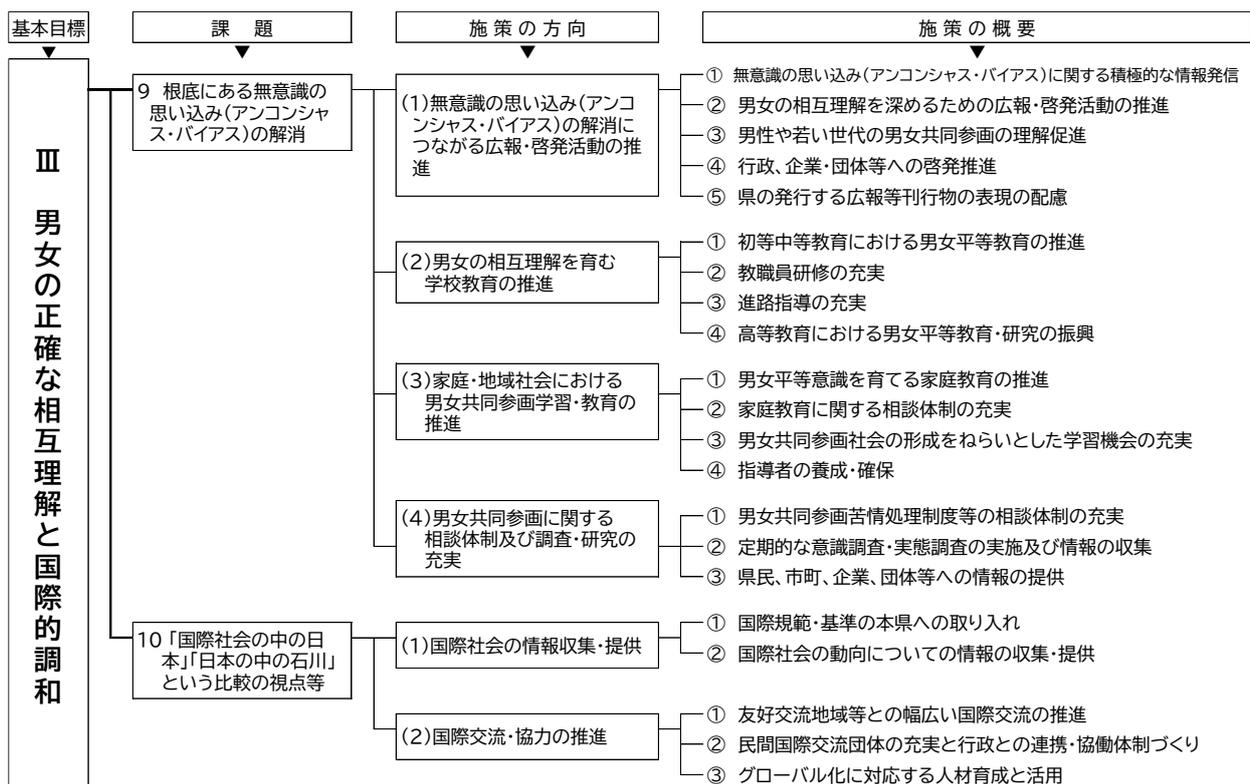
##### 基本的視座Ⅲ 男女の正確な相互理解と国際的調和

- 課題 9 根底にある無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消
- 課題10 「国際社会の中の日本」「日本の中の石川」という比較の視点等

## 2 計画の体系







### 3 施策の方向と概要

## ■ 基本的視座 I 社会のあらゆる領域における女性の活躍推進

### 課題1 社会や組織の方針立案・決定過程への女性参画

#### 【現状と課題】

社会や組織における方針立案・決定過程への女性の参画を拡大することは、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点や、社会の多様性と活力を高め、本県の経済が力強く発展していく観点からも極めて重要です。また、急速な少子高齢化・人口減少の進展、県民の価値観の多様化が進む中、女性の活躍が進むことは、様々な視点が確保されることにつながり、すべての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会の実現のために不可欠です。

#### 低い女性管理職比率とその背景

令和2年国政調査では、本県の女性の就業率は全国トップクラス（全国3位）であるものの、管理職に占める女性の割合は全国38位となっており、働く女性の個性と能力が十分に活かされているとは言えません。また、令和6年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」によれば、仕事と家庭の両立をしていくために「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」と「労働時間の短縮や休暇制度の充実」が必要との回答が男女ともに多くなっています。さらに、女性が働き続ける上での障害の原因は、「家事・育児・介護等における家庭内の相互の協力が十分ではないこと」が最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っていること」がとなっています。

この現状に鑑み、企業における女性の採用・登用、雇用の継続、職域の拡大等、女性の能力発揮に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（\*●）の取組の推進や社会全体における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が急務です。

#### 地域社会における女性リーダーの少なさ

女性は自治会・町内会、PTA等身近な地域社会での活動において大きな役割を担っていますが、これらの組織の長に占める女性の割合は低く、地域社会における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大が求められます。

「男女共同参画に関する県民意識調査」によれば、「自治会やPTA等の地域活動において、女性が方針決定の場に参画するためにはどのようなことが必要だと思いますか」という問いに対し、全体で、「様々な立場の人が参加しやすいよう活動時間帯を工夫すること」（51.8%）という回答が最も多く、次に「地域活動のリーダーは男性が務めるといった性別による役割分担意識を改めること」（44.0%）が続きます。こうした結果から、地域社会では、誰もが参画しやすい活動の在り方や性別役割分担意識に捉われない環境づくりを考える必要があります。

\*● 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## 令和6年能登半島地震等で表出した「女性特有ニーズの軽視」「固定的性別役割意識」

近年、気候変動による災害のリスクが増大しています。県では、平成20年度から、防災分野への女性の参画推進に取り組んでおり、女性防災士数は、令和6年度末に目標の3千人を達成し、3,243人となりました。しかし、県が実施した令和6年能登半島地震対策検証の結果においては、「女性の視点による授乳室の確保や女性向け物資のニーズ把握、男女共同参画の視点による運営等、多様な視点による対応が不足」と指摘があり、国の調査においても、避難所における炊き出しの負担が女性に偏る事例があったとされています。

今後は市町ともさらに連携しながら、防災対策に男女共同参画の視点を入れ、防災分野における女性の更なる活躍推進を推進することが急務です。

## あらゆる分野の方針の立案・決定過程への女性参画の拡大

県や市町はもとより、企業・各種団体や地域社会等においても、それぞれの分野に応じた適切なポジティブ・アクションを着実に実施し、方針の立案・決定過程への女性の参画を積極的に進めていく必要があります。

これまで方針の立案・決定過程への参画が少なかった女性が、社会のあらゆる分野に進出し、個性と能力を十分に発揮するためには、実践力や意思決定能力を身につけることが不可欠であり、女性自らが意識と能力を高め、主体的に活躍できるよう支援を行うことが必要です。

女性の職業生活における活躍の推進に関しては、働くことを希望するすべての人が、ライフステージに応じて、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その能力を十分に発揮できる職場環境づくりを推進する必要があります。

さらに、経済団体やさまざまな関係機関がネットワークを形成し、女性の活躍に向けた総合的な支援を行っていくことが重要です。

## 【施策の方向】

### (1) 政治・行政分野での女性参画・意見反映機会の拡大

#### ① 県の審議会等委員への女性の参画拡大

- ・ 県の審議会等委員に占める女性の割合については、引き続き50%を目標として参画を推進します。委員の選任にあたっては、推薦等に係る団体への協力要請や、法令等により委員の職が指定されているものに対する柔軟な対応についての検討を行い、計画的に、また過度に「同じ顔ぶれ」にはならないよう、幅広い属性の女性の登用を促進します。
- ・ 各種審議会等をはじめとする方針の立案・決定過程への女性の参画を進めるために、関係機関と連携協力しながら、女性の人材に関する情報を収集し提供できる体制を充実します。

#### ② 県の管理・監督職員への女性の積極的登用及び職域拡大

- ・ 県は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、出産・育児期等の有無にかかわらず、意欲と能力のある女性職員の管理・監督職員への積極的な登用を図るとともに、女性のキャリア支援等の人材育成を行い、職域拡大と能力開発を一層推進します。

### ③市町の審議会等委員への女性の参画促進

- ・市町における審議会等委員への女性の参画促進について、積極的に働きかけを行います。

### ④市町の管理・監督職員への女性の登用及び職域拡大の働きかけ

- ・市町における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により管理・監督職員への女性の登用、職域拡大等が一層進むよう働きかけていきます。

### ⑤女性の社会的、政治的問題に関する取組への支援

- ・女性の社会的、政治的問題に関する取組を促進するための意識啓発や研修を実施するとともに、女性の意見を県政に反映させるための取組を支援します。
- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づき、政治分野への女性の参画に関する情報の収集及び提供を行います。

## (2) 企業・団体等における役員・管理職等への女性登用の促進

- ・企業・団体等における女性の経営参画推進に向けた、長期的な能力開発の視点に立った育成、役職員等への登用に際しての男性経営者等の中にある無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた対話や、女性の活躍推進に取り組む企業等への助言等による支援を実施します。
- ・企業・団体等における組織としての方針立案・決定の場への女性参画が進むよう働きかけ、女性の登用状況を把握するとともに、さまざまな分野の女性参画に関する情報を収集し提供し、女性登用の推進に資する方策を検討します。
- ・女性が管理職を希望しない一因と指摘される管理職の長時間労働問題の改善や、長時間労働や転勤を当然とするような従来の労働慣行を前提にしない働き方、ダイバーシティ経営（\*●）等も推進します。
- ・女性自身の管理職等への昇任意欲を向上させるため、着実にキャリア形成を実現している管理職等のロールモデルを示し、女性同士のネットワーク化を図ります。
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や着実な実行を支援します。特に、令和4年から一般事業主行動計画の策定等義務の対象が拡大されたことを受け、新たに義務の対象となる中小企業等の取組を促進するための行動計画の策定支援や、中小企業等ならではの柔軟な取組事例の情報提供等に努めます。

---

#### \*● ダイバーシティ経営

多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営を指す。

### (3) 地域社会における女性の参画の促進

#### ①女性団体の活動支援

- ・ 女性団体や自主グループが、その主体性を活かしながら組織の力を結集し、あらゆる場面で男女共同参画による地域社会づくりに貢献できるよう、その活動を支援します。

#### ②女性の地域活動指導者の資質の向上

- ・ 女性の地域活動の活性化のために、女性リーダーやその候補者の資質向上を図ります。

#### ③農林漁業の分野における女性の参画拡大

- ・ 農林漁業団体等における多様な交流や組織活動の活発化を支援します。
- ・ 農業委員や農協理事・総代等、関係団体における方針の立案・決定過程への女性の参画を促進します。

#### ④防災に関する女性の参画拡大

- ・ 女性防災士の育成等により、自主防災活動への女性の参画促進を図ります。
- ・ 災害対策本部や避難所の運営等の防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、方針決定過程における女性の参画を拡大します。

### (4) あらゆる分野での女性の挑戦を促す社会的気運づくり・ネットワーク形成

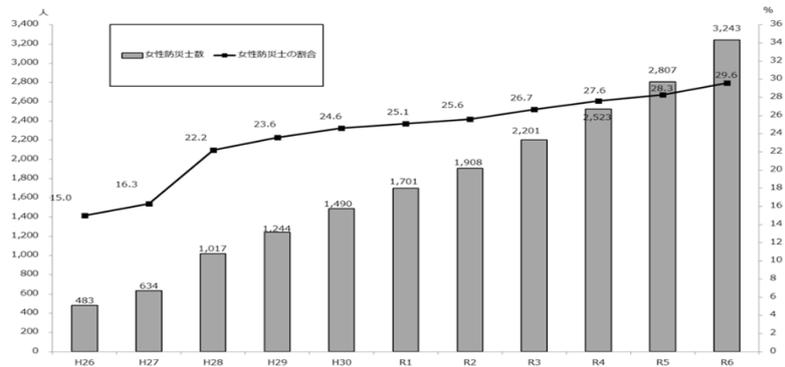
#### ①女性の挑戦を歓迎する社会的気運の醸成とネットワーク形成

- ・ 女性が社会や組織の方針立案・決定過程に積極的に参画することを歓迎する社会的気運の醸成を図るべく、起業やNPO活動、地域活動等の挑戦を続ける女性（個人・団体）を表彰し、女性の社会参画を促進します。
- ・ 経済団体や関係機関等、多様な主体によるネットワークを形成し、連携を図りながら、地域社会の実情に応じた女性の活躍を支援します。職場や地域活動等の活性化のため、あらゆる分野で活動する女性や女性団体・グループのネットワークづくりを支援します。

#### ②理工系分野を選択する女性（リケジョ）の拡大に向けた意識啓発

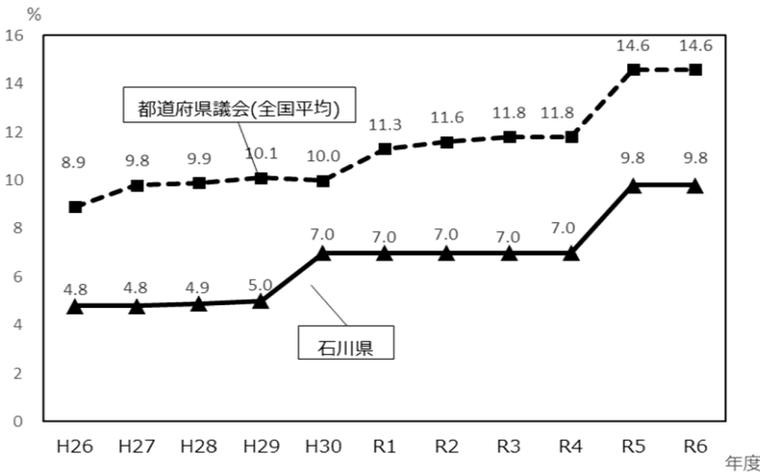
- ・ 県内企業の技術力を支える理工系人材の確保に向け、大学進学時の理工系学部選択や、卒業後の理工系分野への就職を促す意識啓発に取り組むこと等により、女子生徒・学生の理工系分野の選択を促進します。

図表● 女性防災士数の推移（再掲）



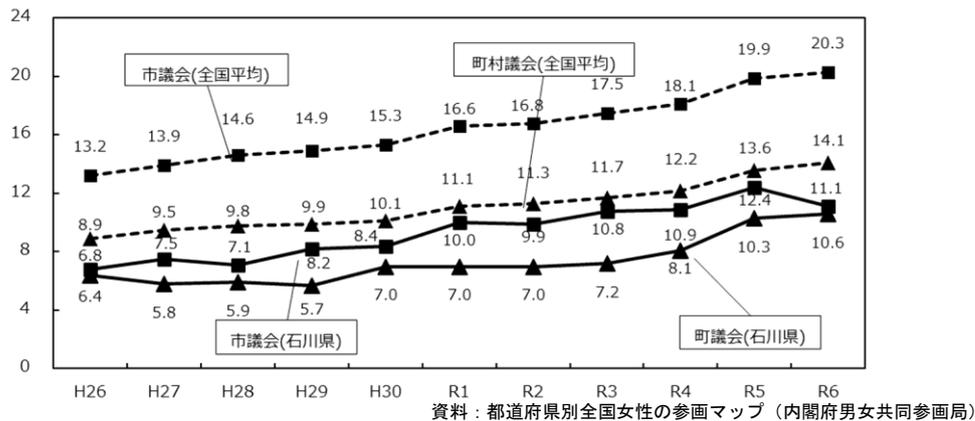
資料：県危機対策課

図表● 県議会の女性議員の割合



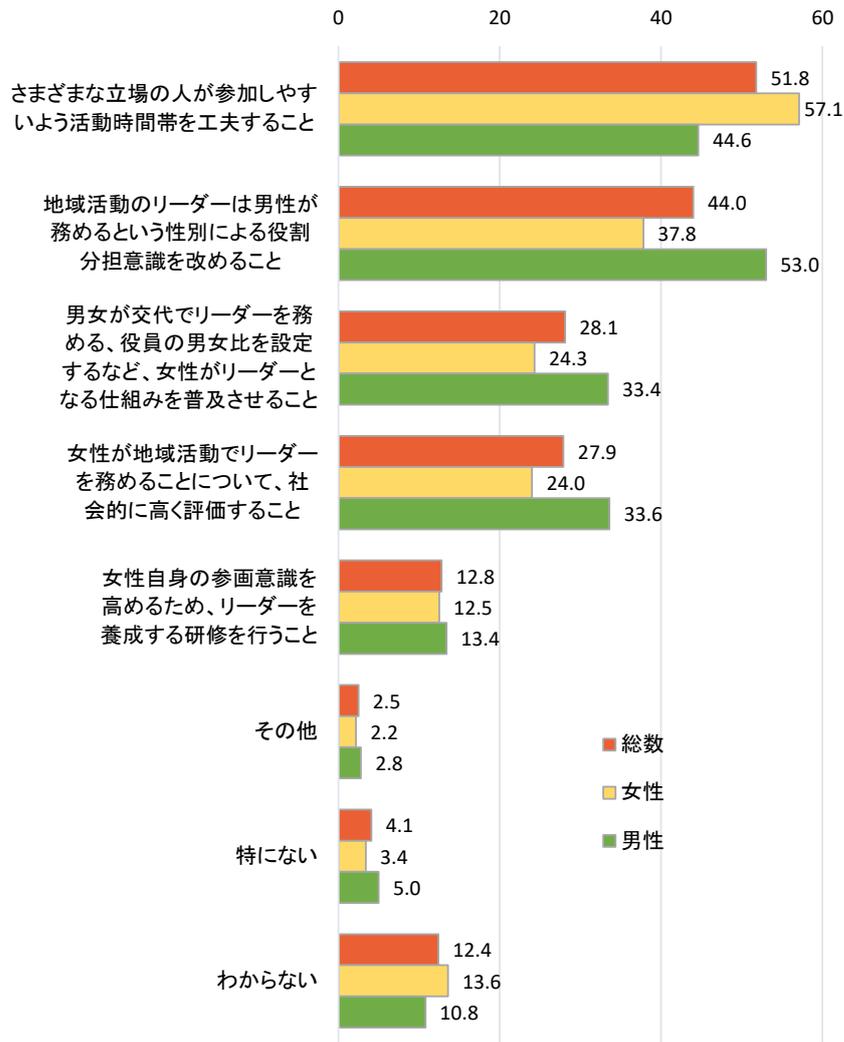
資料：都道府県別全国女性の参画マップ（内閣府男女共同参画局）

図表● 市町議会の女性議員の割合



資料：都道府県別全国女性の参画マップ（内閣府男女共同参画局）

図表● 地域活動において、女性が方針決定の場に参画するために必要なこと



資料:「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)

## 課題2 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

### 【現状と課題】

国においては、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向け、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や女性活躍推進法の改正等法律や制度の整備が着実に進められてきました。

#### 高い女性就業率、なおも続く男女給与・待遇格差

本県においても、保育サービスの充実等の子育て支援や再就職を希望する女性への就業支援等、女性の働く環境の整備を積極的に進めており、本県の女性の就業率は、令和2年国勢調査で全国第3位（53.9%）となり、女性の社会進出に着実な進展は見られます。

ただ一方、一般労働者における男女の給与の格差は、長期的には縮小傾向にあるものの、未だ解消には至っておらず、その要因として男女の役職や勤続年数の差が大きく影響しているものと考えられます。また、パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的意義もありますが、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことが男女間の待遇面の格差の一因になっています。

「男女共同参画に関する県民意識調査」によれば、職場での男女平等について、『「昇進・昇格」において、「男性が優遇されている」と回答した人は全体の34.9%に上り、続いて「人事配置」と「賃金」においては、両方とも29.6%が「男性が優遇されている」と回答しています。

#### 女性特有の様々なハラスメント対応の課題

就活ハラスメントや職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するマタニティハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメント等の根絶等、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保が重要です。

これらを踏まえ、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等に関連する法令や制度の定着のほか、男女間の格差の是正や女性の能力発揮を促すための積極的改善措置の導入等、職場環境の整備に向けた企業等における積極的な取組を促進する必要があります。

### 【施策の方向】

#### （1）男女の均等な雇用機会と待遇の確保

##### ①男女雇用機会均等法や「同一労働・同一賃金」等の普及啓発等

- ・ 雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法等の一層の定着が図られるよう、企業等への普及啓発を推進し、自主的な取組を促進します。
- ・ パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規労働者の労働条件の向上を図るため、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等、関係法令の周知に向けた啓発を行います。
- ・ 雇用の場における差別の解消や就業条件の整備に向けた相談を継続します。

##### ②格差解消に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の奨励

- ・ 企業等に対して、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブ

ブ・アクション)の自主的な導入を推奨する等の啓発を行います。

### ③企業等の取組の促進

- ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や着実な実行を支援します。特に、令和4年から一般事業主行動計画の策定等義務の対象が拡大されたことを受け、新たに義務の対象となる中小企業等の取組を促進するための行動計画の策定支援や、中小企業等ならではの柔軟な取組事例についての情報提供等に努めます。
- ・ 企業等に対して、女性活躍推進の重要性や仕事と家庭の両立のための対策の必要性等の情報を提供し、自主的な取組を行うよう働きかけるとともに、その取組を認定することで、企業等における取組の促進を図ります。
- ・ 女性の活躍が経済に活力をもたらすことについての理解を促すため、女性の登用に積極的な企業等や活躍する女性の好事例の収集及び情報提供を行います。
- ・ 女性が管理職を希望しない一因として考えられる管理職の長時間労働の改善や、長時間労働や転勤を当然とするような従来の労働慣行を前提にしない働き方を推進します。

### (2) 働く女性の妊娠・出産に関わる法や制度の周知

- ・ 母性保護等に関する法律や制度の周知を図り、女性が妊娠及び出産後も安心して働くことができるよう職場環境の整備を促進します。

### (3) 職場・取引関係・就職活動における各種ハラスメントの防止

- ・ 妊娠・出産、育児・介護休業等を理由とする不利益取扱いや、企業におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント、就活ハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメント等の防止に向けた取組の促進と相談体制の充実を図ります。
- ・ 性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認・性同一性）(\*●)に関するハラスメント、フリーランスや女性起業家に対するハラスメントの防止に取り組みます。

---

#### \*●性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認・性同一性）

「性的指向」は、「男性／女性が好き」「男性と女性の両方が好き／好きではない」等の、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向を意味し、「ジェンダーアイデンティティ（性自認・性同一性）」は「私は女性／男性である」等の、自分の属する性別についてのある程度の一貫性を持った認識を意味する。性的指向（Sexual Orientation）とジェンダーアイデンティティ（Gender Identity）の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。

### 課題3 多様な生き方やライフステージに応じた柔軟な働き方の広がり

#### 【現状と課題】

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性も男性も全ての人が、仕事と子育て・介護・社会生活等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリスキングの機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境を整備することが重要です。

#### 「家事・子育て・介護と女性のキャリア」をめぐる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

本県の令和6年度の育児休業取得率は、女性・男性ともに全国平均を上回っており、育児休業の取得促進は、着実に進んでいることがわかります。

一方、「男女共同参画に関する県民意識調査」によれば、仕事と家庭の両立をしていくために必要なこととして、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」(62.3%)が最も多い回答となっており、続いて「労働時間の短縮や休暇制度の充実」(54.9%)となっています。

女性が働き続ける上での障害については、「家事・育児・介護等における家庭内の相互の協力が十分ではないこと」が最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っていること」が多くなっています。

これらのことは、長時間労働や転勤等を当然とするこれまでの労使慣行や固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている実態があり、その結果、女性が離職せざるを得ない場合があることや、女性が主体的かつ積極的に活躍することが困難であることを示しています。

#### オンラインと出社を組み合わせるフレキシブルワーク（柔軟な働き方）の広がり

在宅勤務や短時間勤務等新たな就業形態の普及のほか、仕事から一定期間離れた人に対する再就職支援や起業、自営業等多様な働き方を可能とする環境の整備を一層充実していく必要があります。

さらに、時間や場所を有効に活用でき柔軟に働ける環境整備に向け、オンラインと出社を組み合わせたフレキシブルワークの活用を一層促進することは、多様で柔軟な働き方の実現を図り、ワークライフバランスの推進や人手不足の解消に資するものであり、男女が共に社会責任と家庭責任を担う男女共同参画の観点からも重要です。

一方で、働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護等を両立できるようにするためには、就業環境の整備だけでなく、子育てや介護への支援も重要です。「男女共同参画に関する県民意識調査」においても、男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこととして、「労働時間の短縮や休暇制度の充実」に次いで、「保育・介護サービスの充実」(39.7%)が多く挙げられており、子育て・介護の支援基盤の整備を推進していく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

##### ① 長時間労働の削減等企業等におけるワークライフバランスの取組促進

- ・ 育児・介護休業について、企業等をはじめ労働者及び一般県民に周知・啓発を進めるとともに、長時間労働の削減等男性が家庭・地域社会等へ参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業等に対する意識啓発を図ります。
- ・ 次世代育成支援対策推進法及びいしかわ子ども総合条例に基づく、企業等におけるワークライフバランスの行動計画である一般事業主行動計画の着実な実行や取組の更なる充実等の質の向上の支援・促進を行うとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び着実な実行の支援等により、男女共同参画推進の自主的な取組を促進します。
- ・ 県は、次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、職員の仕事と子育ての両立を推進します。
- ・ 長時間労働削減等の働き方改革に向け、企業等の男女共同参画推進の取組事例の収集及び情報提供を行います。
- ・ 働き方改革関連法への対応についての実践的な情報を提供するとともに、関係機関と連携して啓発を行います。
- ・ 年次有給休暇の取得促進、完全週休二日制やリフレッシュ休暇等各種休暇制度の導入などの普及を図ります。

## ② 広く県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援

- ・ 広く県民に対してワークライフバランスの大切さを啓発するとともに、働きながら子育てをする際の不安の解消や、仕事と子育ての両立のノウハウの提供を行います。
- ・ アウトソーシング（外部委託）による家事の省力化を促進し、女性に偏っている家事等の負担を軽減することで女性のさらなる活躍を後押しするため、家事アウトソーシングの普及啓発を図ります。

## (2) 多様な生き方・働き方を可能にする支援と就業環境の整備

### ① デジタル技術を活かしたフレキシブルワークの普及

- ・ 日進月歩のデジタル技術の進展を活かし、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けないフレキシブルワークや効率的・自律的に働けるフレックスタイム制度等、多様な働き方を可能にする就業環境の整備についての普及啓発を推進します。

### ② 企業内での女性のキャリア形成への支援

- ・ 企業等の自主的な取組を認定することで企業等における取組の促進を図ります。
- ・ 働く女性とその能力を十分発揮できるよう資質の向上や意識の高揚を図ることにより、女性のキャリア形成と企業による管理職等の意思決定層への登用を支援します。

### ③ 雇用によらない働き方・就業環境の整備

- ・ 小規模事業者やフリーランスとして働く女性の経営能力や販売方法・技術等の向上を図るための研修・セミナー開催等を支援します。
- ・ 適切な労働時間や休日の確保等労働条件の整備について普及啓発を行います。

#### ④女性起業家への支援

- ・ 女性起業家に対し、経営管理や法制度等の基礎的な知識を習得するための講座の開催や情報の提供、ビジネスプランの策定、制度融資等による支援体制を整備します。
- ・ 起業を目指す女性に向けた相談窓口の開設や、起業に際して必要な知識を得るための講座の開催、ネットワーク形成のための交流促進のほか、取組事例の収集及び情報提供を行います。

### (3) 子育て・介護等における女性の負担の是正

#### ①子育て・介護を行う労働者の就労継続の支援

- ・ 労働者が仕事と子育て・介護を両立できるよう、関係機関と連携して啓発を行うとともに、企業等の自主的な取組を支援します。
- ・ 休業期間中に必要な生活資金の低利での融資や、臨時的・突発的な保育や軽易な介護等に対する地域社会での相互援助活動を推進します。

#### ②育児・介護休業者の代替要員の確保

- ・ 子育てや介護を理由に休業した人の業務を代替する人を確保するための助成制度の周知・啓発を行います。

#### ③幼児教育・保育サービスと放課後対策の充実

- ・ 子育て家庭のさまざまなニーズに対応するため、延長・夜間保育、休日保育、病児・病後児保育等の多様な幼児教育・保育サービスの充実を図るとともに、子どもの就学後の保育ニーズに切れ目なく対応するため、放課後対策の充実を図り、子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。
- ・ 幼児教育・保育サービスの安定的な提供と今後を担う人材の確保のため、新規資格取得者の確保や離職者の現場復帰、保育教諭・保育士の負担軽減等の取組を進めるほか、保育教諭・保育士や放課後児童支援員等への研修を実施し、職員の資質・専門性の向上に向けた取組を支援します。

#### ④子育てに関する相談支援体制等の充実

- ・ 子育てに関する不安・悩みの解消に向けて、認定こども園や保育所等で育児相談や育児体験、一時預かりを実施するほか、子育て支援プランの作成を関係者が連携して行う等、それぞれの家庭の子育ての状況に応じた子育て支援の取組を進めます。
- ・ 地域社会の身近なところで子育て支援サービスの情報提供や利用相談ができる体制の充実を図ります。

#### ⑤子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成

- ・ 地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに向けて、高齢者・地域ボランティア、NPO等地域活動団体の相互交流を促進するとともに、ネットワークの構築を図ります。
- ・ 企業等による子育て支援活動を促進します。

#### ⑥子育てを支援する生活環境等の整備

- ・ 妊産婦や子育て世帯が安全で安心して生活できる環境づくりの推進に取り組みます。

#### ⑦介護支援策の充実

- ・ 住み慣れた地域社会や家庭における継続かつ安定した生活の確保を目指し、医療と介護の連携のとれた支援体制の整備に取り組みます。
- ・ 地域社会において生活全般にわたる公的なサービスの充実と多様な主体が支え合う地域社会づくりに取り組む等、介護に関わる方々の負担軽減に向け、「課題6（3）高齢者の自立した生活に対する支援」の関連施策の充実を図ります。（P●●）

### （4）女性の再就職や職業能力発揮に対する支援の充実

#### ①再就職希望者への支援

- ・ 子育て等で就業を中断した女性が再就職できるよう、企業に対して、女性活用に資するセミナーを行います。
- ・ 再就職を希望する女性のために、「女性ジョブサポート石川」を通じて、企業見学会や就職支援セミナーの開催等による支援を行います。

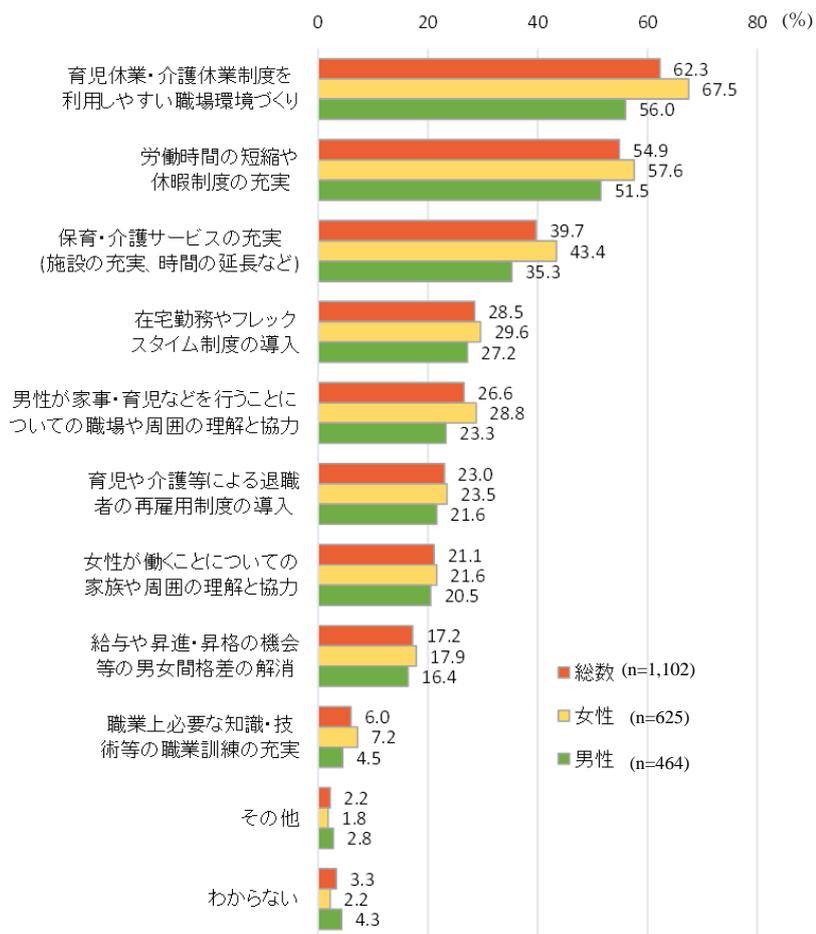
#### ②公共職業訓練や企業等における研修・訓練等の推進

- ・ 多様なニーズに対応した職業訓練を、産業技術専門学校等の公共職業能力開発施設及び民間教育訓練機関を活用し推進します。
- ・ 女性の職業能力開発のために、企業、団体に対して研修や訓練の機会の充実を図るよう働きかけを行います。

#### ③就業と職業能力開発に関する情報提供・相談体制の充実

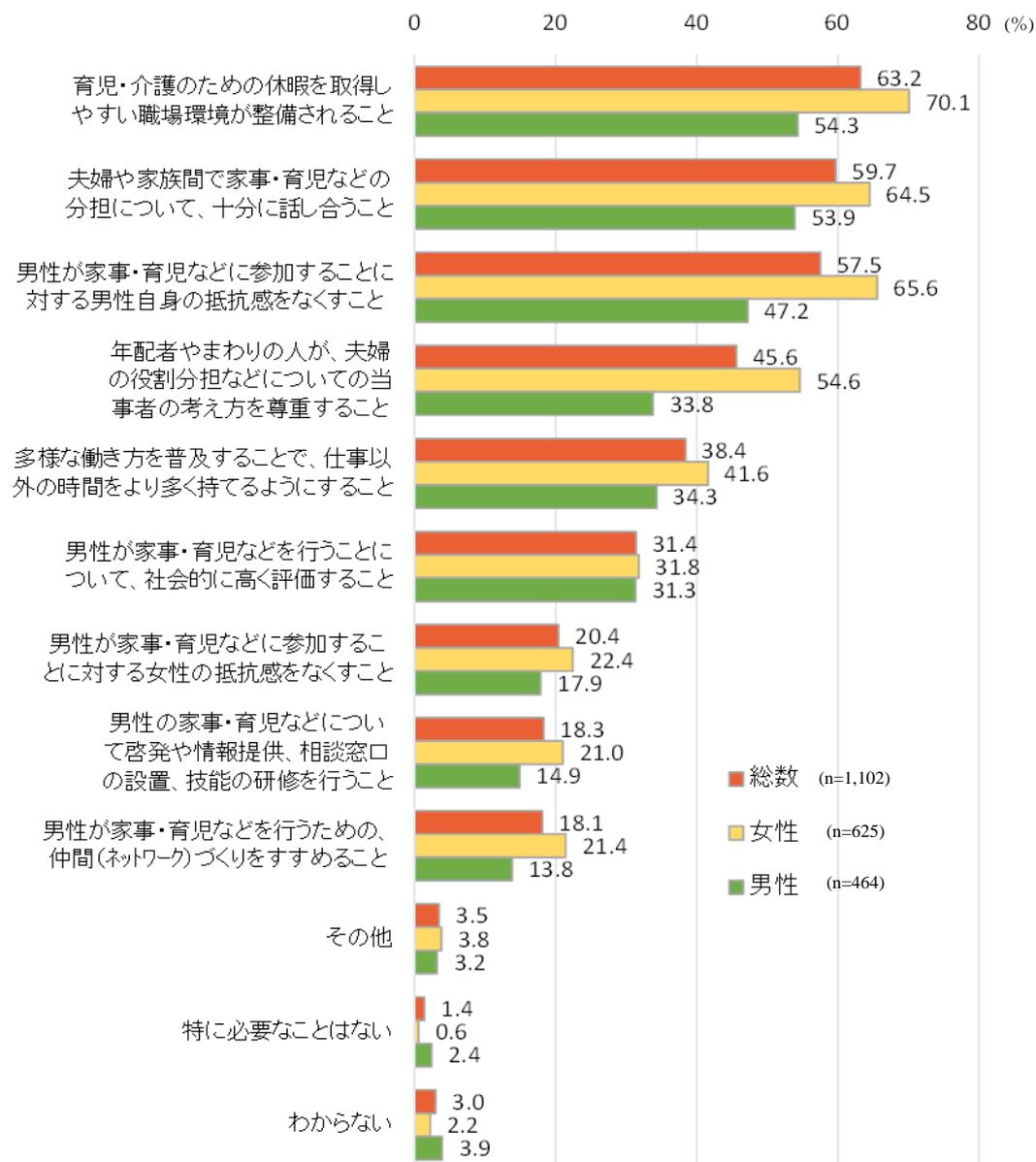
- ・ あらゆる求職者のニーズにワンストップで対応する「いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）」内に「女性ジョブサポート石川」を設置し、個人の意欲と能力に応じた職業の情報提供や相談への対応をはじめ、職業能力発揮のためのキャリアカウンセリングや職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報の提供、相談体制の充実を図ります。

図表● 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと(再掲)



資料:「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)

図表 12 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと



## 課題4 地域社会における男女共同参画

### 【現状と課題】

#### 地域社会の「生きやすさ」「生きづらさ」

集落等の地域社会は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場といえます。人々がみな顔見知り、近所同士で互いに助け合ってきた昔からの信頼関係や絆の強さが地域社会の強みであり、「生きやすさ」の源泉です。

反面、そうした人間関係の緊密さが「生きづらさ」にもなり、全国で人口が大都市へと流出しているとも指摘されます。つまり「都市には多様な意見が尊重される風土がある」「都市には他人からの干渉が少ない」といった点が作用しているとの指摘があります。

本格的な人口減少が進む中でも地域社会の強みと活力が維持されるためには、女性や若年層が様々な活動の中心でのびのびと活動できる「生きやすさ」の面が強まっていくことは必要不可欠です。

#### 農山漁村における無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

地域社会における男女共同参画を推進していくためには、地域社会のさまざまな人々が参加できる場において、男女共同参画に関心が薄い人々も含め、誰もが男女共同参画の意義を理解できるよう身近な課題を取り上げ、わかりやすい意識啓発の取組を進めていくことが重要です。

特に農山漁村では、女性は生産や経営の実質的な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献しているにもかかわらず、適正な評価がなされていないことや、経営の方針決定等に参画していないことが多い現状にあります。その背景には、これまでの地域社会での慣行等を含め、根深い固定的性別役割分担意識やその背後にある無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることから、そうした意識の解消に向けた男女双方の意識改革と理解を促進する必要があります。

農山漁村における男女共同参画を確立するためには、家庭や地域社会での意識改革を進めるとともに、農林水産業に従事する女性の経営管理能力や技術の向上を図りながら、生産組織や組合、地域社会のさまざまな方針決定の場に女性が参画していくことが重要です。

さらに、暮らしやすく活力ある地域社会とするため、環境、消費、教育活動、ボランティア等さまざまな地域活動への男女の参画を促進することも求められます。

### 【施策の方向】

#### （１）男女共同参画の推進員及び応援団の活動の促進

##### ①男女共同参画の推進員及び応援団による啓発活動の推進

- ・ 県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、石川県男女共同参画推進条例に基づき設置した男女共同参画推進員による地域社会における啓発活動を推進します。
- ・ 男女共同参画推進員経験者等で構成された男女共同参画推進応援団と男女共同参画推進員が連携して啓発活動を行うことにより、地域社会での男女共同参画を推進します。

##### ②男女共同参画の推進員及び応援団の活動支援

- ・ 男女共同参画推進員及び男女共同参画推進応援団に対し、啓発方法等の研修や各種情報、

普及啓発資料の提供等を行い、活動を支援します。

- ・ 男女共同参画推進員や男女共同参画推進応援団が行う、地域社会における根強い固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を支援します。

## （２）農山漁村における女性の経営参画

### ①職業人としての能力向上による女性の経営参画の促進

- ・ 女性農業者が主体性を持った対等なパートナーとして経営に参画するため、役割と責任を明確化する「家族経営協定」の締結を促進します。
- ・ 女性農業者の能力向上を図り、女性認定農業者を育成します。
- ・ 研修会等の開催により、起業活動の支援及び経営企画力向上に向けた新商品開発や販売手法の習得の支援を行います。

### ②働きやすい環境の整備

- ・ 女性の活動の周知のため、農林漁業まつりや表彰事業等を通して情報を発信します。
- ・ 女性のネットワークの強化を図り、気軽に情報交換ができる場を創出します。

## （３）町内会やボランティア活動における男女共同参画

- ・ 地域社会での固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図るとともに、自治会、町内会等の地域組織の運営等地域社会づくりへの女性の積極的な参画を促進します。
- ・ 男女共同参画の推進に資する活動を続けている個人や団体を表彰し、地域社会における活動の気運の醸成や裾野の拡大を図ります。
- ・ 男女が希望に応じてボランティア活動に参加できるよう、ボランティア関係団体等と連携し、情報提供等を行います。また、NPO活動への参加促進のための環境整備を推進します。

## ■ 基本的視座Ⅱ 安全・安心な生活環境の確保、生きづらさの解消

### 課題5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

##### 男女共同参画の根幹を崩す「暴力」

誰もが、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、すべての個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠です。

しかし、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシャルハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因になっています。

「男女共同参画に関する県民意識調査」によれば、配偶者から暴力(\*●)を受けた経験のある人の割合は、35.5%(女性39.2%、男性30.6%)となっています。

配偶者から暴力を受けた時の相談の有無・相談先については、どこ(だれ)にも相談していない割合が、53.6%(女性48.0%、男性63.8%)、相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」が57.1%(女性47.9%、男性68.9%)と高く、被害が潜在化している恐れがあります。

配偶者等からの暴力に関する相談・支援体制について、被害者が身近な地域社会においてそれぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、情報の提供や研修の機会の提供等により、市町と連携して取り組むとともに、地域社会における被害者支援体制の強化を一層促進する必要があります。

性犯罪・性暴力の被害は、加害者との関係性から誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことから、年齢・性別を問わず、多様な被害者がためらうことなく被害を訴え、相談し、適切な支援を受けることができるよう、相談先等の周知を進める必要があります。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう社会全体でこの問題に取り組む必要があります。

##### 性犯罪・性暴力に関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

「男女共同参画に関する県民意識調査」によれば、性暴力被害について「被害にあうのはたいてい暗い夜道やひと気のない場所である」、「性暴力にあうのは、若い女性である」等、事実と異なるイメージを持つ人が多いことが分かります。このようなイメージは「被害者側にも落ち度があったのだろう」という誤った認識につながりかねず、被害者が加害者のみでなく周囲の無理解または配慮に欠ける言動によりさらに傷つけられるという「二次被害」を受けることが懸念されます。

\*● 「暴力」の内容(「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)より)

「身体的暴行」(なぐる・ける、物を投げつける等)、「心理的攻撃」(人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視する等)、「性的強要」(嫌がっているのに性的な行為を強要される等)「経済的圧迫」(生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる等)を指す。

性犯罪・性暴力に対しては、被害者に寄り添った支援を進めるとともに、二次被害を防止する観点からも、県民に対して広報啓発やメディア等を通じた的確な情報発信を行うことにより、性暴力被害に対するより一層の理解促進を図る必要があります。

インターネットを利用した性暴力等への対応については、デジタル化の進展、SNS等のコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対しても的確に対応していく必要があります。

## 【施策の方向】

### (1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶対策の推進

#### ①ジェンダーに基づく暴力根絶に向けた意識啓発

- ・ 配偶者等からの暴力をはじめとする、あらゆる暴力を防ぐため、暴力は犯罪となる行為を含む人権侵害であり、決して許されるべきではないことの一層の意識啓発を図り、関係する法制度の趣旨や内容等について広く周知し、的確な運用に努めるほか、若年層に対し、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成にむけた教育・啓発を行います。
- ・ 被害者がその被害を安心して相談できる環境を整備し、ケースに応じた適切な相談やカウンセリング、さらに自立支援までを行うとともに、男性や性的マイノリティ(\*●)に対する適切な配慮が図られるよう、相談及び支援体制の充実を図ります。併せて、被害者と接する機会の多い職業の従事者が、被害者の心情や精神状態に十分配慮した対応ができるよう研修等の充実を図り、関係機関が連携を取りながら、ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶に向けて総合的に取り組みます。
- ・ 配偶者からの暴力等の被害者をはじめとする様々な困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、女性相談支援センターの機能強化、相談員の育成、民間団体との協働の促進等を図ります。
- ・ 子ども・女性を対象とした犯罪や迷惑行為を未然に防ぐため、市町や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を推進します。

---

#### \*● 性的マイノリティ

性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向)が異性に限らない人や、ジェンダーアイデンティティ(性自認・性同一性)(自分の属する性別についてのある程度の一貫性を持った認識)が生物学的な性と異なる人を指す。

代表的な性的マイノリティの例として、レズビアン(Lesbian,同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(Gay,同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル(Bisexual,同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)、トランスジェンダー(Transgender,出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもある。

## ②ストーカー事案等への対策の推進

- ・ ストーカー事案等、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案においては、被害者保護等を適切に実施するための体制を整備するとともに、違法行為に対しては、行政措置、検挙措置等を講じ、また、精神科医と連携して加害者の精神医学的治療につなげる等再犯の防止を図ります。
- ・ ストーカー行為の被害者の支援については、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく援助、女性相談支援センター等による支援のほか、各種被害防止策を的確に実施します。
- ・ 関係機関との連携を強化して効果的な被害者支援を推進します。

## ③セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等法及び同法に基づいて定められた、事業主が雇用管理上配慮すべき事項の周知を図り、国籍や性別等に関係なく相談できる体制の充実に努めるとともに、加害者の意識改革に向けた取組を進めていきます。
- ・ 教育現場におけるセクシュアルハラスメント防止対策については、文部科学省「セクシュアルハラスメントの防止等に関する規程（平成11年3月）」に基づき、管理職等を対象とした研修の実施や、苦情処理体制の整備等防止の取組が適切になされるよう努めます。
- ・ 地域活動をはじめ、就職活動中の学生や請負契約の関係者等直接雇用関係にない労働の場等においても、セクシュアルハラスメントの定義の周知や問題の根底にある差別意識の解消に向けた啓発を進めます。

## ④人身取引への対策の推進

- ・ 警察等関係機関が連携し、関係法令の適切な運用と必要に応じた被害者の保護を実施します。

## ⑤インターネットを含むメディアにおける人権尊重

- ・ インターネットを含むメディアにおける不適切な性・暴力表現や人権侵害を防止するための情報提供に努めます。
- ・ 近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用したデートDV、性犯罪・性暴力、売買春等の暴力や、インターネット上でのプライバシー侵害、誹謗中傷は一層多様化しており、このような暴力やハラスメントの加害者にも被害者にもならないよう安全・安心な利用に向けた啓発を進めます。
- ・ 青少年については、健全育成の観点から、いしかわ子ども総合条例を踏まえ、有害図書等の指定制度の効果的な運用に努めるほか、インターネットの利用により犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、インターネットに潜む危険性とその被害防止及び適正な利用の普及啓発を行います。

## ⑥ 売買春への対策の推進

- ・ 関係法令及び諸規定を厳正かつ適切に運用し、売買春の斡旋行為等の取締りの強化を図ります。
- ・ 売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売買春の被害に遭うおそれのある女性等に対しては関係機関と連携して自立に向けての支援を行います。
- ・ 特に児童買春は、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律及びいしかわ子ども総合条例に基づく取締りを厳正かつ的確に行うとともに、被害児童に対しては、カウンセリングを実施する等、心のケアに努めます。
- ・ 非行に走った児童に対しては、適切な立ち直りの支援を行います。
- ・ 学校教育の場においても、心身に被害を受けた児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮したうえで、適切に対応します。

## (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

### ① 安心して相談できる体制の充実

- ・ 配偶者等からの暴力被害者の相談・保護を行う「女性相談支援センター」及び関係機関との連携を密にし、相談から保護、自立まで被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な施策を推進します。
- ・ 被害者からの相談に適切に対応するため、女性相談支援センターの相談員等の育成と資質向上に取り組むとともに、住民に最も身近な相談窓口である市町においても、相談体制の充実を図るため、配偶者等からの暴力についての専門知識を持つ相談員を育成するための研修を実施する等の支援を行います。
- ・ 相談機関や最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤル「#8008（はれれば）」について、積極的に広報し周知に努めます。
- ・ 市町において、相談対応から被害者の保護及び自立支援まで対応できる配偶者暴力相談支援センターの設置が促進されるよう積極的に働きかけ等を行うとともに、設置を検討する市町に助言や情報提供等の支援を行います。

### ② 被害者保護体制の充実・自立支援の推進

- ・ 被害者が緊急に保護を必要とする場合には、女性相談支援センターにおいて一時保護し、身体の安全を確保するとともに、心身の健康状態等を把握し、心理的ケア等初期に必要な支援を行います。
- ・ 住宅の確保の支援については、被害者の入居優遇措置の充実を図るよう、市町に協力を要請するとともに、女性相談支援センターの支援を受けながら自立に向けた準備ができるよう確保された中間施設の十分な活用を図ります。
- ・ 経済的自立に向けては、就業支援の情報提供等の支援を行います。
- ・ 被害者に対する継続的な精神的・心理的ケアや助言の実施等、メンタルヘルスケアの充実を図ります。

### ③配偶者等からの暴力の防止・若年層への予防啓発の推進

- ・ 「暴力を振るうことは人権侵害である」ということを加害者に理解させるための意識啓発を行います。
- ・ 暴力を止めたいと自覚している加害者に対し、自らの暴力の責任を負い、暴力を抑止できるようになるための個別相談を行います。
- ・ 配偶者等からの暴力のある家庭では、児童への虐待が存在している場合が多数あることから、児童相談所等児童虐待への対応機関と連携し、早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護に努めます。
- ・ 配偶者等からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者等からの暴力について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、一人ひとりを大切にする教育や人権尊重に関する教育の推進を図るとともに、デートDVの防止に関する教育・啓発を行います。

### ④市町・関係機関等との連携及び被害者支援体制充実への働きかけ

- ・ 被害者のそれぞれの状況に応じた支援を行うため、県と市町の連携強化を図り、市町における被害者支援体制が充実されるよう働きかけるとともに、市町の「配偶者暴力防止法に基づく基本計画」の見直しの際には、必要な助言、支援等を行います。
- ・ 配偶者等からの暴力と児童虐待が密接に関連していることを踏まえ、女性相談支援センターの要保護児童対策地域協議会への参画等により、児童相談所等関係機関との連携を一層強化し、適切な対処に努めます。
- ・ 被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体等との連携を図り、事業を共催するほか、民間の団体等に対して、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に資する情報の提供や、研修への参加を促進する等の支援を行います。

## (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進及び被害者支援

### ①相談等をしやすい体制と切れ目ない被害者支援の充実

- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターである「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」において、被害者が被害直後から相談、医療的支援、法的支援、心理的支援等の心身のケアを安心して受けられるよう、関係機関と連携しながら切れ目なく必要な支援をコーディネートします。
- ・ 支援に携わる相談員や関係機関等の研修を実施し、専門性を高めます。
- ・ いしかわ性暴力被害者支援センターをはじめ、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」や、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる「#8103（ハートさん）」等相談窓口の積極的な広報を行います。
- ・ 性犯罪に対して被害届がなされた場合に、被害者の心情に配慮した事情聴取や情報提供、保護を行い、産婦人科医師等、関係機関との連携により、被害者の負担を軽減するよう努めるとともに、性犯罪捜査における体制を充実し、関係機関との連携により捜査過程における被害者の負担軽減や二次被害の防止を推進します。
- ・ 石川県犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等支援推進計画の策定を機に、県民

一人ひとりが犯罪被害者等支援の重要性について理解を深める取組を更に深化させ、犯罪被害者等支援のより一層の充実を図るほか、「犯罪被害者等支援コーディネーター」を設置し、必要な支援が様々な機関・団体から途切れることなく提供される、ワンストップサービスを構築します。

## ②性犯罪・性暴力の当事者にならない教育・啓発の推進

- ・ 性暴力被害の相談が多い若年層が、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないように、性暴力について正しく認識し、万が一被害に遭った場合はためらわずに相談すること等の教育・啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 「相手の同意のない性的行為は性暴力である」、「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識を醸成することが大切であり、啓発活動を効果的に展開します。

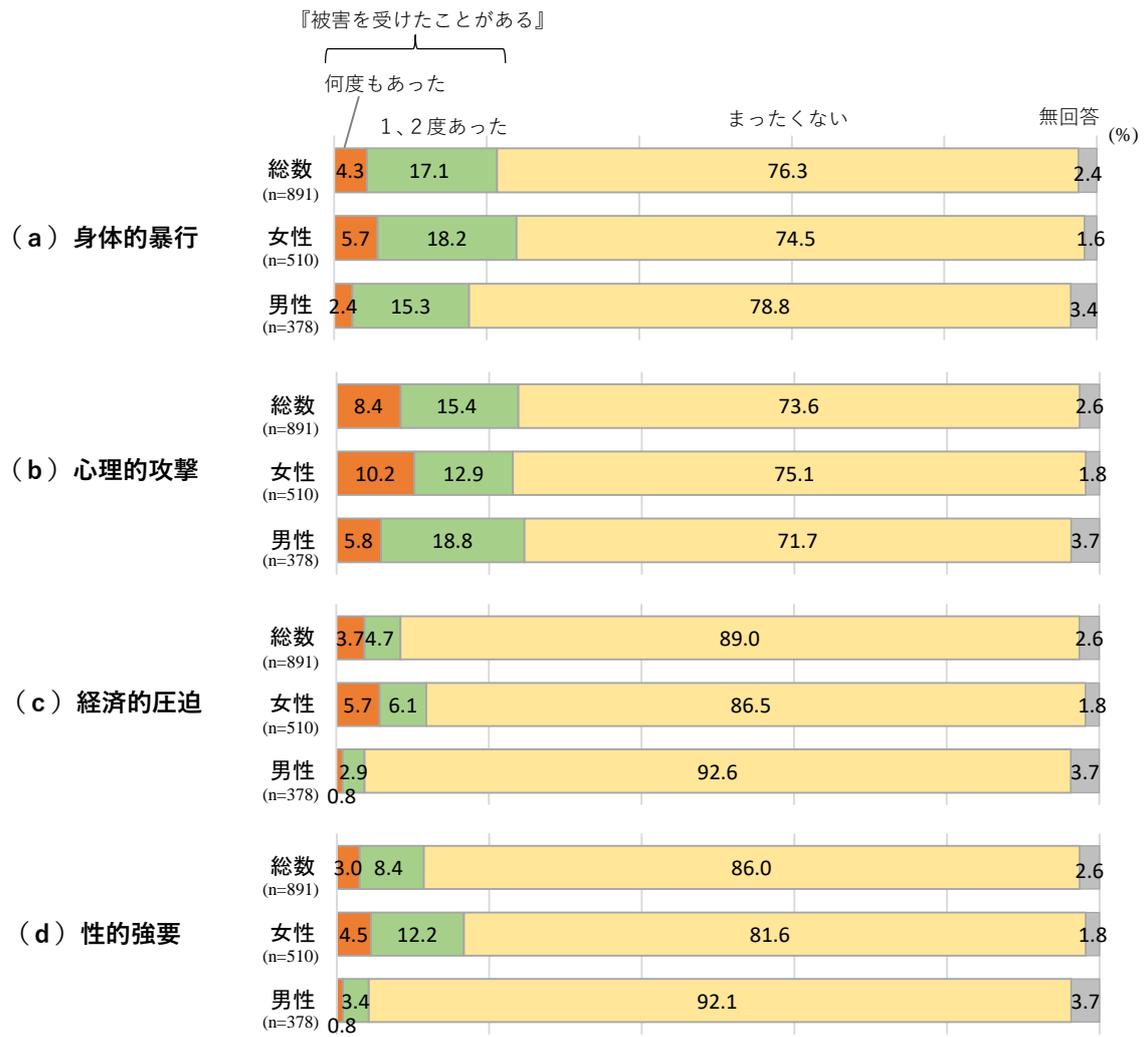
## ③関係機関との連携の強化

- ・ 被害者支援に携わる関係機関によるネットワークを形成し、情報の共有等を行います。
- ・ 被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、警察、産婦人科医会、弁護士会等の関係機関との連携を推進します。

## ④性に関する不法なケース等への対策

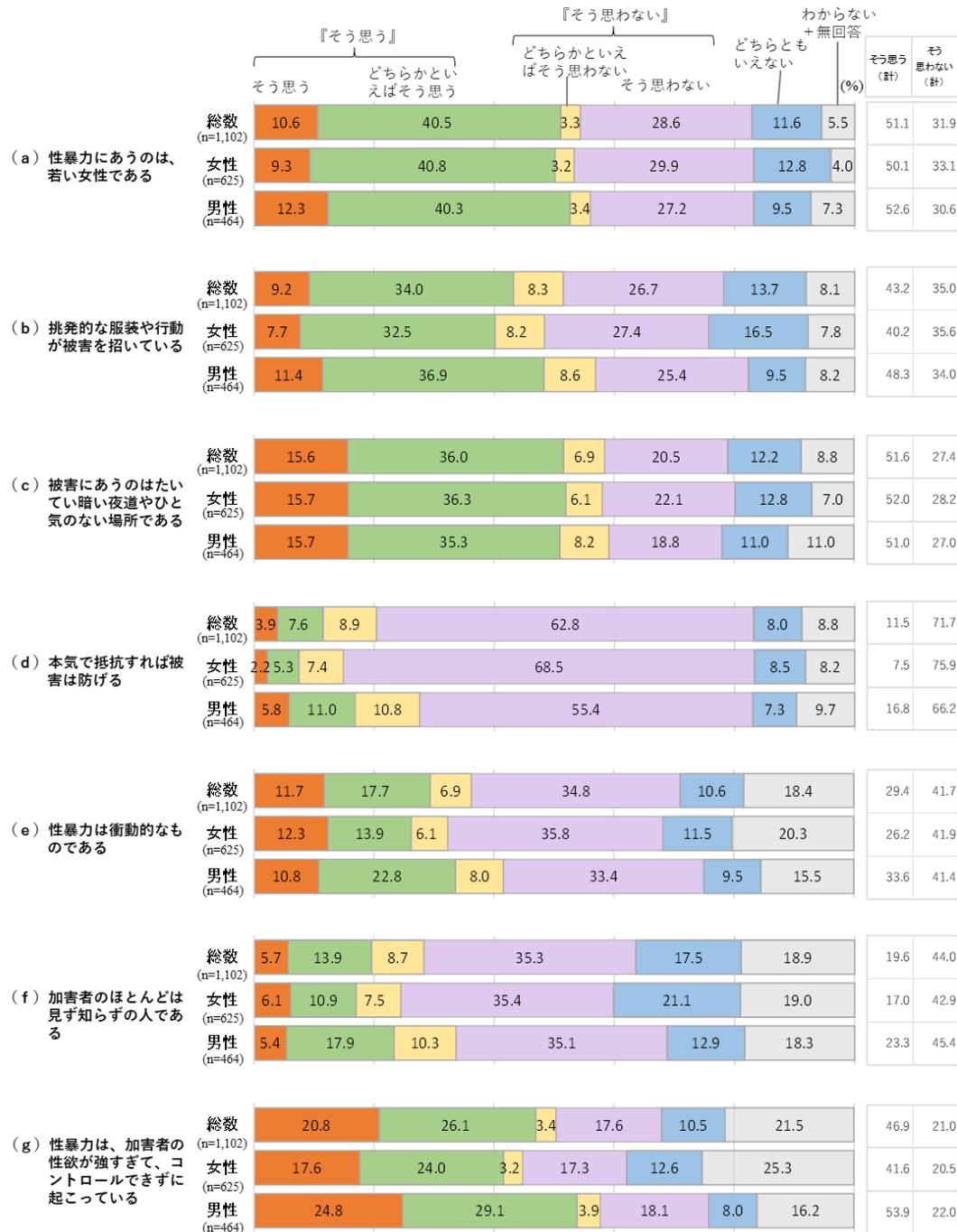
- ・ 性に関する情報の氾濫や性を売り物とする営業等、不法なケースについて積極的に取締りを行うとともに、卑わいな広告等の取締りと排除活動を推進します。

図表 45 配偶者からの被害経験の有無 項目別一覧(性別)



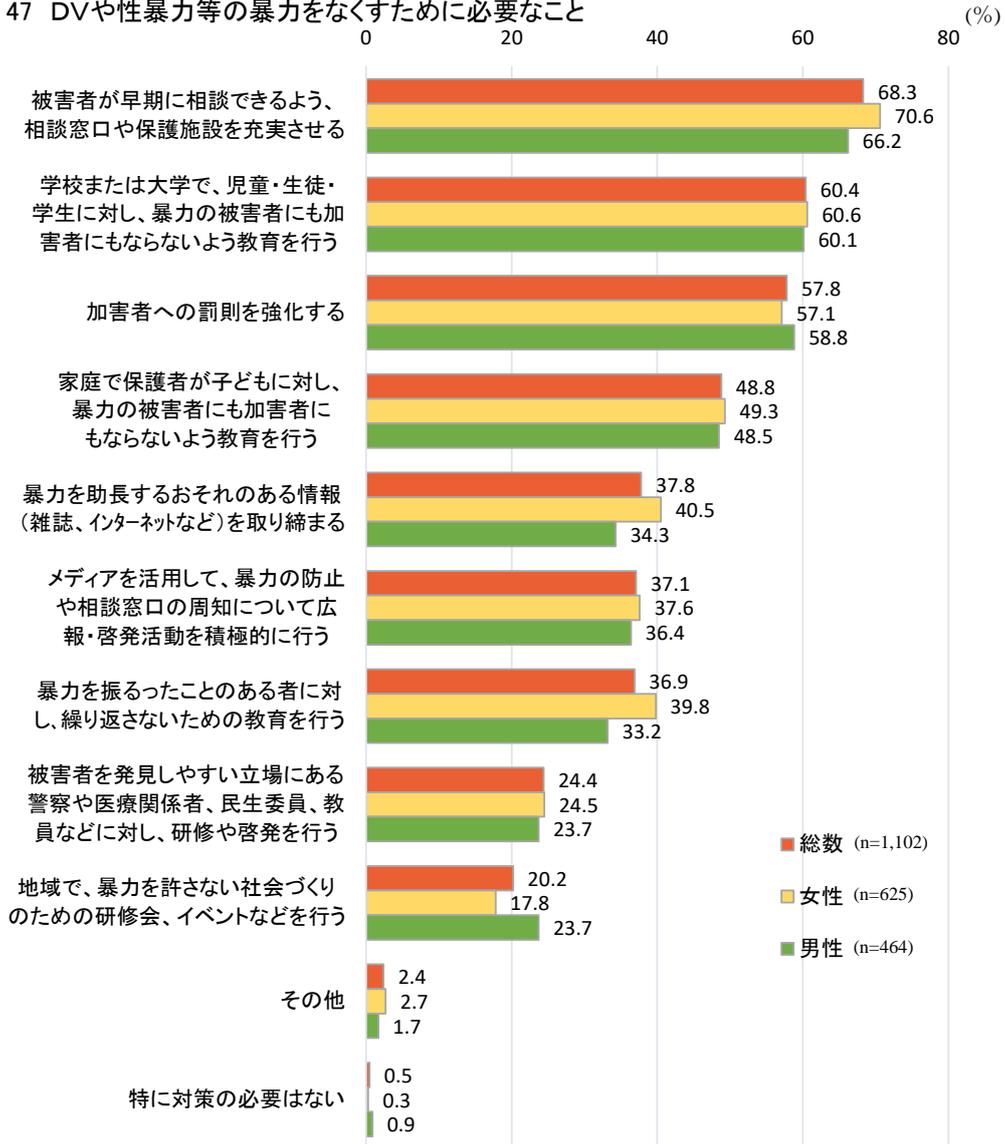
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）

図表 46 性暴力被害に関するイメージ(再掲)



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）

図表 47 DVや性暴力等の暴力をなくすために必要なこと



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和6年度）

## 課題6 誰もが生活上の困難に陥らない、抜け出せる環境づくり

### 【現状と課題】

#### 困難な問題を抱える女性への支援

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、経済的な困難や、教育や就労の機会が得られないこと、地域社会での孤立等、さまざまな「生活上の困難」に陥りやすいことが懸念されています。

こうした状況から、県では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、令和6年3月に、「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、施策を総合的かつ計画的に展開しています。

#### ひとり親家庭が直面する様々な課題

本県におけるひとり親世帯は、令和4年では総世帯数の2.0%を占めており、ひとり親世帯のうち、88.6%を母子世帯が占めています。母子世帯は、パート・アルバイトといった非正規雇用になりがちであり、子育てをひとりで担いながら経済的な困難に陥る可能性に直面している場合もあります。

父子世帯においても、ひとりで仕事も子育ても両立していかなければならない困難に直面している場合もあります。

このため、母子世帯の実情に応じた就職支援等自立のための支援の充実や、ひとり親家庭の母子や父子が安心して暮らすことができるよう生活環境の整備を図る必要があります。

#### 多様性を尊重する環境づくり

本県の人口に占める65歳以上の高齢者は、約3割となっており、今後も増加傾向にあるとともに、ひとり暮らしの高齢者の増加が予測されています。高齢者が地域社会で生きがいを持って安心して暮らすために、高齢期の男女が共に社会の担い手として活躍できるよう社会参画の機会を拡大するとともに、地域社会における支え合いを推進していく必要があります。また、介護サービスの質の向上や、一人ひとりの状況に応じて選択できる介護サービスの基盤整備が必要です。障害のある人においても、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、機会の確保及び自立への支援の充実を図る必要があります。

外国人住民が日本人と同等の行政サービスを受けられるよう多言語での情報提供や相談体制を充実させ、安全・安心に生活できるよう支援するとともに、外国人住民と共生・交流する地域社会づくりに向けた支援を図る必要があります。

性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、社会における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見が相まって更に複合的な困難を抱えることがあるため、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める必要があります。

## 【施策の方向】

### (1) 困難に直面する女性への支援

#### ①安心して相談できる体制づくり

- ・生活困窮等の困難な問題を抱える女性が必要な支援を受けることができるよう、安心して相談できる場の提供や環境を整備するとともに、ワンストップで支援を行います。
- ・気軽に相談できる場の提供やSNS相談に取り組みます。
- ・女性やその同伴児童が相談しやすい環境を備えた、女性相談支援センターの整備の充実を進めます。

#### ②個々の状況に応じたきめ細かな支援

- ・困難な問題を抱える女性それぞれの状況に応じて、心理的ケア、法律相談による支援、一時保護等のきめ細かな支援を行います。

#### ③総合的な支援に向けた民間団体・関係機関等との協働

- ・支援を必要とする人に確実に支援を届けるとともに、多様化・複合化・複雑化した問題を解決するため、民間団体・関係機関等と協働・連携した取組を行います。その際、あらゆる社会資源の活用を検討しながら、取り組みます。
- ・民間団体との連携に当たっては、民間団体・関係機関等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応に努めます。

### (2) 生活困難を抱える子育て家庭への支援

#### ①ひとり親家庭の自立支援と生活環境の整備

- ・家庭環境等に配慮したきめ細かい就職支援等の自立支援とひとり親家庭等の生活の安定を図るための各種支援対策の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援を行います。

#### ②経済的困難を抱える子育て家庭への支援

- ・子どもの将来が生まれ育った環境により左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る取組を進めます。
- ・経済的理由により高校、大学等への進学が困難な者に対し、就学支援金や返済義務のない給付型奨学金を支給するとともに、学資の貸与を行い就学機会の確保を図ります。
- ・生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援を行います。

#### ③ヤングケアラーへの支援体制の整備

- ・ヤングケアラーが、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題や背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、市町や民間団体と協働し、その自主性を尊重しつつ、多様な支援を包括的に提供する体制を整備します。

### (3) 高齢者の自立した生活に対する支援

#### ①高齢者の就業と社会参画の促進

- ・高齢者が意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働き続けることができる条件整備

を図ります。

- ・ 高齢者が豊かな経験と知識を活かし、NPO活動・ボランティア活動に参加できるように、環境の整備を進めます。

#### ②地域社会における支え合いの推進

- ・ 高齢者が安心して生活を営むことができるよう、地域社会での見守り体制等の充実を図ります。
- ・ 高齢者等の身近な地域社会における独自の支援体制として、地域社会に根ざしたボランティアの育成を図ります。

#### ③サービス提供体制の充実

- ・ 高齢者が住み慣れた地域社会や家庭での生活を継続できるようにするとともに、介護する家族の負担軽減を図るため、居宅サービスや地域密着型サービス等在宅生活を支えるサービスの導入を推進します。
- ・ 在宅医療・介護連携体制整備の推進に向け、コーディネーター等に対する研修会を開催するほか、広域的な連携の場を設け、課題解決や情報共有、ネットワークの構築を支援します。
- ・ 介護保険施設等について、計画的な整備や、個室ユニット化等個人の尊厳確保等に配慮した整備を進めます。

#### ④サービスを支える人材の確保と資質の向上

- ・ 多様化する利用者のニーズを踏まえ、良質かつ適切な福祉サービスを提供するために、人材の確保として学卒就職者の確保、他分野からの就業促進、潜在介護・福祉人材の再就業促進、就業者の定着促進、また、人材の養成と資質の向上として、職員向け研修、経営者・施設管理者向け研修に取り組みます。

### (4) 障害のある人の自立支援と生活環境の整備

- ・ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も地域社会において共に支え合いながら共生する社会の実現を目指して、取組を進めます。

### (5) 外国人が共生できる生活環境の整備

#### ①多言語での情報提供や相談体制の充実

- ・ 外国人住民が本県で生活していくうえで必要な情報等を多言語に翻訳する等、理解しやすい情報提供を充実するとともに、全県的に相談窓口の設置等を推進します。
- ・ 日本語の学習機会を提供するとともに日本語指導ボランティアを育成します。

#### ②居住、教育、医療、労働、防災、交通等の生活支援

- ・ 在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て・子どもの教育等の生活に関する適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で実施します。
- ・ 防災ガイドブックの作成、災害時外国人サポーターの育成等を通して、外国人住民が地域で安全・安心な暮らしを営めるよう総合的な支援に努めます。

- ・ 配偶者等から暴力を受けた外国人住民に被害者の支援情報が適切に届くよう関係機関と連携し情報提供等に努めます。

### ③外国人と共生・交流する地域社会づくり

- ・ 外国人住民の人権を尊重し、地域住民の外国人や外国文化に対する理解促進を図るとともに、外国人住民に対しても日本の慣習や文化への理解促進を図ります。
- ・ 外国人住民が地域社会の一員として主体的に活動に参加できるように支援を行います。
- ・ 外国人住民と地域住民がともに生き生きと安心して暮らせる多文化共生の社会づくりを推進します。

## (6) すべての人に配慮した社会づくりの推進

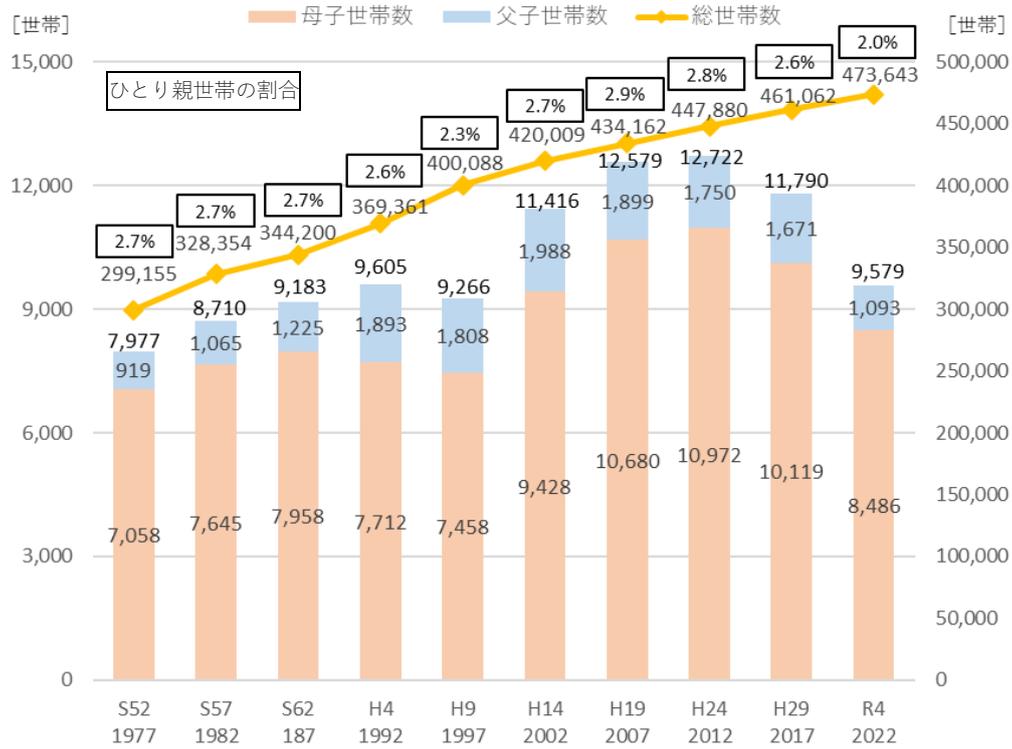
### ①バリアフリー社会の推進

- ・ 高齢者や障害のある人を含むすべての人が安全で快適な生活を営み、あらゆる分野の活動に平等に参加できる障壁のない社会づくりを推進します。

### ②性的マイノリティへの配慮

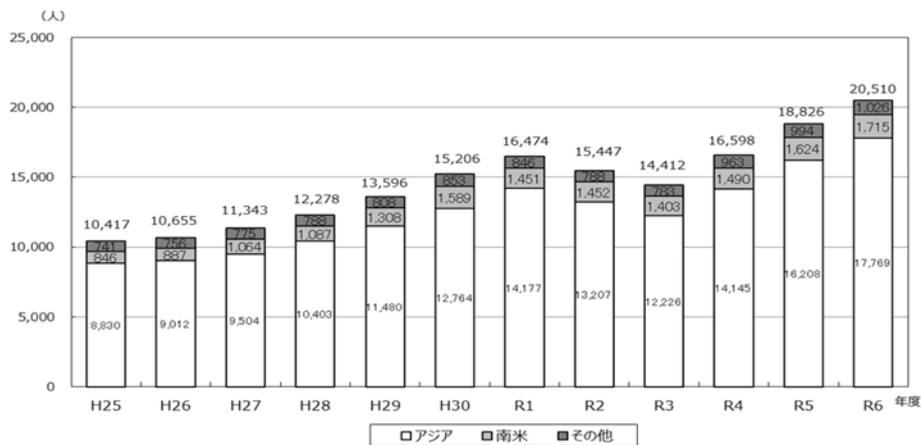
- ・ 性的マイノリティについて正しい理解や認識を深めることができるよう、民間団体等とも連携して、県民に向けた幅広い啓発を推進するとともに、公務員や教員が性的マイノリティについて正しく認識し、適切な助言・指導を行うことができるよう研修を実施します。

図表● 母子世帯及び父子世帯の推移（石川県）



出典：石川県少子化対策監室「ひとり親家庭等実態調査」

図表● 外国人住民数の推移（石川県）



※H23までは外国人登録者数 H24以降は住民基本台帳上の外国人住民登録者数

資料：県国際交流課

## 課題7 身体的性差の理解と、生涯を通じた健康支援

### 【現状と課題】

男女が、相互の身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重して、互いが尊厳をもって生きることは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提です。心身の健康についての正確な知識・情報を入手することは、健康を享受するために必要です。

#### 女性の心身の健康についての正確な知識

女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)(\*●)の視点が特に重要です。

また、性感染症や低体重(痩せすぎ)等の健康をおびやかす問題についても、学校教育や地域社会等において予防・防止対策や正しい知識の理解促進を図っていくことが重要です。

とりわけスポーツ分野において、女性アスリートの活躍が進む一方で、選手生命に大きな影響を及ぼす「女性アスリートの三主徴」(\*●)などの医学的課題があり、それらに悩むことなく、健康に活躍できる環境の整備が必要です。

#### 男女問わず必要なライフステージごとの健康理解、特性に応じた支援

女性の健康に関する知識の向上や、社会的な関心を喚起することで、働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができます。

男性についても、女性に比べて認知度が低いものの、更年期障害がみられるほか、長時間労働による健康への影響も考えられるところであり、男女ともに、双方の健康課題に対する理解やそれぞれの特性に応じた支援が求められます。

### 【施策の方向】

#### (1) 健康づくりの支援

##### ①生涯を通じた健康づくりの支援

- ・誰もが生涯にわたり心身とも健康に過ごすため、性差に応じた的確な保健・医療を受けられるよう、性差医療についての知識の普及を図ります。
- ・子どもからお年寄りまで全世代を通じて、運動習慣の定着や身体活動量の増加に取り組みとともに、正しい食生活の理解促進と実践の支援等生活習慣の改善を推進します。

---

\*● リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖の健康・権利)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)は、人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。

リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高の水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利を指す。

\*● 女性アスリートの三主徴

利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症を指す。

- ・ 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識を広く社会に浸透させ、県民が正しい知識・情報を得、認識を深めることができるよう努めます。
- ・ 女性のライフステージごとの健康課題の解決に向けて、フェムテック(\*●)の振興を図ります。
- ・ 大学生等の若い世代に対し、性別を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケア(\*●)の取組を行います。
- ・ 男性自殺者が女性自殺者の約2倍であることも踏まえ、自殺総合対策大綱や石川県自殺対策計画に基づいた対策に取り組めます。

## ②子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進

- ・ 女性特有のがん（子宮がん、乳がん等）や骨粗しょう症を予防するため正しい知識について啓発普及を図るとともにがん検診を受けやすい体制整備を推進します。

## ③性や性感染症に関する適切な教育・啓発・相談の推進

- ・ 学校教育においては児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を進めます。
- ・ 県民を対象とした女性のための相談事業の充実を図ります。
- ・ HIV（エイズ）、梅毒をはじめとする性感染症についての正しい知識の普及を図るとともに、感染者等に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう積極的な啓発活動を行います。

## ④低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙・飲酒等の影響対策の推進

- ・ 健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、母親の低体重（やせ過ぎ）・肥満、喫煙等との関連について普及啓発し、妊娠初期からの健康管理や保健指導の充実を図ります。
- ・ 20歳未満の者の喫煙・飲酒の防止や家庭等における受動喫煙の防止については、家庭、学校、地域社会が協力して取り組めます。
- ・ 社会全体に悪影響を与える薬物乱用については、薬物の影響に関する正しい知識普及と防止対策の強化及び薬物依存者の社会復帰を図ります。

## （2）妊娠・出産等に関する女性の健康支援

### ①妊娠から出産・子育てに至る一貫した母子保健対策の充実

- ・ 妊娠期からの母子の健康を確保するため市町や関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行うとともに、若年・未婚・多胎等の妊娠出産育児において困難を抱える家庭に対しては、妊娠初期からの継続した支援を実施します。

---

#### \*● フェムテック

「Female（女性）」と「Technology（技術）」を掛け合わせた造語。女性が抱える健康の課題を、テクノロジーで解決する製品やサービスを意味する。

#### \*● プレコンセプションケア

「pre（～の前に）」、「conception（受精・懐妊）」で、「妊娠前の健康管理」を意味する。将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことを指す。

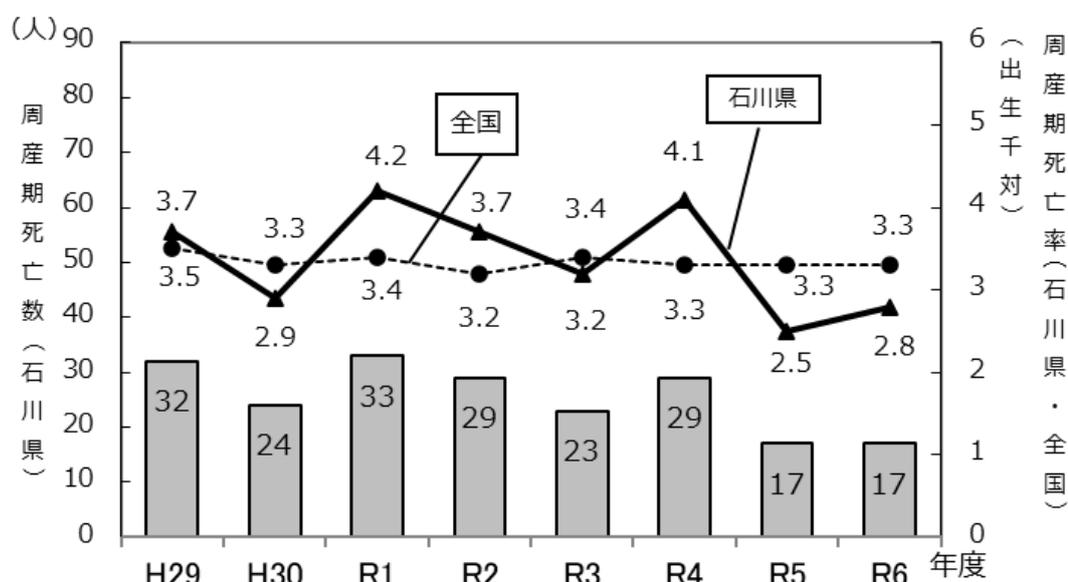
## ②周産期・小児医療体制の充実

- ・ 望まない妊娠等、妊娠を継続するかどうかの悩みに対する専門の電話・メール・SNS相談を実施します。
- ・ 不妊に悩む方への支援の充実を図ります。
- ・ 母子の健康や医療の不安の解消に向けて、ハイリスク出産の増加傾向に対応した高度周産期医療体制の充実・強化を図るとともに、地域の産科、小児科医等の確保に向けた取組等を推進します。

## (3) 女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境の整備

- ・ 女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足・運動性無月経・骨粗しょう症）や妊娠・出産等のライフイベント等選手生命に大きな影響を及ぼす課題について、女性アスリートや指導者に対する啓発を図ります。

図表● 周産期死亡数・死亡率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

※『周産期死亡数』は「妊娠満 22 週以後の死産」と「早期新生児の死亡」を加えたもの

## 課題8 災害の教訓を生かした女性特有の負担の是正

### 【現状と課題】

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

#### 非常時に負担が増幅しやすい「女性」

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、ぜい弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。本県の人口の半数超は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違い等に十分に配慮された男女共同参画の視点による災害対応が行われることが、防災・減災及び、災害に強い社会の実現にとって必須です。

県が実施した令和6年能登半島地震対策検証の結果においては、「女性の視点による授乳室の確保や女性向け物資のニーズ把握、男女共同参画の視点による運営等、多様な視点による対応が不足」と指摘があり、国の調査においても、避難所における炊き出しの負担が女性に偏る事例があったとされています。

#### 根っこにある平時からの無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を反映して増大する家事・子育て・介護等の負担が、女性に集中し、性暴力や配偶者等からの暴力の被害が生じるかもしれないといったジェンダー課題の増幅が懸念されます。

防災・減災対策においては、災害から受ける影響や支援のニーズは男性と女性で異なることを認識し、平常時から、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、非常時において女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められるほか、悩みや相談を中長期的に受けられるような体制を整える等、生活再建に向けた心身のケアも重要です。

それらの取組とともに、社会における慣行等を含め、根強い固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた男女双方の意識改革と理解を促進する必要があります。

### 【施策の方向】

#### （1）非常時・平常時双方における男女共同参画の視点の反映

##### ①様々な不安・悩みを抱える女性被災者を支援する体制強化

- ・ 不安や様々な悩みを抱える女性被災者が気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談支援を行うとともに、交流会等の気軽に立ち寄れる場の提供に取り組みます。
- ・ 災害時には、女性被災者等の困りごとやニーズを把握し、必要な支援を行うとともに、避難所運営等において配偶者等からの暴力（DV）や性被害・性暴力の防止等安全・安心確保が図られるよう、働きかけを行います。

##### ②平常時からの男女共同参画の視点の反映

- ・ 災害時に必要な避難・生活再建・復旧活動が、「炊き出しは女性が得意なはず」といったような無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に支配されることなく、そ

それぞれの得意を活かした男女共同参画の考え方で進められるよう、防災関係者に対する研修の実施等の諸活動を展開するほか、市町に対して同様の取扱いを促していきます。

- ・ 女性防災士の育成等により、自主防災活動への女性の参画促進を図るほか、災害対策本部や避難所の運営等の防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、方針決定過程における女性の参画を拡大します。
- ・ 地域社会の各種団体や企業等との連携を通じ、男女共同参画の考え方で地域コミュニティ防災体制の充実を図ります。

## (2) 男女共同参画の視点を活かした創造的復興の取組の推進

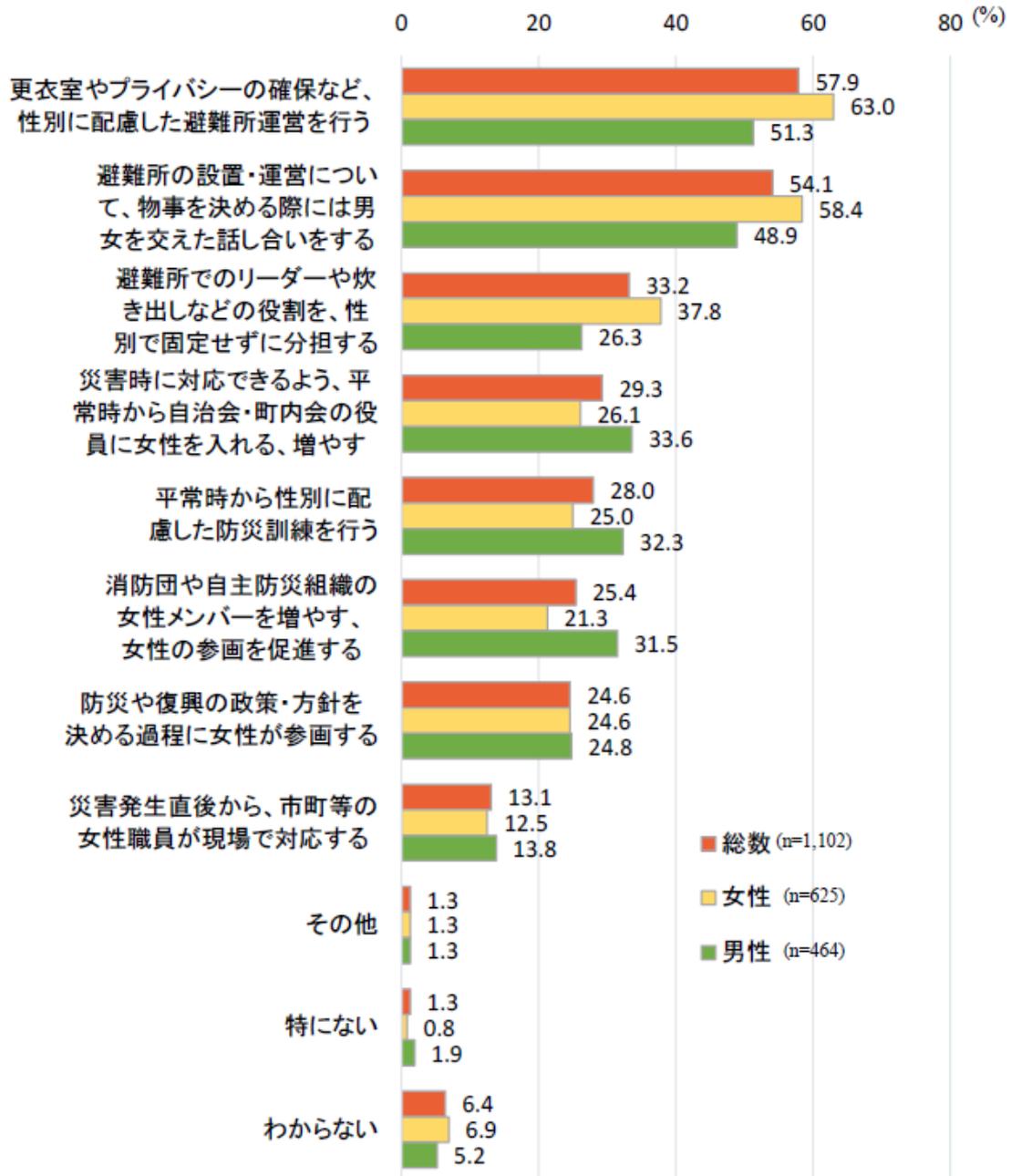
### ①男女共同参画の視点を活かした創造的復興の取組の推進

- ・ 被災地における創造的復興の取組に男女共同参画をはじめとした多様な視点を活かすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、その普及・浸透を図ります。

### ②NPO等との連携及びその活動の支援

- ・ 防災や復旧・復興に関する活動を行うNPO等との連携や、その活動に向けた支援を行います。

図表● 性別に配慮した防災・災害対応・復興対策のために必要なこと



令和6年度「男女共同参画に関する県民意識調査」より

## ■ 基本的視座Ⅲ 男女の正確な相互理解と国際的調和

### 課題9 根底にある無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消

#### 【現状と課題】

女性も男性も、持続可能な働き方を実践するとともに、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられています。女性と男性が共にワークライフバランスを推進し、若者や女性が働きやすく魅力ある職場づくりも併せて求められています。これまで男女共同参画を推進する様々な取組が進められ、法制度の整備も進んできたものの、依然として、男女共同参画社会が実現したとは言い難い状況にあります。

#### 根っこの問題としての無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消

「男女共同参画に関する県民意識調査」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した者の割合は64.2%である一方、「平等」と回答した者の割合は10.8%となっています。こうした背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があり、またそれらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。

このような意識や固定観念等は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在し、進路選択や就業等様々なライフスタイルに影響を与え、家事・子育て・介護負担の女性への偏りや男性の過重労働等心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面もあります。県民一人ひとりの意識が変わり、従来の性別による固定観念にとらわれなくなることで、女性も男性も、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きることにつながります。

男女共同参画の推進に係る他の全ての取組の基盤として、また様々な取組の実効性を高めていく観点から、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要です。根強い偏見等を背景に、女性は、嫌がらせ、誹謗中傷等の標的になりやすく、深刻な影響を受けやすいことに留意しつつ、地域社会・職場・教育等様々な場から社会全体の機運を醸成していくことも欠かせません。

男性が主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに、家事・子育て・介護等の多様な経験を得ることや、自己啓発等にかかる時間を確保することは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成等を通じ職務における視野を広げる等、自身の才能発揮につながり、男性自身にとっても有用であると考えられます。

男女共同参画社会においては、多様な生き方を尊重し、男女が共に社会責任と家庭責任を担うことで、あらゆる場面で活躍するチャンスが広がることや、男性にとっても個性と能力を発揮できる社会であること等について、男性や若い世代の理解を促進し、意識改革を進める必要があります。

行政はもとより企業や各種団体等に対して女性の能力を活用することや男女共同参画を進めることの意義についての理解を促進し、意識改革を進めることが重要です。

また、メディアにおいて、性別に基づく固定的な役割分担にとらわれない男女の多様なイメージを伝えることや、情報を得る者がメディアからの情報を無批判に受け入れることなく主体的に読み解いていく能力を身につけることが大切です。

## 幼児期から大人に至るまでの各年代での教育啓発

人権意識や男女平等観を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要です。学校教育は、憲法及び教育基本法の精神に則り、男女が平等で、相互に協力する社会づくりに向けて、男女平等意識を高める大きな役割を担っています。人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性についての指導を引き続き充実するとともに、男女が共に社会の一員としての役割を果たしつつ、それぞれの個性や能力を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるようにすることが大切です。そのため、学校教育等において生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力等を培うことが重要であり、一人ひとりの適性や能力を尊重した教育を進める必要があります。

また、家庭における親のしつけや教育に対する姿勢、生活習慣等は、子どもの心や行動に大きな影響を与えます。家族の一人ひとりが平等であり、家事・子育て等の家庭生活は男女が共に担うものであるという認識に立った家庭教育が大切です。

地域社会においても男女が共に社会のあらゆる分野に参画していくための意識を育む教育・学習機会の充実を図ることが重要です。

### 【施策の方向】

#### (1) 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消につながる広報・啓発活動の推進

##### ①無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する積極的な情報発信

- ・ 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発手法等を検討し、積極的な情報発信を行います。
- ・ 企業・家庭・地域社会等、様々な場面における無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発の取組を推進します。

##### ②男女の相互理解を深めるための広報・啓発活動の推進

- ・ 男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、対象やテーマ、地域社会、年代に応じ、効果的な手法を用いてわかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動を積極的に展開します。その際は、男女共同参画に関する認識やその意義について、正しく理解されるよう留意するとともに、それらが定着するよう努めます。

##### ③男性や若い世代の男女共同参画の理解促進

- ・ 男女共同参画の啓発に当たっては、男性や若い世代の関心が高い分野を取り上げ、男女共同参画についての理解を促進し意識の改革を進めます。
- ・ 男性が家庭、地域社会へ参画できるよう、男性が関わることの大切さや意義等の啓発を進めるとともに、男性の取組事例の発掘及び情報提供を行います。
- ・ 男性が家事や子育て、介護等に参画することや、介護休業・休暇を取得することに対する周囲（地域社会、職場等）の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画できるように、必要な広報・啓発活動等を行います。

##### ④行政、企業・団体等への啓発推進

- ・ 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、男女共同参画を推進していくため、県及び市町の職員の意識改革に取り組みます。
- ・ 企業や各種団体等の研修に男女共同参画に関するテーマを取り入れ、社員等の意識啓発を行うよう理解と協力を求めます。
- ・ 企業等の男女共同参画推進の取組事例の収集及び情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、企業等に対して育児休業等の取得や長時間労働削減等に向けた啓発を行うことにより、家庭・地域社会等へ男性が参画しやすい職場環境づくりを進めます。

#### ⑤県の発行する広報等刊行物の表現の配慮

- ・ 県が発行する広報や刊行物等について、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による不平等な表現等になっていないかを男女共同参画の視点で点検し、必要な見直しを行います。

### （２）男女の相互理解を育む学校教育の推進

#### ①初等中等教育における男女平等教育の推進

- ・ 次代を担う子どもたちが固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、その個性と能力を発揮できるよう、子どもたちから、男女の協力、思いやりや将来の生き方等男女共同参画の理解を促進します。
- ・ 男女が共同して社会に参画することや、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性等を、学校教育の全般にわたり、児童生徒の発達の段階に応じ、人権尊重の視点に立った男女平等教育の充実に努めます。
- ・ 家庭生活は男女が共同で担うものであることの理解を進めるとともに、生活者としての自覚を持ち、あらゆる場面で自己決定ができるよう、職業意識の育成や保育・介護等の体験等の視点も取り入れ、指導内容・方法の工夫・改善を行います。

#### ②教職員研修の充実

- ・ 児童生徒が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、学校長をはじめとする教職員の研修等の実施に取り組みます。
- ・ 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、児童生徒の身近な存在である教職員の理解促進を図ります。

#### ③進路指導の充実

- ・ 児童生徒一人ひとりが、主体的に進路を選択する能力を身につけることができるように指導します。
- ・ 進路選択の際には、保護者や教職員等身近な人から影響を受ける場合が多いことから、職業に対する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、仕事内容や働き方への理解を促進します。

#### ④高等教育における男女平等教育・研究の振興

- ・ 高等教育機関に対しては、教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう働きかけを行うとともに、男女共同参画社会の形成に資する研究成果について、学校教

育や社会教育における活用を促進します。

- ・ 大学生等次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、主体的に多様な生き方や働き方を選択することができるよう、男女共同参画意識の醸成を図るための機会を提供します。

### （３）家庭・地域社会における男女共同参画学習・教育の推進

#### ①男女平等意識を育てる家庭教育の推進

- ・ 男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような人間形成を図るため、家庭教育に関する学習機会を提供します。
- ・ 家庭における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を推進します。

#### ②家庭教育に関する相談体制の充実

- ・ 家庭や家族を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を抱える親に対しての支援として、相談体制の充実を図ります。

#### ③男女共同参画社会の形成をねらいとした学習機会の充実

- ・ 男女共同参画社会の形成を目指して、男女が共に多様な能力を発揮し、社会のあらゆる分野へ参画していけるよう、学習機会の充実に努めます。
- ・ 地域社会・家庭等へ男性が参画することの重要性について、広報・啓発を推進します。
- ・ 男女共同参画推進員や男女共同参画推進応援団とも連携しながら、地域社会における無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組を推進します。

#### ④指導者の養成・確保

- ・ 男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画に関する諸問題についての理解を深め、男女が共に地域社会や職場等における活動に参画できるよう、学習活動や地域活動において指導、助言できる指導者の養成を図ります。

### （４）男女共同参画に関する相談体制及び調査・研究の充実

#### ①男女共同参画苦情処理制度等の相談体制の充実

- ・ 男女共同参画苦情処理機関（\*●）の制度の一層の周知を図るとともに苦情に対して適切な処理を行います。
- ・ 女性に対する相談体制の充実及び関係相談窓口との連携強化に努めます。

#### ②定期的な意識調査・実態調査の実施及び情報の収集

- ・ 男女共同参画に関する県民意識や女性を取り巻く現状を客観的に把握するため、定期的な意識調査や実態調査を実施します。

---

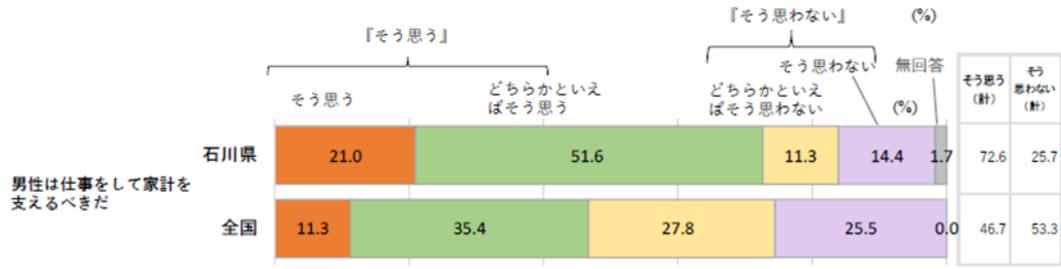
\*7 男女共同参画苦情処理機関（県男女共同参画推進条例第13条に基づく機関）

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関。

### ③県民、市町、企業、団体等への情報の提供

- ・ 国や市町、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物を幅広く収集・整理し、県民へ提供するとともに、特に市町に対しては、男女共同参画計画に基づいた各種施策が効果的に行われるよう、男女共同参画に関する情報提供等の支援を行います。

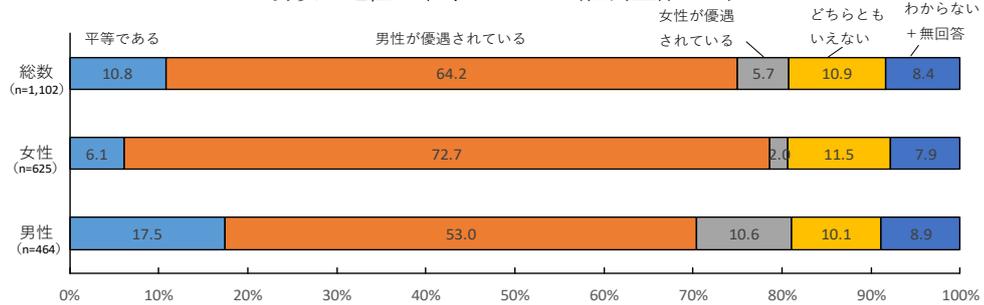
図表●● 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)



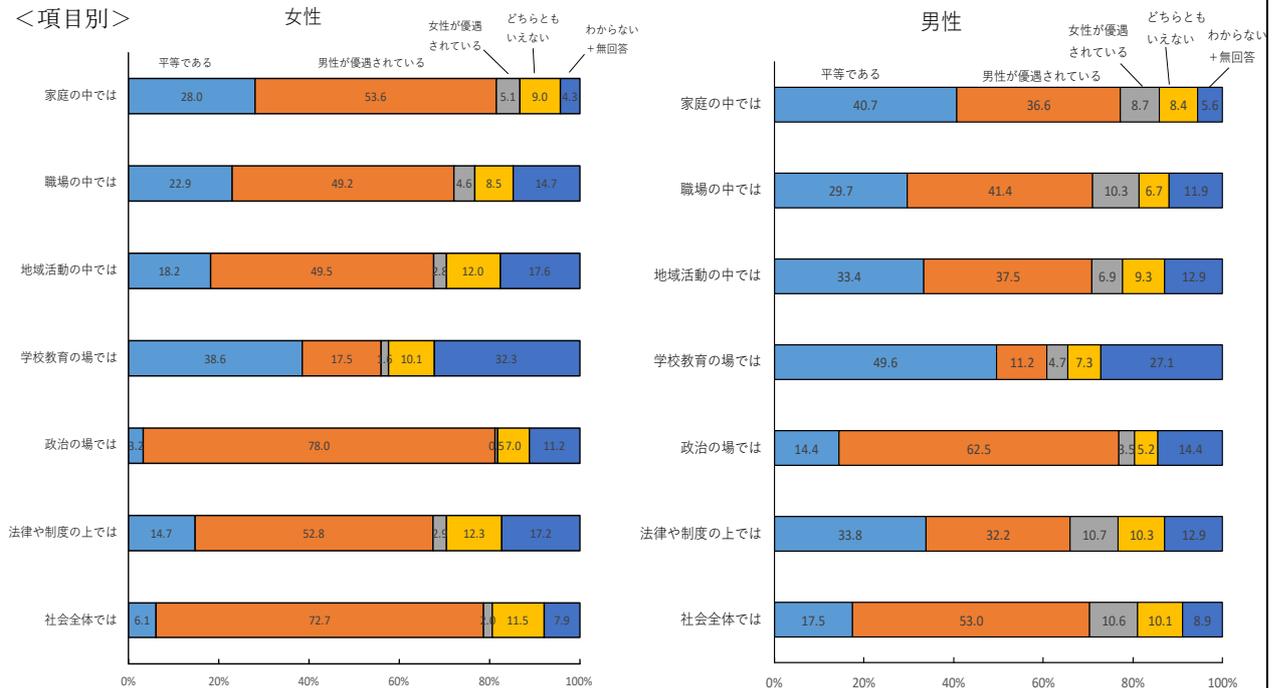
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)

図表● 男女の地位の平等感

<男女の地位の平等について(社会全体では)>



<項目別>



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和6年度)

※『男性が優遇されている』は、調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したもの。  
『女性が優遇されている』は、調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したもの。

## 課題10 「国際社会と日本」「日本の中の石川」という比較の視点等

### 【現状と課題】

近年、国際会議や多国間協議において、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントが主要議題に取り上げられる等、男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会におけるさまざまな取組と密接な関係を有しています。

#### 国際社会におけるジェンダー平等と石川県

平成27（2015）年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）では、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされ、国際社会が一致して取組を進めています。

また、令和6（2024）年9月に採択された「未来のための約束」においても、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメントが持続可能な開発の不可欠な前提条件であること」が確認されています。

本県としても、国際社会における男女共同参画・女性活躍の進展を真剣に受け止め、現状との比較の視点を持ち、国際的な規範や基準、取組の指針を積極的に取り入れていく必要があります。

#### 国際的協調に向けた人材育成

男女共同参画社会の形成を図るためには、国際動向の情報収集や国の取組状況の把握に努めるとともに、世界の様々な情勢や問題について正しく理解できる人材の育成が重要であり、特に若い人材の育成が不可欠です。

世界には多様な文化や習慣があり、また女性を取り巻く問題も多種多様であることを知ることにより、比較の視点が生まれ、自分たちの地域社会の問題や課題に気づくことができます。世界の中の日本、日本の中の石川を意識して施策や活動を進めることが、多様な価値観を認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会の形成につながっていくと考えられます。

### 【施策の方向】

#### （1）国際社会の情報収集・提供

##### ①国際規範・基準の本県への取り入れ

- ・ 国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針等を本県の実情に合わせて取り入れ、その浸透を図ります。

##### ②国際社会の動向についての情報の収集・提供

- ・ 男女共同参画に関する先進事例を含む諸外国の取組についての図書や資料等情報を収集・提供します。

#### （2）国際交流・協力の推進

##### ①友好交流地域等との幅広い国際交流の推進

- ・ 友好交流地域（ロシア・イルクーツク州、中国・江蘇省、韓国・全北特別自治道）をは

じめ、世界の各地域との多様な交流を進めます。

②民間国際交流団体の充実と行政との連携・協働体制づくり

- ・ 民間国際交流団体の活動支援や、県民のボランティア活動への参加促進を通じて、相互の連携・協働体制づくりを強化します。

③グローバル化に対応する人材育成と活用

- ・ 青少年の海外留学等への支援や、多文化社会・国際化に対応した教育の充実、コミュニケーション能力の向上に向けた取組等により、グローバル人材として地域社会の国際化を担う人材を育成し、人材の活用を促進します。

## 第5章 計画の総合的な推進

### 1 県における推進体制

#### (1) 庁内の推進体制の充実

県の男女共同参画施策を総合的に推進するために設置した石川県男女共同参画推進庁内連絡会議において、関係部局との連携、各種施策の効果的推進及び進行管理を行います。

#### (2) 石川県男女共同参画審議会を設置

石川県男女共同参画推進条例に基づき設置した石川県男女共同参画審議会において、男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議を行います。

#### (3) 男女共同参画苦情処理機関の設置

石川県男女共同参画推進条例に基づき設置した男女共同参画苦情処理機関において、制度の一層の周知を図るとともに苦情に対して適切な処理を行います。

#### (4) 男女共同参画に関する調査・研究、施策の企画・立案の充実

庁内各課と連携を図りながら、男女共同参画の現状における問題点の把握や調査・研究を進め、男女共同参画社会の形成に向けた施策の企画・立案に活かします。

#### (5) 男女共同参画推進員の設置及び男女共同参画推進応援団の活用

- ・ 石川県男女共同参画推進条例に基づき設置した男女共同参画推進員が地域社会における男女共同参画の普及啓発活動を展開します。
- ・ 男女共同参画推進員経験者による応援団を活用し、推進員への助言指導や広域的な普及啓発活動を積極的に進めるとともに、応援団の自主的な活動を促進します。

#### (6) 石川県女性センターの充実

男女共同参画を推進するための総合的な拠点施設として「女性センター」の役割は重要です。女性の主体的な生き方を支援する相談事業を充実させるとともに、女性グループのネットワークの拠点として一層の充実を図ります。

#### (7) 石川県女性相談支援センターの充実

配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力の被害者に対し、関係機関との連携を密にし、相談から保護、自立まで被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な施策を推進するとともに、「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」として、性暴力被害者に寄り添った支援をワンストップで行う等、あらゆる暴力等に対する相談支援体制の充実を図ります。

#### (8) 公益財団法人いしかわ女性基金との連携

男女が共に協力し、豊かさを実感できる社会づくりを目指すために、広く女性の意見を反映し、その多様な能力を生かして、女性の主体的な活動をより効果的に推進することを目的に設立された「公益財団法人いしかわ女性基金」と緊密に連携し、男女共同参画社会の実現に向けての効率的な事業展開や広報・啓発活動を進めます。

## 2 市町との連携

- ・ 県は、市町と連携して男女共同参画社会形成のための活動に取り組むとともに、各市町で男女共同参画施策が一層推進されるよう、男女共同参画に関する各種情報の提供や市町担当者会議等の情報提供の場の充実を図ります。
- ・ 男女共同参画推進員が地域社会における活動を市町及び応援団と連携を図りながら進めることができるよう支援します。

## 3 国との連携

国の動向を把握し連携を図りながら、全国の先進的な取組を踏まえつつ施策の効果的な推進を図ります。

## 4 関係機関、民間団体、企業等との連携

男女共同参画社会の実現を図るため、行政機関はもとより、関係機関、民間団体、企業等との連携、協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けたグループ、団体等の活動やネットワークづくりを促進します。

## 5 職員研修の充実等

県職員をはじめ市町職員、団体職員等に対し、男女共同参画についての正しい理解と関心を深めるための研修機会や情報提供の充実を図ります。

## 6 県民への期待

県民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題としてとらえ、身近なところからその実現に向けた取組を実践していくことを期待します。

## 7 計画の進行管理

石川県男女共同参画推進条例に基づき、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査し年次報告として公表します。

## 8 数値目標（別表）

数値目標を設定し計画の着実な推進を図ります。